

壮警町告示第7号

令和3年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和3年2月19日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

- 1 期 日 令和3年3月4日
- 2 場 所 壮警町役場 大会議室
- 3 付議事件（予定）
 - （1）専決処分の承認を求めることについて
 - （2）壮警町債権管理条例の制定について
 - （3）町営住宅設置及び管理条例及び壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - （5）壮警町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮警町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - （6）壮警町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
 - （7）壮警町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - （8）令和2年度壮警町一般会計補正予算（第15号）について
 - （9）令和2年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - （10）令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 - （11）令和2年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
 - （12）令和3年度壮警町一般会計予算について
 - （13）令和3年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
 - （14）令和3年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
 - （15）令和3年度壮警町介護保険特別会計予算について
 - （16）令和3年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について
 - （17）令和3年度壮警町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君
3 番 佐 藤 忞 君
5 番 山 本 勲 君
7 番 毛 利 爾 君
9 番 長 内 伸 一 君

2 番 松 本 勉 君
4 番 加 藤 正 志 君
6 番 真 鍋 盛 男 君
8 番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和３年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第１号）

令和３年３月４日（木曜日） 午前１０時００分開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定について
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 ６ 議案第２号ないし議案第１８号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和３年壮瞥町議会第１回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において

７番 毛利 爾君 ８番 森 太郎君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１２日までの９日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月１２日までの９日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議会一般、総務常任委員会等所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、
各団体からの陳情、要望等、広域連合行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に
配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案１７件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和２年第４回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第４回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応状況、ワクチン接種に係る動向についてご報告申し上げます。新型コロナワクチンの接種については、広報そうべつ２月号でワクチン接種の概要をお知らせしていたところでありますが、国内ではファイザー社製のワクチンが本年２月１４日に薬事承認され、２月１７日から医療従事者を対象に先行接種が始まったところであります。ワクチンの接種は、１６歳以上の方を対象に行うこととされていますが、ワクチンの供給量を勘案して、国が一定の接種順位を定めて市町村で接種を実施することとされており、最初に医療従事者等の接種を行い、その後高齢者、基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込みとなっています。本町における接種につきましては、医療従事者以外では最上位となる高齢者への接種を国のワクチン供給に合わせて速やかに開始できるよう事前準備を進めているところであり、接種の際に必要な接種券の送付等、日程が決まり次第お知らせしてまいります。

また、接種場所については、接種者同士の間隔を保ちながら受付から予診、接種、接種後の状態観察等の動線が確保できる施設規模が必要であることや高齢者等の利便性等地域の実情を考慮して、町内施設を活用して集団接種方式で実施する方向で医療機関と検討しているところであります。

ワクチン接種につきましては、ワクチンの供給など様々な要因により状況が変化することとも考えられますので、今後とも広報やホームページなど様々な方法で町民の皆様に分かりやすい情報を提供してまいります考えであります。町としましては、ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止や地域経済の持続的な発展を図る上で現時点において重要な対策であると考えておりますので、町民の皆様が円滑に接種できるよう医療機関をはじめ関係機関と連携し、その対策に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ホストタウン登録についてご報告申し上げます。本町では、長年にわたるフィンランド国との交流を生かし、東京オリンピック・パラリンピック大会に参加するフィンランド選手を応援する「ホストタウン」の登録を目指し、内閣官房やフィンランドオリンピック委員会等と協議を行ってきましたが、去る１月２８日、選手団の受入れ等についてオンラインによる調印を行い、翌１月２９日、道内で１５市町目となるホストタウンに登録されたところであります。今後は事前合宿の受入れや新型コロナウイルス感染症に配慮しながら選手との交流を深めるとともに、本町のＰＲと活性化に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、スポーツコミッション事業についてご報告申し上げます。スポーツを通じた地域

振興を目指し、スポーツ庁の助成を活用し、新たな推進組織の設立に向け昨年９月以降設立準備委員会を設置し、体験会や研修会、先進地視察等を実施してきたところですが、去る２月２４日、その成果として推進組織である「そうべつアウトドアネットワーク」が発足したところであります。今後につきましては、継続してスポーツ庁の助成を活用し、本町の恵まれた自然環境や風光明媚な景観を生かした新たなスポーツツーリズムについて具体的に検討を重ね、誘客と雇用の創出など活性化に向け取り組んでいく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、そうべつ温泉病院移転についてご報告申し上げます。医療法人交雄会そうべつ温泉病院におかれましては、本年１月下旬に新聞報道にありましたように、近い将来伊達市内にそうべつ温泉病院を移転することを表明されたところであります。町としましては突然の表明に驚き、極めて残念なことと受け止め、地域医療の将来や地域活力の低下を案じているところであります。ご承知のとおり、そうべつ温泉病院は昭和５７年１２月の開院以来、これまで約４０年にわたり地域の身近な医療機関として地域医療を支えるとともに地域活動にも様々な貢献をいただいているところであります。医療法人からは、これまで築いてきた町や町民との絆もあることから、壮瞥町の医療に対する役割を今後とも果たしていきたいというお話をいただいております。町としましては今後移転の時期や移転後の地域の医療体制等について医療法人としっかり協議をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、国及び北海道が令和３年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。国は、令和３年度予算編成に当たって、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な指針としております。北海道開発においては、北海道の資源・特性を生かして我が国の発展と課題解決に寄与するため、第８期北海道総合開発計画に基づく諸施策に取り組むこととしております。一方、近年の大規模自然災害の激甚化・頻発化や新型コロナウイルス感染症への対応として「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化計画」を計画的に進め、災害に屈しない強靱な国土づくりの推進と分散型国土づくりに向けた取組などにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動が両立する「新たな日常」を実現していくことが喫緊の課題とされ、この要請に応えるため、令和３年度北海道開発予算は令和２年度の第三次補正予算を加えた対前年度１.３５倍の７,７５８億円が配分されたところであります。

新年度に国が町内で実施を予定する事業の概要についてご説明申し上げます。一般国道４５３号蟠溪道路は、落石、土砂崩落等の通行規制区間、現道の線形不良及び狹隘区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的として事業を進めていただいているところでありますが、令和３年度には蟠溪市街地の第２工区の全区間約８００メートルの道路改良舗装工事を完成される予定と聞いております。また、蟠溪市街地から上久保内までの第３工区では（仮称）長流川橋の下部工と左岸側の護岸工事等を行う予定と聞いております。

次に、北海道が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。道道洞爺湖登別線のうち壮瞥温泉地区のサンパレス工区につきましては、令和３年度中に用地買収及び物件補償などの用地処理を完了させ、令和４年度から道路工事に着手し、同年度中に完成する見込みと聞いております。また、同路線の弁景地区では継続事業として土砂崩壊防護柵の整備に続き吹きつけのり砕工の実施や、オロフレ地区では防雪柵の整備工事を実施する予定と聞いております。

次に、外環状線がありますが、道道滝之町伊達線では、道道立香南久保内線との交差点から伊達市志門気の区間での暫定土工や補強盛土、路盤工を実施し、伊達市内ではありませんが、水湧橋の上部工を整備する予定と聞いております。

次に、道道洞爺湖公園線では、令和２年度に引き続き湖畔側と昭和新山側の２区間で未整備となっております歩道を整備する予定と聞いております。

次に、河川事業では、幸内地区におきまして令和２年度に引き続き長流川の浸食を防ぐための護岸整備を行う予定と聞いております。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による対策工事等により「上久保内地区」は安定しておりますが、「幸内地区」の変異は比較的少なくなっているものの融雪期や大雨時には変異が見られるなど、いまだ注視が必要な状況であります。今後も各関係機関の観測を継続しながら学識者や関係機関による連絡調整会議等で情報共有を図るとともに、連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が国及び北海道が令和３年度において予定しております事業概要であります。

本町内では国及び北海道が行う多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路・河川・防災対策は住民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤でありますので、地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいる所存であります。

最後に、町政懇談会の中止についてご報告を申し上げます。令和２年１１月２４日から１２月２日までの７日間、町内７会場で開催を予定しておりました町政懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により延期し、開催時期や開催方法などについて検討をしてまいりました。しかしながら、これまでの全道及び胆振管内の感染状況を踏まえ、今年度の町政懇談会は中止することといたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和２年第４回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（長内伸一君） 日程第５、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和３年第１回壮瞥町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と重点的に取り組む政策について申し上げます。

町長として町政を担わせていただき１期目の折り返しの年となります。

これまで、常に町民の皆様の幸せと壮瞥町の持続的な発展のために、健全な財政運営を最優先課題として、黒崎副町長、谷坂教育長、職員の皆さんとともに、まちづくりに全力で取り組んでまいりました。この間のご理解とご協力に深く感謝を申し上げます。

本町は、人口減少と少子高齢化や地域産業を支える担い手不足など、多くの課題に直面しており、これまでの取組を基盤として、令和２年度を初年度とする第５次まちづくり総合計画に基づき、課題の解決に向け、取組を始めたところです。

現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難に直面し、本町においても、日常生活や経済活動に甚大な影響を与えており、特に商工・観光業を中心に極めて深刻な状況にあります。

町では、これまで地域経済の活性化や社会生活の安定を図るため、プレミアム付商品券の発行をはじめ、学校や医療機関等の衛生対策、事業者の事業継続や経営安定対策等、町独自の対策を展開してきました。

これからも効果的な施策を適時適切に推進し、この国難を乗り越えていくため、町民の皆様と心をつなげて全力を挙げて取り組み、先人が築き上げてきた壮瞥町を、地域の宝である子供たちへ、着実に、継承していくことを基本として、

- ・公正で公平な町政
- ・町民の皆様とともに歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、皆様の期待と負託に応えるべく、第５次まちづくり総合計画の将来像「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け全力を尽くしてまいります。

本町の財政状況は、各年度の実質的な財政収支の指標である「実質単年度収支」が、平成２８年度以降、３年間で３億１,１８１万円の赤字となっており、収支不均衡を財政調整基金の取崩しで補填する状態が継続しております。

平成３１年度、財政調整基金を１億９,０００万円取り崩すとした通常編成の当初予算を引き継ぎ、決算では、財政調整基金の取崩しは４,１３７万円、実質単年度収支の赤字額は６６７万円、対前年で６,８９８万円の収支改善となったところです。

将来にわたって、壮瞥町が活気ある「まち」であり続けるためには、第５次壮瞥町まちづくり総合計画や諸計画に位置づけた施策、事業を計画的に展開することが必要で、そのためには、健全な財政運営が基盤となります。

この任に就かせていただいてから、町政執行の責任者として、

- ・町財政を、自分自身の家計と捉え、厳しい現状を認識すること
- ・財源の確保、活用に向け創意工夫を徹底すること

この２つの意識を、常に職員と共有し、予算と事務事業の適正な執行管理に努めている

ところであります。

特に、事務事業については、国や道との連携、調整を緊密にし、新規事業はもとより、既存事業においても、国や道の施策の効果的な活用を進めるとともに、税の収納率の向上や人材誘致などにも取り組み、行財政資源を有効に活用した施策の推進体制を構築するほか、ふるさと納税額が、昨年12月末現在で、1億円を超えるなど、着実な歩みとともに、改善の成果が徐々に現れています。

新年度の予算編成においては、厳しい財政状況を踏まえた中で、「第5次壮瞥町まちづくり総合計画」等に位置づけた施策を計画的・戦略的に推進できるよう、全ての事務事業について、社会情勢の変化を踏まえ、施策の果たす役割や事業規模、財源措置等施策を構成する様々な要素を検証・評価するなど、住民生活や地域経済に支障を来さない範囲で、収支改善に向け査定を行ったところです。

こうした取組により、財政調整基金の繰入れを、令和2年度当初より1,000万円圧縮し、8,900万円の計上となったところです。感染症が長期化し、先の見通しが極めて不透明な状況ですが、さらなる収支改善に取り組み、本町が、持続的に発展するために必要な社会資本整備を計画的に推進できる財政基盤づくりに取り組む所存です。

新年度に、町が取り組む主要な施策の展開の基本方向について申し上げます。

「元気な産業のまち」について申し上げます。

地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域コミュニティを持続させていくために重要です。

本町の基幹産業の一つである農業の振興については、意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保をはじめ、地域の特色を生かした付加価値の高い農業生産体制の確立や農業経営の体質強化を着実に推進するとともに、本町農業・農村が持続的に発展できるよう、将来を見据えた技術導入や生産体制の整備について、地域の実情を踏まえて計画的に進めてまいります。

農業従事者の減少や高齢化が進行する中で、担い手の育成・確保が効果的に図られるよう、就農相談から研修・実習の受入れ、さらには、雇用就農をはじめ、就農後の技術習得や経営管理能力の向上研修など、体系的で一貫した担い手支援体制を一層強化するなど、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ってまいります。

新たな産地形成と雇用の創出による活性化が期待される久保内中学校跡地を活用した加工施設の整備については、計画的に事業が推進されるよう、関係機関との調整等をはじめ、必要な支援を継続してまいります。

また、認定農業者等が農業経営の体質強化に必要なスマート農業等の新技術の導入や機械・施設の整備等の取組を国や道の施策を効果的に活用しながら計画的に支援してまいります。

土づくりを通じた付加価値の高い農業生産や循環型社会の形成を推進するため、堆肥センターにおける高品質堆肥の生産や町内の生ごみの受入れ、堆肥化を引き続き行うとともに

に、その運営については、堆肥生産の効率化や堆肥の利用促進等の経営内容をさらに改善・強化するほか、農業振興上の役割等今後の在り方について、関係者の皆様と検討を進めます。

また、町営牧場については、牧場の再編について、畜産振興を図る観点から、再編後の利活用の在り方について、様々な方向性を持って関係者と議論を進めてまいります。

農業・農村の有する自然環境の保全や良質な景観形成、水源涵養等の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で実施する農地や水路等の地域資源の保全活動等について支援を行うとともに、鳥獣被害対策については、捕獲活動や侵入防止柵の設置等の対策を充実強化するため、関係団体などと協議・連携し、国の施策の効果的な活用や地域ぐるみの被害防止対策の体制づくりを進めてまいります。

林業の振興については、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、植栽、保育、間伐等の森林整備を計画的に実施し、健全な森林の造成や資源の循環利用を進めてまいります。

廃止鉱山に係る水質汚染等の鉱害を防止するため、坑廃水の処理等の鉱山鉱害対策を継続し、環境保全を推進するとともに、サクラマスの採卵ふ化やワカサギ等の冷凍パック製造販売などに取り組む洞爺湖漁業協同組合のふ化場の老朽化した屋根等の改修を、道の施策を活用し、洞爺湖町と共同で支援してまいります。

商工業については、近年、景気の低迷や人口減と購買力の町外流出等に加え、新型コロナウイルス感染症により、行動の自粛要請などによる来訪・来店者の減少、売上の低迷により、深刻な状況となっております。

本年度から検討を進めている小規模事業所の振興に関する条例については、具体的な新たな施策も含め、新年度の制定に向け、商工会と継続し検討を進めてまいります。

商工業の振興については、商工業の総合的な改善発達を図るための組織である商工会への補助を継続し、経営安定、事業継承など、主体的な取組を支援するとともに、住宅等リフォーム・住環境整備など各種支援についても継続してまいります。

農業者や農業団体、商工業者等が連携して推進している、本町のリンゴやブドウを原料としたシードル、ワイン造りに加え、新たな「食」の開発といった魅力づくりなど、六次産業化の取組の促進に向けた支援や起業支援などを継続してまいります。

観光業の振興については、観光協会の活動や振興策への支援を継続するとともに、感染症により深刻化する影響への対策として、国、道との連携を強化し、経営の持続化に向けた支援や地域経済の活性化に資する町独自の対策を適時適切に推進してまいります。

長年の懸案である昭和新山地区の活性化と洞爺湖園地の適正利用については、関係機関や関係者との協議、連携の下で推進してまいります。また、「雪合戦」への支援を継続するとともに、道の駅のさらなる活性化に向けた具体的な検討を進めてまいります。

立地を予定している企業との調整を行い、必要な支援を行うとともに、町内全域の高速通信環境や宿泊施設がある環境を生かし、企業やサテライトオフィスなどの誘致について、

具体的な推進に向け関係機関、事業者等と協議を進めてまいります。

大自然を活用したアウトドアスポーツや町有施設を生かした新たな魅力づくりに向け、指定管理者や団体などの主体的な取組を支援するとともに、ユネスコ世界ジオパークを生かした知的探究心の強い方のニーズに対応するツアー開発に取り組んでまいります。

さらに、ポストコロナを見据え、横綱北の湖記念館・郷土史料館、昨年オープンしたウポポイなどの観光資源を生かし、教育旅行などの積極的な誘致に、国、道、近隣市町や関係団体等と連携し、誘客に取り組んでまいります。

次に、「笑顔あふれる暮らしのまち」について申し上げます。

未来を担う子供からお年寄りまで、安心して暮らせることは、まちづくりの基本であり、移住と定住を促進するためにも重要です。

「子どもたちは地域の宝」であり、少子化は我が国の最大の課題です。地域総がかりで、子供たちの教育に関わる社会の形成に取り組んできた基盤を生かし、昨年3月、子育ての基本理念を明記した「壮瞥町子ども・子育て支援条例」を制定しました。

この条例に基づき、子育て世代包括支援センターの機能強化を図るとともに、出産や進学の日々に支給する「子育て応援祝金」や紙おむつ専用のごみ袋配付事業の創設に加え、高校生まで医療費無料化の拡充など、総合的な支援により、安心して子育てができ、子育て世代に選択されるまちづくりを進め、少子化対策を強力に推進してまいります。

保育サービスについては、平成30年度からの課題であった、待機児童の解消に努めるとともに小学校との接続、連携を強化してまいります。

各学校に配備したタブレットや高速通信環境を生かし、発達段階に応じた教育を推進するとともに、最優先課題として取り組んでいる町財政の改善の状況を踏まえ、学校施設については、新年度の早い時期に、第2期定住促進及び公共施設有効活用計画で位置づけを行い、望ましい教育環境づくりを推進してまいります。

胆振管内唯一の町立の農業高校である壮瞥高校は、JGAPの認証やふるさと応援寄附金の返礼品の商品開発など、今日的課題に対応した特色ある教育活動を実践しております。これからも継続して、町の施策との連携を強化し、地域産業の担い手の育成・確保や産業振興に必要な技術・情報等の拠点として役割強化に取り組む所存です。

1年間延期された、東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン登録を生かし、フィンランド選手団の事前合宿の受入れなどを通して、スポーツへの関心を高め、交流とともにスポーツを核とした地域づくりを推進してまいります。

読書は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を身につける上で欠くことのできないものであり、総合計画に位置づけた目標を達成するため、学校や教育委員会の取組を支援してまいります。

次に、「健康と生きがいのあるまち」について申し上げます。

高齢化が急速に進行している本町で、心身ともに健康で豊かな生活を送るためには、健康づくりと医療、介護、福祉、保健が連携した体制の維持、構築が重要です。

町内には、病院が2か所、歯科診療所が1か所あり、地域医療を担っていただいておりますが、1月下旬、医療法人交雄会から、そうべつ温泉病院については、移転に向けた手続を進める旨の説明を受けたところです。

町としましては、極めて残念なことでありますが、将来を見据えた法人の判断と受け止めるとともに、地域の医療、介護、福祉や、経済も含め、重大な影響を及ぼすことから、今後、法人等との調整を密にするなど、適切に対処していく所存であります。

本年度は、平成30年度を初年度とする「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の最終年ですが、期間中3年間の介護給付費は、年々増加傾向にあります。

現在、令和3年度を初年度とする第8期計画を策定中ですが、今後の給付費の見込みや、策定委員会のご意見、他の社会保障制度の改正などを慎重に検討し、介護保険料の改正を提案しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

町としましては、健康寿命の延伸を図るため、健康づくり事業を推進するとともに厳しい財政状況ではございますが、経済支援として福祉灯油を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を、国や関係機関との連携の下で推進するとともに、国の主導の下で適切にワクチン接種を実施してまいります。

加えて、感染症対策に十分留意しながら、各種検診を実施してまいります。

障害者福祉として、第3期障がい者計画などに基づき、町内の社会福祉法人や作業所と連携し、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

西胆振行政事務組合において共同整備を進めてきた伊達火葬場が、新年度から供用開始となることから、利用料の激変緩和策を措置するとともに、町火葬場については、令和4年度の廃止に向け、検討を進めてまいります。

高齢者の生きがいづくりとして、他自治体の例を参考に、人材を活用する体制づくりなど検討を行ってまいります。また、胆振線代替バスの更新やバス路線維持の支援を行うとともに、コミュニティ・タクシーの運行についても継続してまいります。

次に、「希望に満ちた安全なまち」について申し上げます。

国内でも有数の活動的火山、有珠山は、平成12年の噴火から20年余を経過しております。近年、全国的に甚大な自然災害が頻発しており、災害に強い、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となっております。

災害に強い基盤整備として、国道453号や道道各線の整備促進に向けた要望を強化するとともに、町道上立香第2線の道道昇格やそれに伴う道道路線の再編、町道への移管に向けた取組を推進してまいります。

町道滝之町中島1号線の整備や橋梁の計画的な維持補修を継続するとともに、支障木の除却、道路照明の計画的なLED化や草刈り、除雪など道路、橋梁の適切な維持管理に努めてまいります。

公営住宅の適切な維持管理や生活に欠かせないライフラインである簡易水道や集落排水事業の安定的な運営に努めるとともに、令和5年度の公会計制度の導入に向け取り組んで

まいります。

また、災害発生時に迅速かつ的確に行動ができるよう、現在、具体的で実践的な避難計画の策定や避難所の見直しに伴う地域防災計画の見直しを行っております。

新年度においては、その内容を広く周知するため、防災マップの発刊、配布や避難所前の看板の更新、整備を行ってまいります。

加えて、避難所備品の計画的な導入や自主防災組織の組織化などに取り組んでまいります。

さらに、火山と共生してきた歴史、文化を伝承するため、有識者や洞爺湖有珠火山マイスターをはじめ、関係機関と連携した火山学習会や防災訓練を通して、火山と共生する災害に強い人づくり、地域づくりに取り組む所存です。

次に、「地域を生かす基盤整備」について申し上げます。

町内のそれぞれの地域の歴史と特性を生かした振興策は、有珠山との共生が宿命である本町にとって重要で、第5次まちづくり総合計画では、各地域のバランスに配慮した施策の展開が位置づけられております。

滝之町・立香地区については、町の中心地として買物がしやすい環境や農村景観の保全、活用する施策の検討を進めるとともに、旧役場庁舎や空き家・空き地の活用、学校施設や公営住宅の整備に向けた検討と具体的に方向づけをしてまいります。

久保内・弁景・幸内・蟠溪地区については、指定管理者との連携を強化し、スポーツやアウトドア活動などによる農村環境改善センターやオロフレスキー場のさらなる利用の促進を図るとともに、公共施設の再編に関する検討を進めてまいります。

また、温泉資源の効果的、持続的な活用を図るため、適切な管理方法や利活用の検討を進めるとともに、国道453号の蟠溪道路整備に併せたインフラの移転や町道関内蟠溪線の地滑り対策を継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、恵まれた景観、環境を生かした産業の振興等に向けた施策の検討を進めるとともに、道道洞爺公園洞爺線の整備促進の要望や仲洞爺キャンプ場のトイレ整備を進めてまいります。

昭和新山地区については、平成27年度にまとめた活性化基礎調査の報告書に沿って、体制を整え、地域の皆様や関係機関との調整を図りながら、魅力化と噴火災害に強い地域づくりの推進に向け、具体的な検討を行ってまいります。

壮瞥温泉地区については、立地を予定している企業等との調整を行い、必要な対応を行うとともに、洞爺湖園地や湖面の安全で適正な管理、利用を図るため、環境整備を進めてまいります。

このように、第5次まちづくり総合計画の位置づけに沿って、町民の皆様、関係者の皆様が知恵を絞り、力を一つにして、「まち全体の活気づくり」を進めてまいります。

次に、「未来へつなぐ明るいまち」について申し上げます。

まず、「移住定住・関係人口の拡大」についてですが、感染症の拡大を機に、テレワーク、

リモートワークの推奨とともに、地方暮らしへの関心が高まっております。

都市人材の誘致による活性化策である地域おこし協力隊は、着任した4名が、これまで培ってこられた経験と力を生かし、それぞれの分野で広く活躍されております。

本町は、自然環境に恵まれ、都市機能を持つ市町と近接し、生活コストも安く、子育て環境も充実していることに加え、全町に高速通信網が整備されているなど、新しい生き方や働き方を選択する人材や企業にとって魅力的な環境を有しています。

これらの環境を最大限生かし、人材と企業の誘致に向けた取組を強化するためには、希望者のきめ細やかな意向の把握とともに、具体的な課題への対応など、調整機能を発揮する体系的で一貫した受入れ態勢の構築が重要です。

新年度においては、ホームページ、SNSを活用した情報発信機能を強化するとともに、移住相談や空き家等の活用を総合的に推進することなどを目的に、新たに地域おこし協力隊3名を募集し、体制とコーディネート機能の強化を図ってまいります。

町有住宅を移住体験住宅として活用した「移住体験プログラム」に新たに取り組むとともに、持家取得や空き家改修等の支援を継続し、加えて、民間賃貸住宅の整備促進に向けた検討に取り組むなど、移住定住を強力に推進していく考えです。

また、関係人口の創出に向けた検討や、令和2年度から控除額が9割まで引き上げられた「企業版ふるさと納税」の活用を図るなど、町外の関係者や企業の力を本町の活性化と財政基盤の強化につなげていく取組を推進してまいります。

次に、「住民参画・協働のまちづくり」については、感染症対策に留意しながら、町政懇談会の開催や自治会活動への支援などを継続、推進するとともに、町政情報を分かりやすく伝え、発信するため、広報機能の充実に努めてまいります。

また、町行政のインターネット系ネットワークの端末、パーソナルコンピュータの更新に当たり、タブレット端末への切替えを進め、経費の縮減を図ってまいります。

次に、「親切で信頼される役場」について申し上げます。

地方公務員には、全体の奉仕者として住民福祉の向上と町を持続発展させるという普遍的な使命があり、喫緊の課題である感染症対策や収支改善に加え、長年の懸案である人口減や産業の振興といった課題の解決に率先して取り組むという役割があります。

こうした基本的な事項を常に共有し、公務員としての自覚ややりがいを喚起し、コミュニケーションや政策立案能力を一層培うため、自己研さんや研修機会の充実を図り、「期待と負託に応える職員」と「親切で信頼される役場」づくりに取り組んでまいります。

また、行政事務を、適切かつ効率的に進めるため、消防やごみ処理、共同電算など、広域連携による事務処理を継続して推進してまいります。

以上、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策について申し述べさせていただきました。

本町は、本年、142年目の歴史を刻みます。

先人は、不屈の精神とたゆまぬ努力で、開拓当初や自然災害など幾多の困難を乗り越え、

現在の豊かな北海道や壮瞥町を築き上げてきました。

人口減、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難に遭遇しておりますが、先人の労苦に思いをはせ、英知を結集し、果敢にチャレンジすれば、目の前の現実には、必ず改善していきます。

希望と活力に満ちた壮瞥町を子供たち世代につないでいくために、感染症を乗り越え、人口減に歯止めをかけ、「笑顔あふれる元気なまち～そうべつ～」の実現に向け、町民の皆様と職員の皆さんと心をつなげて、全力を尽くす決意であります。

議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 令和3年度、教育行政の執行に関する基本的な考え方をご説明申し上げます。

はじめに、昨年は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、長期にわたる臨時休業や分散登校など、これまで経験したことのない対応を余儀なくされ、学校再開後には、きめ細かな感染症対策を含め、子供の学びを保障するための取組を進めていただいている学校関係者の皆様、いつも学校を支援していただいている皆様に、心から感謝申し上げます。

我が国では、人口の減少や、少子・高齢化に加え、「Society5.0時代」の到来が予想されるなど、大きく変化する社会において、子供たちが自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人と協働しながら、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となるための資質・能力を育むために、教育が果たす役割はますます重要となります。

本町の先人たちは、開拓当初の困難を極めた時代から子供たちの教育を大切にしてきた伝統があり、その基盤を生かし、高校を含む町内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、生きる力を育む社会の形成に向けて、取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、壮瞥町教育大綱を踏まえ、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識の下、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

まず、学校教育についてです。

1つ目、確かな学力・豊かな心・健やかな身体についてです。

子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保証してその才能を十分に伸ばし、社会性を育むことができるよう、教育の充実を図ります。

小学校では本年度、中学校においては新年度から実施される新学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の3つの柱をバランスよく育むために、主体的・対話的で深い学びの実現を含めた授業改善を図ることが重要であります。

教育課程の検証改善サイクルの確立を図るため、町費負担で実施している標準学力テストC R Tや、文部科学省の全国学力・学習状況調査などの調査結果に基づき、客観的データに基づく課題の明確化と改善に向けた取組を学校全体で推進してまいります。

小中学校の連携をより充実するために「町教育研究会」において、小学校から中学校の9年間を見通した目標や教育課程の策定に取り組んでまいります。

具体的な取組として、中学校の英語科において、北海道教育委員会に指導方法工夫改善に係る定数の加配を申請して、小学校への乗り入れ指導の充実、J E Tプログラムを活用した外国語指導助手の配置など、学習成果が中学校段階に円滑に接続され、必要な資質・能力を児童生徒が確実に身につけられるよう取組を進めます。また、小学校における教科担任制の導入に向けた研究を引き続き推進します。

総合的な学習の時間では、洞爺湖、昭和新山、ジオパークなどの豊かな教育資源を活用し、子ども議会などの「ふるさと学習」を計画的に進め、協働的、探求的な学びを通して、持続可能な社会のづくり手としての資質・能力を育成します。

G I G Aスクール構想による1人1台端末の環境を活用して、新学習指導要領の着実な実施と児童生徒の特性・学習定着度等に応じたきめ細かな指導の充実により、個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくことで、学びの質の向上を図ります。また、文部科学省の事業を活用し、学習者用デジタル教科書を小中学校の一部教科で使用し、学びの充実を図ります。

成長を促す積極的な生徒指導により、よりよい人間関係を築き、自己有用感や肯定感を育む取組について、教育活動全体で推進します。いじめの根絶・不登校のゼロを実現するため、校内体制の充実強化を図り、学校全体で組織的に対応するとともに、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門家や専門機関との連携などによる、きめ細かな配慮の下支援を充実する体制を構築します。

一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、関係機関との連携、特別支援教育支援員の町財政による配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続、強化してまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じて、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。また、スポーツクラブや少年団活動などの地域の関係団体などと連携して、子供たちの興味関心を高め、体力・運動能力の向上を図ります。

2つ目、望ましい生活習慣の確立と防災教育についてです。

子供たちが望ましい生活習慣と学習習慣を身につけ、計画的に行動する習慣の確立は、子供たちの自立に欠かせない力とされております。

このような力は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防ぐためにも必要な力であり、家庭内から学校への感染拡大防止に向けて、学校と家庭が連携して取組を実施してまいります。

学校では、家庭学習の課題について、子供たちが取り組みやすいように工夫しておりますが、ICT等を活用し、北海道教育委員会等が作成しているデジタルコンテンツの周知を図り、主体的な学びを推進します。

防災教育については、長年にわたり、有識者や洞爺湖有珠火山マイスターにより実践されておりますが、近年、自然災害が頻発しており、災害発生時に的確に行動する力の育成が重要となっております。各学校において「1日防災学校」等の防災教育に取り組み、地域安全協会など関係機関と協力し、事件・事故の未然防止、学校安全の推進に努めていく所存であります。

3つ目、教育環境の整備と学校給食についてです。

平成29年4月、学校統合した壮瞥中学校は、整備後44年を経過しています。中学校の望ましい教育環境の整備について、町長部局とともに引き続き継続して、検討を進めていく所存です。

また、学校施設等の適切な維持管理に努め、望ましい教育環境の整備について検討を進めてまいります。

「学校給食」については、平成30年1月から「だて歴史の杜食育センター」による運用が始まりましたが、引き続き応分の負担を行っていく所存です。令和2年3月に、学校給食における食物アレルギー対応基本方針を策定し、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しく過ごすことができるように、引き続き取組を進めます。

4つ目、地域に貢献する高校づくりです。

壮瞥高校は、創立73年の伝統を誇り、多くの同窓生が町内はもとより、全道、全国で活躍しております。

今春の卒業生は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、生徒のほぼ全員が進路を確定しております。

新年度の出願者は、一般受験26名、推薦1名の計27名で、うち町内は2名となっております。胆振西学区において、中学校卒業生の減少傾向が続く状況において、昨年より当初出願者数が増加し、一人一人を大切に育てる壮瞥高校の教育が、この地域の中学生、保護者に理解を得ていることと考えております。

令和4年度から年次進行で実施する新学習指導要領を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るとともに、地域との連携を強化し、農業や農業関連産業における実践的・体験的な学習活動を充実させて、地域社会の持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育む教育の充実を図ります。

また、昨年取得しましたJGAPについて、安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習の充実を図ります。高校生が育てたりんごや加工品の実習における成果物を販売実習や地域のイベントにおける販売、壮瞥町ふるさと納税の返礼品に加える取組などを充実させて、情報発信に取り組み、農業高校の特色を生かした教育を推進し、明るく元気な町に貢献する高校づくりに取り組んでまいります。

5つ目、地域とともにある学校づくりです。

本町は、各小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」づくりを推進してきました。

住民各位が主体となった「雪合戦」や「火山との共生」という固有の文化を育んできた町です。教育では、読書や食育、壮小サポーターなどボランティアの皆さんによる学校支援が行われ、また、北海道教育委員会の支援を受けて、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校がより一層連携し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、より力強く取り組んでまいります。

また、子供たちが、質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすためには、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう「学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めていく所存であります。

以上、学校教育について述べました。

続いて、社会教育についてです。

1つ目、生涯学習の推進についてです。

子供たちが夢と希望を持ち続け、壮瞥町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民の皆様が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへとつながる活動を推進します。昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、国や道の方針で、行事の中止や活動の縮小など、町民の皆様のご理解をいただきました。これからは「新しい生活様式」を実践しながら、工夫・改善を図り、昨年度策定した「第8次社会教育中期計画」に基づき生涯学習を推進します。

子供たちが夢を実現し、自立して生きていくためには、自ら生活を律し、望ましい生活習慣を確立することが大切です。その力を育む基本は家庭教育です。

長年の取組である「親力つむぎ事業～壮瞥まんきつDAY」につきましては、引き続き、保護者が家庭教育の大切さについて理解を深める取組を、関係団体と連携して、より充実させてまいります。

また、子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、夜空を見る集い、芸術鑑賞会、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを継続して実施し、知識や技能、豊かな心を育んでまいります。

高齢者大学として平成元年に開設されました「山美湖大学」は、引き続き自主企画講座などの各種講座を開講し、マイプラン講座も継続して実施します。さらに、女性団体連絡協議会や青年会、子ども会育成連絡協議会、PTA連合会などの主体的な活動やリーダー養成を支援してまいります。

2つ目、文化芸術活動についてです。

文化芸術の振興については、地域交流センターを拠点とした活動、文化祭や鑑賞事業、鑑賞ツアーを継続実施するとともに、文化団体の活動を支援してまいります。

引き続き、紫明苑や郷土史料を生かした伝承活動を推進するとともに、適切な管理に努

めてまいります。また、仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を支援してまいります。

読書は、生きる力を育む上で、大切です。

平成 30 年度に策定した「第三次壮瞥町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書への興味と関心を高めるため、図書の購入、適切な管理を行うとともに、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様の主體的な活動により実践されています。今後も団体の皆様と協働して推進してまいります。

3 つ目、フィンランド研修と今後の在り方についてです。

中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけております。その成果は、結団式、交流会で、外国語を交えたスピーチを行う生徒の姿に現れております。

本事業は、昨年度、日数の減、隔年実施などにより、経費を削減する見直しを行い、皆様の理解を得て、令和 3 年度以降も実施することとしておりました。感染症の拡大により令和 2 年度は中止したことから、新年度は 2 学年合同で実施する予定であります。感染状況や保護者の意向等を踏まえ、適切に実施の判断を行う考えです。

4 つ目、スポーツを核とした人づくりについてです。

昨年、スポーツ庁の「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、「そうべつスポーツコミッション（仮）」の設立準備委員会を立ち上げ、本年 2 月に地域密着型スポーツコミッションの組織を設立いたしました。新年度は、この組織と関係機関が連携して、地域の歴史と資源を生かし、アウトドア・スポーツツーリズム等の取組を推進してまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、長年にわたり本町と交流しているフィンランド国のホストタウンとして、本年 1 月に登録、調印いたしました。フィンランドオリンピック委員会及び選手団との交流、事前合宿の受入れ、パブリックビューイング、大会終了後の出場選手等との交流を実施することにより、フィンランド国との末永い交流と本町の地域活性化等に生かすことを目指し、取り組んでまいります。

新年度においても各種スポーツスクールを開催するとともに、団体活動の継続支援や、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携したスポーツによる健康なまちづくりを推進してまいります。

結びになりますが、以上、令和 3 年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げました。

壮瞥町を開拓した先達者は、20 世紀 4 回の有珠山噴火や幾多の危機を克服し、英知を集させ、多くの困難を切り開き、町の礎を築いてきました。

この豊かな北の大地、「壮瞥町」を次世代に着実に引き継ぐことが、今を生きる我々の使命です。

教育委員会といたしましては、「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」～ふるさとは 子供たちへの贈物を合い言葉に、全ての機関・団体が連携し、施策と事業を推進してまいります。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は 11 時 20 分といたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 2 号ないし議案第 18 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 2 号ないし議案第 18 号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和 3 年第 1 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 2 号から議案第 18 号までの合計 17 件であります。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）について。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 43 億 9,861 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 2,653 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 2,515 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和 3 年 1 月 29 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。6 ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 2,653 万 4,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費の除排雪業務委託料になりますが、本年度の 12 月から 1 月までの気象状況は平年に比べて降雪量が多く、さら

に低温の日が続いたことから、除排雪作業に要する時間が大幅に増加し、既定予算では不足が生じるため、２月分までの執行を見込んだ除排雪経費を追加するものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 2,653 万 4,000 円となります。

３ページの第１表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

議案第３号 壮瞥町債権管理条例の制定について。

壮瞥町債権管理条例を、別紙のとおり制定する。

本条例につきましては、町税や使用料、住宅料等の町の債権について、債権の保全、回収及び放棄に関する事務の適性化、効率化を図るため、新たに制定するものであります。

条例の概要であります。この条例は第１条から第１７条までの１７条立てとなっております。

第１条は、町の債権の管理に関する事務の適正化等を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とし、第２条では町の債権等用語の定義を規定するとともに、第３条では他法令等との関係、第４条では町長の責務を規定しております。

第５条では町の債権を適正に管理するための台帳の整備を規定し、第６条では債務者に関する情報の共有を規定しております。

第７条から第１６条までは債権の保全、回収、放棄に係る事項について規定しており、第７条では督促、第８条では延滞金、第９条では滞納処分等について規定し、第１０条では督促後に履行されない場合の強制執行等について規定しております。

第１１条では町の債権についての履行期限の繰上げ、第１２条では債務者が強制執行や破産手続の決定を受けた場合に町が取るべき措置を規定しています。

第１３条では履行させることが著しく困難または不適当である場合の徴収停止について規定し、第１４条では非強制徴収債権について、債務者が無資力またはこれに近い状態にある場合等については履行期限を延長する特約等について規定しています。

第１５条では第１４条の規定により履行延期等をした非強制徴収債権や損害賠償金等の免除について規定するとともに、第１６条では債務者が破産法その他の法令の規定によりその責任を逃れた場合等、債権の放棄について規定しております。

第１７条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

また、附則で、この条例は、令和３年４月１日から施行することとしております。

なお、本条例の制定に伴い、公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例は廃止することとしております。

さらに、経過措置として、この条例は、施行日前に発生した町の債権についても適用することとしております。

議案第４号 町営住宅設置及び管理条例及び壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

町営住宅設置及び管理条例及び壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正

する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、公営住宅等入居者の共通の利益を図るため、町長が特に必要と認めた場合に共益費を入居者から徴収できる規定を新たに追加するものであります。

条例の概要であります。第 1 条は町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものであり、同条例第 21 条に第 2 項及び第 3 項を追加することとして、第 2 項では、町長は入居者の共通の利益を図るため、特に必要と認めたものを共益費として入居者から徴収できる旨を規定するとともに、第 3 項では共益費の徴収及び納付について、同条例第 16 条に規定する家賃の納付の規定を準用する旨を規定するものであります。

次に、第 2 条では壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正するもので、同条例第 21 条に第 2 項及び第 3 項を追加することとして、第 2 項では、町長は入居者の共通の利益を図るため、特に必要と認めたものを共益費として入居者から徴収できる旨を規定するとともに、第 3 項では共益費の徴収及び納付について、同条例第 15 条に規定する家賃の納付の規定を準用する旨を規定するものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 5 号 洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、洞爺湖園地船揚げ施設をめぐる利用上の様々な課題に対応し、施設の公平かつ秩序ある利用と観光施設としての上質化等に向けて、施設利用、受入れ態勢の整備、湖上監視の実施、立入禁止区域の明確化等、管理運営の充実強化を図るため、施設の使用料を改定するものであります。

条例の概要であります。洞爺湖園地船揚施設管理条例第 10 条に規定する 1 艇 1 日当たりの使用料 1,500 円を 4,000 円に改定するものであります。

また、附則で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 6 号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、本町ではこれまで子育て世帯の経済的負担の軽減に資するため、中学生以下の医療費無償化事業に取り組んでまいりましたが、令和 3 年度から医療費無償化の対象を高校生以下に拡充いたしたく、関係する条例の一部を改正するものであります。

条例の概要であります。第 1 条は壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正するものであり、その改正内容は条例名を「壮瞥町子ども医療費助成に関する条例」に改めるとともに、本則中の「乳幼児等」を「子ども」に改めるものであります。

また、同条例第 2 条第 1 号中の「満 15 歳」を「満 18 歳」に改めるものであります。

次に、第2条になりますが、壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。同条例第3条及び第4条中の「満15歳」を「満18歳」に改めるものであります。

また、附則第1項では施行期日について、この条例は、令和3年8月1日から施行するものとしていますが、附則第3項に規定する受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、公布の日から施行するものとしております。

附則第2項では、改正後の壮瞥町子ども医療費助成に関する条例及び改正後の壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以降に医療機関において受ける診療に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた診療に係る助成については、なお従前の例によることを規定しております。

附則第3項では、改正後の壮瞥町子ども医療費助成に関する条例及び改正後の壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることを規定しております。

附則第4項では、壮瞥町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものですが、同条例の別表第1中の「壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例」を「壮瞥町子ども医療費助成に関する条例」に改めるとともに、別表第2中の「壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例」を「壮瞥町子ども医療費助成に関する条例」に改めるものであります。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第7号 壮瞥町墓地条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町墓地条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和2年度において弁景共同墓地を廃止し、壮瞥町合同墓を設置したことに伴い、壮瞥町墓地条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容であります。第2条本文中、墓地の次に「及び合同墓」を追加するとともに、同条表中から弁景共同墓地を削除するとともに壮瞥町合同墓を追加するものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第8号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和3年度から5年度までの第8期壮瞥町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定において、基準となる第5段階月額介護保険料を前第7期計画から500円増額の6,600円、年額7万9,200円とすることなど介護保険料の改正と併せて介護保険法施行規則及び介護保険法施行令の改正に伴う関係条文の改正を行うため、壮瞥

町介護保険条例の一部を改正するものであります。

条例の概要であります。同条例第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるとともに、同項第1号から第9号に規定する第1号被保険者の区分ごとの介護保険料について、第1号では「3万6,600円」を「3万9,600円」に改め、第2号では「4万6,000円」を「5万9,400円」に改め、第3号では「5万4,800円」を「5万9,400円」に改め、第4号では「6万700円」を「6万5,700円」に改め、第5号では「7万3,200円」を「7万9,200円」に改め、第6号では「9万1,400円」を「9万9,000円」に改め、同号アについて、介護保険施行令の改正に伴い、低未利用地の譲渡に係る長期譲渡所得の控除について介護保険料の算定に用いる合計所得金額についても同様の控除が受けられるよう条文の整理を行うものであります。

第7号では「9万5,100円」を「10万2,900円」に改め、同号アの「200万円未満」を「210万円未満」に改め、第8号では「11万7,100円」を「12万6,700円」に改め、同号アの「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、第9号では「12万8,000円」を「13万8,600円」に改めるものであります。

第3項では「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改め、第1号の低所得者保険料軽減措置後の保険料「2万2,000円」を「2万3,700円」に改め、第4項では「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改め、第2号の低所得者保険料軽減措置後の保険料「2万2,000円」を「2万3,700円」に、「3万6,600円」を「3万9,600円」に改め、第5項では「令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に改め、第3号の低所得者保険料軽減措置後の保険料「2万2,000円」を「2万3,700円」に改め、「5万1,300円」を「5万5,400円」に改めるものであります。

また、附則第1条で、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

第2条では、経過措置として、この条例による改正後の壮瞥町介護保険条例第6条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第9号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額44億2,515万円から歳入歳出それぞれ6,136万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,378万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。39ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で280万円の減額となります。この内訳になりますが、特別職施策推進事業では普通旅費で50万円、町長交際費で50万円、また役場庁舎等維持管理経費では光熱水費で150万円、さらに公用車運行管理経費では燃料費で30万円をそれぞれ実績を見込んで整理するものであります。

交通安全対策費で30万円の減額となります。交通安全対策事業になりますが、交通安全推進委員会推進委員報酬で14万6,000円、交通安全推進委員会指導員報酬で15万4,000円を実績を見込んで整理するものであります。

無線放送施設費では、財源の変更で、地方債で6万5,000円の追加、一般財源で6万5,000円の減額となります。後の歳入予算でも説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減収が生じる地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、市町村たばこ税について、令和2年度限りの措置として減収を補填するための特別の地方債（減収補填債）の発行が可能とされたもので、充当先については過疎債や公営企業債などを除く起債の事業費のうち一般財源となっている部分に充当することができるため、当該経費を充当し、一般財源を同額で減額するものであります。

防災諸費で60万円の減額となります。防災諸費一般経費になりますが、災害避難バス運転手報酬で20万円、普通旅費で20万円、修繕料で20万円を実績を見込んで整理するものであります。

財産管理費で8万円の減額となります。公共施設管理事業になりますが、久保内ふれあいセンターの温泉ポンプが故障し、修繕が必要になったため、35万円を追加するものであります。

また、財産管理事業一般経費で43万円の減額となります。街路灯運営事業補助金の執行残の整理となります。

40ページになります。財政費、財政管理費で70万円の減額となります。財政一般事務経費になりますが、執行残の整理となります。

ふるさと応援基金費で2,390万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、本年度のふるさと応援寄附金については第4回定例会で追加計上したところですが、さらに上回る見込みとなったことから、必要経費を差し引いた2,390万円を追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で87万8,000円の追加となります。戸籍住民基本台帳費になりますが、現在使用している個人番号カード裏面印刷用カードプリンターについて保守契約も含め更新期が到来するため、購入するものであります。

企画費、企画費で910万円の追加となります。ふるさと納税事業になりますが、ふるさと応援寄附金の増額に併せて寄附者へ返礼品として提供する特産品に係る経費や郵便料、

委託事業者に支払う手数料を追加するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では、財源の変更となります。りんごまつり補助金や昭和新山国際雪合戦補助金、地域交流センター運営交付金に過疎債（ソフト）を充当しておりましたが、これら事業の中止により事業費が減額となったため、充当する事業を町営温泉施設等利用料負担事業に変更するものであります。

心身障害者福祉費、心身障害者特別対策費で 16 万 5,000 円の追加となります。身体障害児支援費事業になりますが、胆振西部児童デイサービスセンター補助金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者数が減少し、これに伴い利用料が減少し、不足額が生じたため、追加するものであります。

41 ページになります。児童福祉費、児童福祉総務費で 101 万円の減額となります。児童手当事業になりますが、各児童手当等について対象児童の実績を見込んで整理するものであります。

児童措置費で 160 万 8,000 円の減額となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、会計年度任用職員報酬や職員手当等について実績を見込んで整理するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で 80 万 6,000 円の追加となります。保健センター管理経費になりますが、点灯不良が生じている照明器具の交換修繕、出水不良が生じている女子トイレ混合栓の交換修繕、漏水により使用できない多目的及び男子トイレ便器の交換修繕等について追加するものであります。

予防費で 860 万円の減額となります。その内訳になりますが、初めに各種がん検診事業経費になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各種検診を中止等したことに伴い、各種がん検診委託料で 60 万円、結核、肺がん検診委託料で 60 万円を減額するものであります。

また、特定健康診査、特定保健指導事業経費になりますが、特定健康診査等の中止等に伴い、医師及び補助員等の報酬で 210 万円、保健事業報償金で 30 万円、費用弁償で 180 万円、生活習慣病検診血液検査委託料で 320 万円を減額するものであります。

清掃費、塵芥処理費では、財源の変更となります。新市町村振興宝くじ交付金の増額に伴い、資源ごみ処理管理に 223 万 4,000 円を充当し、一般財源を同額で減額するものであります。

し尿処理費で 114 万 7,000 円の減額となります。し尿処理管理の伊達市し尿等処理事務委託負担金になりますが、過年度実績の整理になります。

42 ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費で 307 万 1,000 円の追加となります。この内訳になりますが、一般農政事業では 67 万 9,000 円の減額となります。りんごまつりの中止に伴い、減額するものであります。また、これに伴い、地方債 70 万円を減額するものであります。

次に、新規就農支援対策事業の農業法人等雇用奨励貸付金で 60 万円の減額となります。

貸付けを予定していた農業法人で対象者の雇用が継続されなくなったものであります。

さらに、強い農業・担い手づくり総合支援事業で 435 万円の追加となります。地域農業者が生産性の向上と経営体質の強化を図る目的で取り組む農業用機械の導入について、国費事業を活用して支援するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 60 万円の減額となります。商工振興一般の新商品開発・販路開拓支援補助金になりますが、実績を見込んで整理するものであります。

観光費で 620 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業の中止によるものであります。また、これに伴い、地方債で 580 万円を減額するとともに観光施設維持管理事業について、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、計上していた指定寄附金 250 万円が見込めないため、財源を変更するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 1,133 万 4,000 円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、初めに町道白水川線道路改修設計委託料で 22 万 8,000 円、1 つ前後しますけれども、町道白水川線道路改修工事で 86 万円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

また、除排雪業務委託料で 1,242 万 2,000 円の追加となります。本年度の 12 月から 1 月までの気象状況は平年に比べて降雪量が多く、さらに低温の日が続いたことから、除排雪作業に要する時間が大幅に増加し、既定予算では不足が生じるおそれがあることから、今後の除排雪業務に要する見込額を追加するものであります。

道路新設改良費で 6,013 万円の減額となります。道路新設改良費になりますが、町道道路改良舗装工事で 5,819 万 7,000 円の減額、土地購入費で 193 万 3,000 円の減額となります。いずれも社会資本整備総合交付金の配分額に応じて事業を執行した実績による整理であります。

水道費、水道費で 263 万 8,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴う繰出金になります。

43 ページになります。下水道費、下水道費で 15 万 8,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業特別会計の補正に伴う繰出金になります。

浄化槽費で 77 万 2,000 円の減額となります。合併処理浄化槽整備事業になりますが、浄化槽の設置実績を見込んで整理するものであります。

住宅費、住宅建設費では、財源の変更であります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減収が生じる税目について、令和 2 年度限りの措置として発行が可能とされた減収補填債を公営住宅等整備事業に 11 万円充当し、一般財源を同額で減額するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で 172 万円の減額となります。その内訳になりますが、事務局事業では会計年度任用職員報酬について、学校給食運営事業では学校給食事業委託料について、それぞれ実績を見込んで整理するものであります。

小学校費、学校管理費で 107 万円の減額となります。小学校運営事業のワックス塗布委託料で 40 万円の減額となりますが、夏季休業期間の短縮に伴い、業務内容を見直したものであります。

また、壮瞥小学校トイレ改修工事で 67 万円の減額となりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症衛生対策費で実施したため、整理するものであります。

なお、財源の変更になりますが、へき地児童生徒援助費等補助金の追加交付が見込まれるため、国庫支出金で 90 万円を追加するとともに地方債を同額で減額するものであります。

教育振興費で 80 万円の減額となります。小学校教育振興事業になりますが、小学校のタブレット端末の整備について国庫補助事業の G I G A スクール構想加速化事業で実施したため、整理するものであります。

中学校費、学校管理費で 214 万 6,000 円の追加となります。中学校運営事業になりますが、消耗品費で 263 万 6,000 円の追加となります。令和 3 年度から使用する中学校教科書が新たに採択されたため、教職員の教科書及び指導書を購入するものであります。

次に、ワックス塗布委託料で 49 万円の減額となります。夏季休業期間の短縮に伴い、業務内容を見直したものであります。

教育振興費で 58 万 1,000 円の減額となります。中学校教育振興事業になりますが、中体連の中止に伴い、中体連参加活動補助金を整理するものであります。

44 ページになります。高等学校費、高等学校総務費で 86 万 6,000 円の追加となります。この内訳になりますが、高等学校運営事業で普通旅費 120 万円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

また、高等学校施設管理事業では、消耗品費で 6,000 円、庁用器具費で 206 万円の追加となります。国の令和 2 年度第三次補正予算を活用して高校における I C T 化の推進を図るため、収穫物の鮮度保持に係る実験装置として温度計測装置付プレハブ冷蔵庫を整備するものであります。

社会教育費、社会教育総務費で 30 万円の減額となります。社会教育推進事業になりますが、各種研究大会の中止に伴い、P T A 連合会補助金を整理するものであります。

交流センター費で 250 万円の減額となります。生涯学習推進事業になりますが、地域交流センター運営ボランティア実行委員会主催事業の中止に伴い、地域交流センター運営交付金を整理するものであります。また、これに伴い、地域交流センター運営交付金に係る地方債 250 万円を減額するものであります。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を継続いたします。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。議案の44ページの中段ほどのところの国際交流費から始まります。

国際交流費、国際交流費で393万8,000円の減額となります。外国語教育推進事業になりますが、JETプログラムにより外国語指導助手の招聘を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により速やかな来日が難しいことから、執行見込額を整理するものであります。

保健体育費、保健体育総務費で196万1,000円の減額となります。この内訳になりますが、社会体育推進事業では主催事業報償金で36万5,000円、各種スポーツ大会参加補助金で100万円をいずれも実績を見込んで整理するものであります。

また、体育施設整備運営事業では、壮瞥中学校のプール管理監視手数料で59万6,000円の減額となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりプール開放事業を中止したことに伴い、整理するものであります。

45ページになります。公債費、公債費、元金で20万円の追加、また利子で330万円の減額となります。町債元金償還及び町債利子償還になりますが、借入後10年経過による利率見直しにより元利均等償還の元金償還額が上がり、利子償還額が下がったことによるものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で10万5,000円の追加となります。国、道支出金返納金の子ども・子育て支援交付金国庫返納金になりますが、令和元年度事業費の確定に伴う整理となります。

給与費、給与費、給与費で177万3,000円の減額となります。給与費について実績を見込んで整理するものであります。その内訳になりますが、一般職給で128万7,000円の増、管理職手当で42万円の増、期末、勤勉手当で94万6,000円の減、児童手当で60万円の減、単身赴任手当で50万4,000円の減、職員共済組合納付金で100万円の減、職員共済組合特別納付金で103万円の減、職員退職手当組合納付金で60万円の増となります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で375万7,000円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、仲洞爺野営場管理棟整備工事で400万円の追加となります。昨年の第3回臨時会で仲洞爺野営場管理棟整備工事として1,000万円を予算措置していましたが、その後関係機関等との調整協議や工事費設計額を精査した結果、不足額が生じたため、追加するものであります。

また、簡易水道事業特別会計繰出金で24万3,000円の減額となりますが、橋梁添架管ヒーター制御盤改善工に係る執行残の整理であります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 1,768 万 3,000 円の減額となります。商工業振興緊急対策事業になりますが、商工業振興緊急対策事業補助金で 451 万円、同事業補助金（第 2 弾）で 1,382 万 4,000 円の減額となります。いずれも実績を見込んで整理するものであります。

また、簡易水道事業特別会計繰出金では 65 万 1,000 円の追加となります。事業者負担軽減事業に係る水道使用料の免除見込額の整理となります。

新型コロナウイルス感染症教育対策費では財源の変更で、地方債で 115 万円の追加、一般財源で 115 万円の減額となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減収が生じる税目について、令和 2 年度限りの措置として発行が可能とされた減収補填債を G I G A スクール構想加速化事業に充当し、一般財源を同額で減額するものであります。

35 ページになります。歳入です。歳入では、町税、町民税、法人で 1,437 万 3,000 円の減額となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により法人税割の申告額の減少を見込んで整理するものであります。

固定資産税、固定資産税で 737 万円の減額となります。固定資産税の納税猶予の実績を見込んで整理するものであります。

入湯税、入湯税で 2,806 万円の減額となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による実績を見込んで整理するものであります。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金で 74 万円の追加となります。実績による整理であります。

地方交付税、地方交付税、地方交付税で 3,331 万 1,000 円の追加となります。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で 89 万円の減額となります。常設保育所保育料負担金現年分で、実績を見込んで整理するものであります。

使用料及び手数料、使用料、総務使用料で 464 万円の減額となります。行政財産使用料になりますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大幅な収益減が生じている自然公園財団昭和新山支部について、昭和新山の土地使用料を免除するものであります。

土木使用料で 135 万 1,000 円の追加となります。住宅使用料現年分になりますが、入居者の退去及び収入階層の変化により 37 万 9,000 円の減額となります。また、住宅使用料滞納分については実績による整理で、173 万円を追加するものであります。

36 ページになります。国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 54 万 3,000 円の減額となります。各児童手当負担金について実績を見込んで整理するものであります。

国庫補助金、総務費補助金で 87 万 8,000 円の追加となります。個人番号カード交付事務費補助金になります。

土木費補助金で 4,810 万 7,000 円の減額となります。社会資本整備総合交付金で 5,825 万 5,000 円の減額となりますが、当該交付金について要望額を下回る配分額となったこと及び令和 2 年度から橋梁長寿命化整備事業が道路局所管補助金へ移行したことに伴う減額

となります。

次に、道路局所管補助金で 1,029 万 5,000 円の追加となりますが、先ほど申し上げた橋梁長寿命化整備事業の移行に伴う計上であります。

また、循環型社会形成推進交付金で 14 万 7,000 円の減額となりますが、合併処理浄化槽設置費補助金の交付実績による整理となります。

教育費補助金で 159 万 2,000 円の追加となります。へき地児童生徒援助費等補助金で 90 万円の追加となりますが、補助金の追加交付を見込んで計上するものであります。

また、学校施設環境改善交付金で 69 万 2,000 円の追加となりますが、高校の温度計測装置付プレハブ冷蔵庫の整備について国の交付決定を見込んで計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 379 万 7,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助事業等の地方負担額が算定基礎となっており、学校の感染症対策と学習保障に必要な物品等を購入する学校保健特別対策事業費補助金や学校の臨時休業の影響を受けた学校給食関係事業者を支援する学校臨時休業対策費補助金の地方負担分として交付されるものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 23 万 4,000 円の減額となります。各児童手当負担金について実績を見込んで整理するものであります。

37 ページになります。道補助金、衛生費補助金で 55 万円の減額となります。健康増進事業費補助金になりますが、特定健康診査等の中止等に伴い、整理するものであります。

農林水産業費補助金で 345 万円の追加となります。地域づくり総合交付金で 90 万円の減額、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で 435 万円の追加となります。実績や追加交付を見込んで整理するものであります。

商工費補助金で 60 万円の減額となります。新商品開発・販路開拓支援補助金に係る事業の執行状況を見込んで整理するものであります。

教育費補助金で 38 万 7,000 円の追加となります。北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の追加交付を見込んで計上するものであります。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で 74 万 5,000 円の追加となります。町有住宅の貸家料となりますが、入居者の増加によるものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 3,050 万円の追加となります。ふるさと応援寄附金で 3,300 万円を増額するものであります。また、観光振興事業に対する指定寄附金で 250 万円の減額となります。長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により寄附を見込めないため、減額するものであります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 461 万 3,000 円の減額となります。

財政調整基金繰入金で 2,296 万 4,000 円の減額となります。

ふるさと応援基金繰入金で 40 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業に充当しておりましたが、大会中止のため減額するものであります。

諸収入、雑入、宝くじ交付金収入で 133 万 4,000 円の追加となります。新市町村振興宝

くじ交付金収入について実績による整理となりますが、充当先の内訳につきましては、資源ごみ処理管理に 223 万 4,000 円、生涯学習推進事業に 70 万円としております。

受託事業収入、衛生費受託事業収入で 350 万円の減額となります。特定健診等受託料になりますが、特定健康診査等の中止等に伴い、国保連合会や社会保険診療報酬支払基金からの受託料を整理するものであります。

38 ページになります。町債、町債、総務債で 50 万円の減額となります。街路灯運営事業になりますが、実績による整理となります。

民生債で 890 万円の追加となります。歳出でもご説明しましたが、りんごまつり補助金、昭和新山国際雪合戦補助金及び地域交流センター運営交付金に過疎債（ソフト）を充当していましたが、事業の中止により事業費が減額となったため、充当する事業を町営温泉施設等利用料負担事業に変更するものであります。

農林水産業債で 70 万円の減額となります。りんごまつり事業の中止によるものであります。

商工債で 580 万円の減額となります。昭和新山国際雪合戦事業になりますが、大会中止によるものであります。

土木債で 1,500 万円の減額となります。各事業の実績を見込んで整理するものであります。

教育債で 340 万円の減額となります。スクールバス購入事業で 90 万円の減額となりますが、へき地児童生徒援助費等補助金の追加交付を見込んで財源調整をするものであります。また、生涯学習推進事業で 250 万円の減額となりますが、地域交流センター運営ボランティア実行委員会主催事業の中止に伴い、整理するものであります。

減収補填債で 479 万 4,000 円の追加となります。年度途中の減収を補填するために特別に発行できる起債であります。今回の補正額につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和 2 年度に限り対象となった地方揮発油譲与税と地方消費税交付金、市町村たばこ税の減収見込額の総額として 479 万 4,000 円を計上しております。充当先については、過疎債や公営企業債等を除く起債の事業費のうち一般財源となっている部分に充当できるため、このたびの補正予算では無線放送施設経費に 6 万 5,000 円、公営住宅等整備事業に 11 万円、G I G A スクール構想加速化事業に 115 万円を充当し、残額の 346 万 9,000 円については一般財源となります。

猶予特例債で 910 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえて、地方税の徴収猶予を行った場合に発行できる起債であります。今回の補正額につきましては、町民税、固定資産税、地方消費税の猶予分の総額として 910 万円を計上しており、全て一般財源となります。

46 ページから 49 ページまでの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

25 ページから 27 ページまでの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の

再掲でありますので、説明は省略します。

28 ページになります。第 2 表、繰越明許費は、教育費、高等学校費、高等学校施設管理事業で 206 万 6,000 円、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、仲洞爺野営場管理棟整備事業で 1,400 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で 1,235 万 6,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で 1,125 万 8,000 円、観光地誘客環境整備事業で 200 万円であります。

29 ページを御覧ください。第 3 表、債務負担行為補正では追加で、期間はいずれも令和 2 年度から令和 3 年度の期間になります。塵芥回収委託料、限度額 1,570 万円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,140 万円、情報館清掃委託料、限度額 154 万 8,000 円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 175 万円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,170 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 138 万 6,000 円の追加となります。

30 ページになります。第 4 表、地方債補正では、追加で町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 890 万円、減収補填債、限度額 479 万 4,000 円、猶予特例債、限度額 910 万円。

また、31 ページになりますが、変更で街路灯運営事業、限度額 300 万円を 250 万円に、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 680 万円を 100 万円に、橋梁長寿命化整備事業、限度額 720 万円を 570 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 4,310 万円を 3,070 万円に、町道白水川線道路改修事業、限度額 2,300 万円を 2,190 万円に、スクールバス購入事業、限度額 500 万円を 410 万円にそれぞれ変更するものとなります。

さらに、32 ページになります。廃止で、りんごまつり事業、限度額 70 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円となります。

議案第 10 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 7,521 万 7,000 円から歳入歳出それぞれ 5,900 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,621 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。54 ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 5,000 万円の減額となります。一般被保険者療養給付費になりますが、療養給付費保険者負担分について実績を見込んで整理するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で 900 万円の減額となります。一般被保険者高額療養費になりますが、高額療養費保険者負担分について実績を見込んで整理するものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 5,900 万円の減額となります。保険給付費等交付金（普通交付金）について、実績を見込んで整理するものであります。

51 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、

説明は省略します。

議案第 11 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 8,588 万円から歳入歳出それぞれ 1,560 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,027 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。62 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 139 万 8,000 円の減額となります。一般管理費の経営戦略策定委託料及び地方公営企業会計法適用化委託料の実績による整理であります。

維持費で 24 万 3,000 円の減額となります。橋梁添架管ヒーター制御盤改善工の実績による整理であります。

施設費、施設費、建設改良費で 1,396 万 8,000 円の減額となります。建設改良費になりますが、この内訳であります、初めに電気機械計装設備更新実施設計委託料で 135 万円、道道滝之町伊達線支障物件移設工事で 32 万円の減額となります。いずれも実績による整理となります。

次に、仲洞爺地区水道施設整備工事で 288 万 2,000 円の追加となります。掘削工事に設計変更が生じたものであります。

また、町道中島 1 号線水道施設移設工事で 130 万 9,000 円の追加となります。道路工事の設計変更に伴い、水道施設移設工事にも設計変更が生じたものであります。

さらに、道道洞爺湖登別線水道施設移設工事で 832 万 7,000 円、電気機械計装設備更新工事で 481 万 8,000 円の減額となります。施工延長の減や実績による整理となります。

なお、国道 453 号水道施設移設工事で 334 万 4,000 円の減額となります。国道 453 号蟠溪道路第 3 工区の施工計画が変更となり、水道施設移設工事が先送りとなったことによるものであります。

61 ページになります。歳入では、分担金及び負担金、分担金、施設費分担金で 122 万 4,000 円の追加となります。仲洞爺地区水道施設整備事業分担金になりますが、実績による整理であります。

使用料及び手数料、使用料、使用料で 372 万 5,000 円の減額となります。水道使用料現年分で 390 万円の減額となりますが、実績を見込んで整理するものであります。また、水道使用料滞納分で 17 万 5,000 円の追加となります。実績を見込んで整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 304 万 6,000 円の追加となります。実績を見

込んで整理するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 24 万 1,000 円の追加となります。前年度繰越金となります。

諸収入、雑入、雑入で 459 万 5,000 円の減額となります。道道洞爺湖登別線水道施設移設補償費等各移設補償費の整理になります。

町債、町債、衛生債で 1,180 万円の減額となります。簡易水道施設整備事業になります。各事業の実績を見込んで整理するものであります。

56 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

57 ページになります。第 2 表、繰越明許費補正では、変更で総務費、総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業で補正前の額 1,876 万 6,000 円を補正後の額 1,760 万円に変更するものであります。

58 ページになります。第 3 表、地方債補正では、変更で簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 2,500 万円を 1 億 1,320 万円に変更するものであります。

議案第 12 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 8,570 万円から歳入歳出それぞれ 660 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,909 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。70 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 431 万 2,000 円の減額となります。集落排水一般管理費の地方公営企業会計法適用化委託料で、実績による整理になります。

集落排水施設管理費で 52 万 2,000 円の減額となります。集落排水施設管理費の処理施設保守管理委託料及び管路施設保守管理委託料で、実績による整理であります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 177 万 4,000 円の減額となります。集落排水整備費の農業集落排水処理施設最適整備構想策定業務委託料で 17 万 4,000 円、久保内集落排水処理施設屋根ふき替え、外壁塗装工事で 160 万円の減額となります。いずれも実績による整理であります。

69 ページになります。歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 68 万 8,000 円の減額となります。下水道使用料現年分で 86 万 9,000 円の減額となりますが、実績を見込んで整理をするものであります。また、下水道使用料滞納分で 18 万 1,000 円を追加するものであります。実績を見込んで整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 15 万 8,000 円の減額となります。集落排水事

業繰入金で5万8,000円、管理型浄化槽事業繰入金で10万円の減額となりますが、いずれも実績を見込んで整理するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で23万8,000円の追加となります。前年度繰越金になります。

町債、町債、集落排水債で600万円の減額となります。農業集落排水施設整備事業になりますが、実績による整理であります。

64ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

65ページになります。第2表、繰越明許費補正では、変更で集落排水事業費、集落排水総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業で補正前の額1,124万2,000円を補正後の額693万円に変更するものであります。

66ページになります。第3表、地方債補正では、変更で農業集落排水施設整備事業、限度額2,270万円を1,670万円に変更するものであります。

議案第13号から議案第18号までの6件につきましては、令和3年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要についてご説明いたします。お手元の令和3年度壮瞥町予算書を御覧いただきたいと思います。オレンジ色の仕切りのところが各会計の始まりとなります。

それでは、議案第13号 令和3年度壮瞥町一般会計予算について。

令和3年度の壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億6,500万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。対前年度との比較では5.6%、2億円の増額となります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

令和3年度壮瞥町予算書に基づき、第1表、歳入歳出予算の款項の区分により説明いたします。

歳入について、一般1ページになります。款1町税は3億3,300万9,000円で、前年度との比較では1億15万4,000円の減となります。この内訳になりますが、項1町民税1億735万9,000円、項2固定資産税1億6,502万1,000円、項3軽自動車税732万9,000円、項4町たばこ税1,850万円、項5入湯税3,480万円を計上しております。

一般2ページになります。款2地方譲与税は4,570万円で、前年度との比較では170万円の増となります。この内訳になりますが、項1地方揮発油譲与税1,150万円、項2自動

車重量譲与税 2,880 万円、項 3 森林環境譲与税 540 万円を計上しております。

款 3 利子割交付金は 20 万円で、前年度との比較では 10 万円の減となります。

款 4 配当割交付金は 50 万円で、前年度と同額で計上しております。

一般 3 ページになります。款 5 株式等譲渡所得割交付金は 30 万円で、前年度との比較では 10 万円の減となります。

款 6 法人事業税交付金は 400 万円で、前年度との比較で 110 万円の増となります。

款 7 地方消費税交付金では 7,100 万円で、前年度と同額で計上しております。

款 8 環境性能割交付金は 400 万円で、前年度との比較では 100 万円の増となります。

一般 4 ページになります。款 9 地方特例交付金は 6,340 万円で、前年度との比較では 6,241 万円の増となります。この内訳になりますが、項 1 地方特例交付金 30 万円、項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 6,310 万円を計上しております。

款 10 地方交付税は 16 億 4,200 万円で、前年度との比較では 2,100 万円の減となります。この内訳になりますが、普通交付税で 14 億 4,200 万円、特別交付税で 2 億円を計上しております。

款 11 交通安全対策特別交付金は、1,000 円を計上しております。

一般 5 ページになります。款 12 分担金及び負担金は 400 万 2,000 円で、前年度との比較では 129 万 4,000 円の減となります。

款 13 使用料及び手数料は 1 億 1,856 万円で、前年度との比較では 375 万 9,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 使用料 1 億 367 万円、項 2 手数料 1,489 万円を計上しております。

款 14 国庫支出金は 2 億 9,117 万 6,000 円で、前年度との比較では 5,026 万 7,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 国庫負担金 1 億 1,215 万 6,000 円、項 2 国庫補助金 1 億 7,776 万 1,000 円、項 3 委託金 125 万 9,000 円を計上しております。

一般 6 ページになります。款 15 道支出金は 5 億 5,792 万 9,000 円で、前年度との比較では 7,796 万 1,000 円の増となります。この内訳になりますが、項 1 道負担金 7,222 万 7,000 円、項 2 道補助金 1 億 2,971 万 3,000 円、項 3 委託金 3 億 5,598 万 9,000 円を計上しております。

款 16 財産収入は 3,745 万円で、前年度との比較では 188 万円の減となります。この内訳になりますが、項 1 財産運用収入 2,344 万 7,000 円、項 2 財産売却収入 1,400 万 3,000 円を計上しております。

款 17 寄附金は 8,000 万 1,000 円で、前年度との比較では 3,200 万円の増となります。

一般 7 ページになります。款 18 繰入金は 1 億 8,027 万 7,000 円で、前年度との比較では 4,978 万 1,000 円の増となります。

款 19 繰越金は 1,500 万円で、前年度と同額を計上しております。

款 20 諸収入は 3,489 万 5,000 円で、前年度との比較では 195 万円の減となります。この内訳になりますが、項 1 延滞金加算金及び過料 15 万 1,000 円、項 2 町預金利子 1,000

円、項3貸付金元利収入16万3,000円、項4雑入3,134万円、一般の8ページになります。項5受託事業収入324万円を計上しております。

款21町債は2億8,160万円で、前年度との比較では4,650万円の増となります。

歳出についてであります。一般の9ページになります。款1議会費で4,281万9,000円を計上しており、前年度との比較では15万8,000円の減となります。

款2総務費で4億1,493万円を計上しており、前年度との比較では1億3,046万2,000円の増となります。この内訳になりますが、項1総務管理費1億4,430万7,000円、項2財政費5,723万4,000円、項3徴税費418万1,000円、項4戸籍住民基本台帳費164万1,000円、項5選挙費717万5,000円、項6監査委員費86万9,000円、一般10ページになります。項7企画費1億9,911万2,000円、項8統計調査費41万1,000円を計上しております。

款3民生費で5億1,979万円を計上しており、前年度との比較では2,542万8,000円の増となります。この内訳になりますが、項1社会福祉費1億8,968万1,000円、項2老人福祉費4,483万8,000円、項3心身障害者福祉費1億8,603万6,000円、項4児童福祉費9,918万7,000円、項5災害救助費4万8,000円を計上しております。

一般11ページになります。款4衛生費で5億3,725万4,000円を計上しており、前年度との比較では606万4,000円の増となります。項1保健衛生費4億2,825万5,000円、項2清掃費1億899万9,000円を計上しております。

款5農林水産業費で1億6,196万6,000円を計上しており、前年度との比較では5,969万2,000円の増となります。この内訳になりますが、項1農業費1億2,456万1,000円、項2林業費3,477万5,000円、項3水産業費263万円を計上しております。

一般12ページになります。款6商工費で8,472万1,000円を計上しており、前年度との比較では340万8,000円の増となります。

款7土木費で5億5,022万2,000円を計上しており、前年度との比較では6,372万3,000円の増となります。この内訳になりますが、項1土木管理費396万円、項2道路橋梁費3億5,155万6,000円、項3河川費100万8,000円、項4水道費5,620万9,000円、項5下水道費8,959万9,000円、一般の13ページになります。項6住宅費4,731万7,000円、項7都市計画費57万3,000円を計上しております。

款8消防費で1億6,255万4,000円を計上しており、前年度との比較では26万5,000円の増となります。

款9教育費で1億8,378万5,000円を計上しており、前年度との比較では123万7,000円の増となります。この内訳になりますが、項1教育総務費3,531万1,000円、項2小学校費3,101万3,000円、項3中学校費1,946万1,000円、項4高等学校費3,284万4,000円、一般の14ページになりますが、項5社会教育費2,267万4,000円、項6国際交流費2,986万6,000円、項7保健体育費1,261万6,000円を計上しております。

款10災害復旧費20万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

款 11 公債費で 4 億 3,468 万 3,000 円を計上しており、前年度との比較では 5,150 万 6,000 円の減となります。

款 12 諸支出金で 130 万 9,000 円を計上しており、前年度との比較では 3,000 円の増となります。

一般 15 ページになります。款 13 給与費で 6 億 6,576 万 2,000 円を計上しており、前年度との比較では 3,861 万 8,000 円の減となります。

款 14 予備費 500 万円で、前年と同額を計上しております。

一般 16 ページになります。第 2 表、債務負担行為では、壮瞥町公共施設管理運営委託料、期間、令和 3 年度から令和 6 年度、限度額 5,600 万円。壮瞥町野営場管理運営委託料、期間、令和 3 年度から令和 6 年度、限度額 1,960 万円。北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業（インターネット系端末等）、期間、令和 3 年度から令和 7 年度、限度額 757 万 2,000 円を計上しております。

一般 17 ページになります。第 3 表、地方債では、コミュニティ FM 放送局事業、限度額 320 万円。仲洞爺野営場公衆便所建替事業、限度額 1,600 万円。街路灯運営事業、限度額 280 万円。ジオパーク推進事業、限度額 220 万円。地域公共交通対策事業、限度額 1,020 万円。通学定期補助事業、限度額 500 万円。町営温泉施設等利用料負担事業、限度額 150 万円。子ども医療費助成事業、限度額 500 万円。緊急通報システム管理委託事業、限度額 90 万円。路線バス無料化事業、限度額 130 万円。一般 18 ページになります。資源ごみ収集車購入事業、限度額 750 万円。りんごまつり事業、限度額 70 万円。住宅等リフォーム支援事業、限度額 200 万円。昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円。橋梁長寿命化整備事業、限度額 2,130 万円。町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 9,730 万円。公営住宅改修事業、限度額 1,780 万円。壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 220 万円。生涯学習推進事業、限度額 250 万円。臨時財政対策債、限度額 7,500 万円の計 20 件、2 億 8,160 万円を計上しております。いずれも利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第 14 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について。

令和 3 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,280 万円と定める。前年度との比較では 0.2%、100 万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 万円と定める。

国保 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では国民健康保険税 6,270

万 8,000 円、道支出金 3 億 6,962 万 6,000 円、繰入金 3,045 万 6,000 円、国保 2 ページになります。繰越金 1,000 円、諸収入 9,000 円を計上しております。

国保 3 ページになります。歳出では、総務費 864 万 6,000 円、保険給付費 3 億 5,457 万 2,000 円、国保 4 ページになります。国民健康保険事業費納付金 9,426 万 1,000 円、共同事業拠出金 1,000 円、財政安定化基金拠出金 1,000 円、保健事業費 372 万 2,000 円、国保 5 ページになります。基金積立金 1,000 円、諸支出金 129 万 6,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 15 号 令和 3 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和 3 年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,210 万円と定める。前年度との比較では 0.2%、10 万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 万円と定める。

後期高齢 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では保険料 3,353 万 1,000 円、使用料及び手数料 2,000 円、繰入金 1,648 万 9,000 円、繰越金 1,000 円、後期高齢 2 ページになります。諸収入 207 万 7,000 円を計上しております。

後期高齢 3 ページになります。歳出になります。総務費 53 万 1,000 円、納付金 4,917 万 6,000 円、保健事業費 229 万 1,000 円、後期高齢 4 ページになります。諸支出金 2,000 円、予備費 10 万円を計上しております。

議案第 16 号 令和 3 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について。

令和 3 年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8,730 万円と定める。前年度との比較では 1.9%、740 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000 万円と定める。

介護 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では保険料 7,052 万円、分担金及び負担金 581 万 6,000 円、国庫支出金 9,425 万 1,000 円、支払基金交付金で 9,794 万 7,000 円、介護 2 ページになります。道支出金 6,073 万 4,000 円、繰入金で 5,802 万 6,000 円、繰越金 1,000 円、介護 3 ページになります。諸収入 5,000 円を計上してございます。

介護 4 ページになります。歳出では、総務費 907 万 3,000 円、保険給付費 3 億 4,837 万円、介護 5 ページになります。地域支援事業費 2,560 万 9,000 円、基金積立金 1,000 円、介護 6 ページになります。公債費 394 万 5,000 円、諸支出金 2,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

議案第 17 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について。

令和 3 年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 2,400 万円と定める。前年度との比較では 21%、5,950 万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

簡水 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では使用料及び手数料 4,766 万 3,000 円、国庫支出金 1,807 万円、繰入金 5,570 万円、繰越金 1,000 円、簡水の 2 ページになります。諸収入 1,826 万 6,000 円、町債 8,430 万円を計上しております。

簡水 3 ページになります。歳出では、総務費 5,542 万 6,000 円、施設費 1 億 1,421 万 8,000 円、公債費 5,405 万 6,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

簡水の 4 ページになります。第 2 表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額 8,430 万円、利率 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第 18 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について。

令和 3 年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,040 万円と定める。前年度との比較では 2.5%、470 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

集排 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では使用料及び手数料 3,264 万 8,000 円、国庫支出金 235 万円、繰入金 8,700 万円、繰越金 1,000 円、集排 2 ページになります。諸収入 1,000 円、町債 6,840 万円を計上しております。

集排 3 ページになります。歳出では、集落排水事業費 9,837 万 6,000 円、管理型浄化槽事業費 613 万 3,000 円、公債費 8,559 万 1,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

集排 4 ページになります。第 2 表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付け融資に係る損失補償、期間、令和 3 年度から令和 7 年度、限度額は融資金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額としております。

集排 5 ページになります。第 3 表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額 4,450 万円、農業集落排水施設整備事業、限度額 2,390 万円、利率 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3 月 5 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2 時 0 6 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和3年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年3月5日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
１番 菊地敏法君 ２番 松本 勉君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第２、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。
３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 令和３年度行政執行方針が第１回定例会の初日に表明されました。以下その執行方針の目指す内容についてと田鍋町長が就任された令和元年５月以降の一般質問でただした事項の取組状況について伺います。

１点目、田鍋町長が折り返しの３年目を迎え、努力されていますが、１年目は前任者の町政執行方針に基づく事業と予算が既に議決されていたこと、さらに２年目はコロナ禍の対策の中、選挙公約で掲げた町政の基本姿勢、公正、公平、開かれた町政等、また限られた財源の有効活用による財政運営等多くの課題の中で町政運営に当たられました。折り返しの年度を迎え、選挙公約をはじめ進められた施策について、ご自身でどのように評価しているか伺います。

２点目、道内で制定の少ない壮警町子ども・子育て支援条例制定について、令和２年第１回定例会に上程、議決しました。この条例は、未来をつくる子供の健全育成と子供の権利を守るため、保護者、地域住民、子供の施設、事業者、関係機関等が協力して支援するものです。この条例の制定目的等について町民の皆さんや関係者の理解度を行政としてどのように認識しているか伺います。

３点目、この条例に基づき総合的な支援を進めるとしてありますが、令和３年度に取り組む個々の事業内容について伺います。

４点目、令和元年第４回定例会から令和２年第４回定例会までの一般質問でただした事

項で今後の取り組むとの答弁がありましたが、1つ目、令和元年第4回定例会で人事評価の取組、2点目、令和2年第1回定例会で補助金の削減、3点目、令和2年第3回定例会で滞納解消に向けての債権管理、4点目、令和2年第4回定例会で避難所運営マニュアル等の見直し等はどこまで進んでいるかについて伺います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

私が掲げた公約は、多くの町民の皆様との対話を通してまとめたものであり、公正、公平な町政運営、親切で信頼される役場、将来ビジョンを示し、財源を確保し、着実に施策を実行するなどとした基本姿勢に基づき、町政運営に当たらせていただいております。公約として掲げた施策は、昨年度策定された第五次壮警町まちづくり総合計画に将来像とともに推進すべき施策が位置づけられ、現在新型コロナウイルス感染症という困難な課題への対応も含め施策を推進しているところであります。

主な内容としましては、農業と観光が元気なまちづくりについては、農業担い手育成センターの体制整備や関係機関との連携、機能の強化を図り、多様な担い手の育成、確保を推進するとともに、国や道の施策を効果的に活用して農業機械の導入を支援するなど、経営体質の強化を図る施策を推進しているところであります。観光の振興につきましては、宿泊施設の経営者のご理解を賜り、入湯税の改定により将来施策の展開に必要とされる財源の確保を図ったところですが、新型コロナウイルス感染症による入り込みの激減という極めて困難な状況への対策を優先しているところであります。火山との共生では避難計画の策定と防災協定の締結を順次進めており、また地域を生かすまちづくりでは旧久保内中学校跡地を活用した農産物加工施設の整備計画を支援し、新たな産地形成と雇用創出を促進するとともに、オロフレスキー場など地域資源を新たな視点で活用する取組も始まっております。子育て支援、若者が定住するまちづくりについては、子ども・子育て支援条例の制定やフィンランド研修の継続を方向づけするとともに新年度から支援策の創設や拡充を図る考えであり、保育所を含む小中一貫教育についても連携強化を図っているところであります。お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについては、コロナ禍ではありますが、各種検診の充実により疾病予防と健康づくりを推進するとともに、地域交通の維持など掲げた公約の達成に向けて施策の推進に努めているところであります。このほか教育施設の再編、旧庁舎跡の利活用、昭和新山地区の活性化などについてはコロナ対策を実施しながら検討と調整を行うとともに、これらの社会資本整備が実施できるよう財政収支の改善を最優先課題として取り組んできたところであります。

以上、令和元年5月から取り組んできた主な内容についてご説明いたしました。

壮警町の最大の課題は、少子化と人口減です。これまで限られた財源の活用と組織の力を最大限発揮させ、一步一步施策を推進してまいりましたが、これからも山積する課題の解決に向け計画的に施策を推進する必要があると認識しております。

ご質問の選挙公約をはじめ進められた施策についてどのように評価しているかにつきましては、コロナ対策も含め町民の皆様にご委ねるべきであると認識しております。これからも全ては今いる町民の皆様の幸せのためにという思いを職員の皆さんと共有し、期待と負託に応え、笑顔あふれる元気な町壮瞥をつくるため力を尽くしていく所存であります。

次に、2点目の壮瞥町子ども・子育て支援条例についてですが、この条例は誰もが安心して子供を産み育てることができ、子供が生きる力を養い、健やかに成長する環境整備に取り組むことなどを基本理念として令和2年4月1日から施行し、この条例の趣旨については広報そうべつ4月号やホームページに掲載し、町民の皆さんにお知らせしてきたところであります。しかしながら、その後全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により町政懇談会や子育て世代が参加する会議も中止となるなど、町民の皆様をはじめ子育て世代の方々への理解を促進するための対応としては懸念される点もあるものと考えております。新年度におきましては、こうした点も踏まえながら、この条例に基づく新たな子育て支援事業の実施とともに、改めて条例の趣旨の理解を深めるよう広報やホームページ、子育てに係る会議などで周知に力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の令和3年度の事業内容についてですが、町はこれまでも保育所、児童館、子育て支援センターの3つの機能を持ったそうべつ子どもセンターの整備や中学生までの医療費無償化など、子育て世帯の支援に取り組んできたところであります。本年度から施行しました壮瞥町子ども・子育て支援条例においては、誰もが安心して子供を産み育てることができ、子供が生きる力を養い、健やかに成長することができる環境整備に取り組むという理念に基づき、令和3年度におきましては医療費無償化の対象を高校生まで拡充し、子育て応援祝金事業として子供の出産、就学時に祝金の助成や、子育て応援ごみ袋配布事業としておむつなど排出するごみ量が増える乳幼児のいる世帯に対してごみ袋を配付する事業などを展開していくこととしております。また、国が全ての市町村で設置することを目指している子育て世代包括支援センターを保健センターに設置し、母子保健を中心とした相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、出産後の母子を身体的、精神的にサポートする産後ケア事業についても取り組んでいくこととしております。町としましては、今後とも子育て世帯の支援と子供が健やかに育つ環境づくりに努め、若者定住のまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の令和元年第4回定例会から令和2年第4回定例会までの一般質問についてご答弁いたします。まず、1点目の人事評価についてですが、本町では平成31年当時既に人事評価を行ってございましたが、昇給等への反映までは行っておりませんでした。その後公平性を高めるための調整機能等を加えた上で評価結果を翌年度の昇給や勤勉手当に反映するよう改正し、本年度から運用しておりますことをご報告いたします。

次に、補助金の削減についてですが、第五次行政改革実施計画での目標は、令和元年度及び令和2年度で5%削減、令和3年度及び令和4年度で10%削減としておりますが、令

和元年度の実績では 8.4%削減しており、目標を達成している状況であります。補助金の削減につきましては継続して検討しているところではありますが、削減方法や各団体等への影響も考慮しながら進めていかなければならないと考えており、他の事務事業と同様に社会情勢の変化を踏まえ、補助金の果たす役割や効果を案件ごとに検証、評価するとともに執行状況を毎年度確認するなど、補助金が効果的、効率的かつ適正に執行されるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、滞納解消に向けての債権管理についてですが、町税や使用料、住宅料等の町の債権については、これまでも法令に基づいた納付の促進を行うとともに、事務処理手順書により納付指導を行うなど収納に努めてきたところであります。こうした中、収入面や生活上の様々な支障から、長期にわたり滞納が発生するという課題もあることから、法令に基づく納付手続はもとより滞納者の事情に寄り添った指導、助言を適時適切に行うための仕組みを構築する必要があると考えております。このため、町といたしましては債権の保全、回収及び放棄に関する事務を効果的、効率的に執り行うことを目的に、本定例会に壮瞥町債権管理条例の制定について提案し、今後の公正、円滑な債権管理を図ろうとしております。

最後に、避難所運営マニュアル等の見直しについてですが、町では本年度、有珠山噴火避難マニュアルや防災備蓄計画なども含めた防災に関する計画等の策定、見直し作業を一体的に進め、年明けにそれらの原案を取りまとめたところであります。今後これらの計画等について住民の皆様や関係機関との協議を経て、来年度の早い段階で成案化し、同時にこれらの計画等を総合的に包括する地域防災計画も改定する予定でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） ただいま通告していました件について答弁をいただき、ありがとうございました。質問の中でも述べましたけれども、令和元年 5 月にスタートした田鍋町政、そして前任者が元年度の執行方針だとか、また予算、そういう計上された中で行政を進めるには大変ご苦労があったのではないかなと思われまます。また、今述べられたように、2 年度目、これについてはコロナというような大きなものがありました。大変ご苦労されたと思います。そして、私は元年第 2 回定例会で先ほど答弁のありました公正、公平な町政運営、これについてただして、3 本の柱について一般質問でただしました。そこで、言葉の上ではすんなりこの 3 つの言葉飛び込んでくるのですけれども、なかなかこれを実現するには難しいのではないかな、そんな気がしてなりません。また、このような 3 本の柱は、答弁にありましたけれども、町民の皆さんとの話、声を聞いた中でという言葉もありました。私は、それプラス長年の役場職員として勤務された中から出たものもあるのではないかな、そんな気がしてなりません。

この 2 年間の町政の取組については、先ほど詳細についてお話をいただきました。田鍋町政になってから取り組んだものが改めて認識したところであります。そこで、私は自己

評価という言葉を使って質問いたしました。なぜそのような自己評価を求めたかという、私は毎年、年4回ですけれども、町内の約900世帯の家庭を回って、時には家に上がり込んで町政について話し合う機会が続いております。その中で町政に関心のあると思われる方から田鍋町政になって何が変わったのかと聞かれることがあるのです。せっかく努力して町政を進めていることが町民の皆さんに理解されていないことから出た言葉だとすると、残念でなりません。このような言葉を町長は直接または間接に聞いたことがありますか。また、このような言葉を聞かれないためにどのようなお考えで町政に臨んでいるかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどもご答弁いたしましたとおり、公約でお示しをした基本姿勢を常に意識し、壮瞥町が持続していくために計画的に社会資本整備が実施できる行財政運営を目指し、可能なところから取り組んでいると考えております。本年度は新型コロナウイルス感染症から町民の皆様の生活と安全を守ることを最優先に、定額給付金の早期交付や経済対策などを全庁挙げて取り組んでいるところですが、一方では感染拡大によりまして町民の皆様や団体との会合などが限定的なものとなり、町の取組は広報やホームページ、あるいは新聞報道などの力をお借りして周知と情報の共有に努めているところであります。こうした状況でございますので、議員の皆様とも情報交換をさせていただく場面は、町民の皆さんの意見を把握させていただくために非常な私にとって貴重な機会となっていると思っております。私自身町民の皆様との対話の中では、徐々にカラーが出てきている、成果が出てきているといったご意見やできるところから取り組めばいいのではないかという励ましのお言葉、それとともに役場の中、町政全般に改善してほしいというご指摘など、コロナ禍ではありますので、全町的とは言えないまでも私なりに様々なご意見をいただいていると思っており、そうした町民の皆さんの思いを真摯に受け止めながら今後についても町政運営に当たらせていただきたいと、このように思っております。今いただいた佐藤議員さんからのご意見については、町政運営に対する様々なご意見、町を少しでもよくしていきたいという観点での率直な住民の皆さんの声と、このように受け止めさせていただきまして、継続して町民の皆様の期待と負託に応え、課題解決に向けて取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ありがとうございます。町民の皆さんが考えている考え、そういうのを十分にそしゃくしながら行政が進められると身近に感じられるのではないかな、そんな気がしてなりません。

そこで、質問を続けたいのですけれども、先ほどの第1回の質問と重なりますけれども、今回いろいろな子育て支援条例に関するものが多く提案されてきておりますけれども、この条例ができたのは今年の第1回定例会でした。4月に広報に1ページを割いて町民の皆

さんに周知というか、お知らせしております。そこで、１年間ずっとこの条例についてのことが一切広報に出てこなかった。町民の皆さんに知っていただくためには、そして大きな事業に取り組むのであれば、もう少し認識を高めるような方策があってもいいのではないかな、そんな気がしてなりませんけれども、広報、これの在り方とか、また周知方法について考えられていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 趣旨を広く町民の皆さんに知っていただくという意味から、政策の背景などについて私からご答弁を申し上げたいと思っております。

子供たちは地域の宝であり、少子化は我が国最大の課題であると、こういう認識を常に私は持っております、壮瞥町においても若者世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進していくことが長年の懸案である人口減対策の重要な柱になると、このように考えております。私は７年８か月教育長を務めさせていただき、その間多くの子育て世代や関係者の皆さんと懇談させていただく機会があり、子育て支援について常に模索をしてきたつもりであります。こうした子育て世代との交流や経験を基礎として、公約の検討に当たり改めて子育て世代の皆様と懇談をし、壮瞥町の実情に合った特色のある支援策を公約として掲げたつもりであります。この任に就かせていただき、公約の実現に向けて、まず基本理念となる子ども・子育て支援条例を議員の皆様のご理解をいただき制定をさせていただきました。この条例を基に子育て世代の負担軽減、フィンランド研修の見直し継続、医療費無償化の拡充など、子ども・子育て支援会議やそれぞれの所管課において検討を加え、施策の立案に取り組んでいるところであります。ご質問の条例への関心については、先ほどの答弁と重なりますが、感染症の拡大により周知機会が限られていたことなど、今後鋭意取り組む必要があると私も認識をしているところであり、これからご理解をいただければ新年度から始まる施策の内容も含め周知と発信に、町内もそうですけれども、町外に向けても発信が必要だと思っております、理解も深めていただく考えでこれから進めていきたい、このように思っております。厳しい財政状況ではございますけれども、本町が持続していくために安心して子育てができるまちづくりとともに、我が国の課題である少子化対策についても、小さな自治体ではありますが、果敢に臨んでいきたいと、この解決に向けて取り組んでいきたいと、このような思いでありますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

それでは、質問続けますけれども、今回の第１回定例会の中で町民の皆さんが一番関心のあると思われるのが子育ての総合支援でないかと考えます。その支援目的や内容について、以下確認のため質問を続けます。従来から壮瞥町は子育てについての施策、これは他の町よりも多くのものに取り組んでいると私は評価しております。今回昨年の第１回定例会で条例が制定後、それに基づいて総合的な支援として取り組むことが先ほどの答弁にあ

りました。従来の医療費の無料化、これは15歳まででしたけれども、中学生まで無料化にしておりました。今回高校生まで拡充するために、これは後日提案される壮瞥町乳幼児医療助成に関する条例等の改正の中で審議されますけれども、一応知識として教えていただきたいのは高校生までの無料化に取り組んでいる道内の状況、どのような状況か、また高校生までの無料化にした場合に財政的な負担だとか対象人数はどの程度増えるのか、最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、道内での高校生までの医療費無償化の取組状況と令和3年度事業の対象者数、財政負担についてですが、まず道内においては、担当のほうで分かる限り調べた情報でございますが、約80市町村が取り組んでいるものと承知しております。当町の場合対象者数は約60名と見込んでおまして、高校生までの無償化の拡充分については100万円の予算を見込んでおります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 道内の状況分かりました。そこで、私も調べてみたのですが、まだ市においては乳幼児までが無料というのが、33市町村が乳幼児までというような限定でまだ取り組んでいるところがあるようです。また、一番年齢の高いのは壮瞥町と大体同じような条件、小中学校1校ずつだとか人口もおおよそ同じようなところ、上川管内ですか、南富良野町が一番年齢高くて22歳までなのです。そこまではしなくてもいいのですけれども、今回このように高校生までの無料化、そして財政負担も思ったより少ないと思います。そういう面でぜひ、これはここで決めることでなくて議案審議の中で決めることですが、私はそのような考えを持っております。

そこで次に、総合的な支援としての子育て祝金事業というのが取り上げられております。この事業の取組について、これは議案で審議するのでなくて予算審議の中で出てくる事項です。その予算審議の参考にするために前もって現在考えている新規事業の内容について伺いたいと思います。子育て応援祝金事業の中で出産祝金というのが今回創設されます。そこで、具体的な内容について最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

子育て応援祝金事業における出産祝金につきましては、出産時に1人当たり現金と商工会商品券をそれぞれ5万円ずつ、合わせて10万円を支給するものであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 1人お生まれになったら現金と商品券で5万円ずつの10万円ですね。そこで、これは今まで壮瞥は取り組んでいなかった事業ですが、これは道内に

も取り組んでいるところがあるのでないかな、そんな気がしますけれども、道内の給付状況、それと特徴的な給付方法が目につくものがあったかどうか、そして10万円にした根拠というか、それは経済的負担の軽減につながるのですけれども、そういう点と、この事業を進めるために1年間でどの程度の対象者を予定し、また財政負担があるのかについても分かる範囲で伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、出産祝金の道内での実施状況と特徴的な事例についてですが、道内においては、これも調べられる範囲での数字ですが、74市町村で取り組んでいるものと承知しております。また、特徴的な事例といたしましては、第1子、第2子、第3子で支給額を徐々に増額するような事例もあると承知しております。

また、今回10万円分ということで、この金額の根拠についてということでございますが、多くの事例で10万円という金額があったということで、それを参考にさせていただいたこと、また今年度も定額給付金の拡充というような形でございますが、出産されるお子さんに対して10万円の祝金を支給しているということもありまして、10万円ということでさせていただいております。

それから、新年度の出産祝金に係る対象者数と財政負担についてですが、令和3年度中に生まれる新生児を15名と想定いたしまして、合計150万円の予算を見込んでおります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） これは私も調べたのですけれども、一番少ないところは3万円くらいから、そして第3子以降100万円という町村もあるのです。そこまでは考えなくてよろしいのですけれども、給付するのに5万円だとか10万円、20万円というようなところもあるし、いろいろな考え方があると思うのですけれども、十分これ考えていかなければならないのでないか。といいますのはこの事業を始めたら次年度やめるというわけにいきませんよね。継続性があるものですから、その点十分考えていただきたいなという気がいたします。

そこで、特徴的なものとして1回目の答弁の中に就学期に祝金助成とありました。私は就学期というと小学校1年生しか考えていないのですけれども、この就学期の祝金の内容、それとどのような給付を考えているか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

子育て応援祝金事業における就学祝金についてですが、こちらは小学校、中学校、高校の入学時に1人当たり現金と商工会商品券それぞれ2万5,000円ずつ、合わせて5万円を支給するものであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今のお話の中に小中高、そして2万5,000円、2万5,000円、現金と商品券だと思いますけれども、高校という言葉使われておりますけれども、体が悪くて高校に行けない子供がいた場合は、これは支給対象外なのですか。この点についてどのようにお考えになっているか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

こちらのほうは今現在就学支援という意味合いで制度設計をいたしておりますが、当然様々な例が出てくると思います。最終制度設計する中で様々な例を考えまして、最終的にこの制度を組み上げたいと思っておりますので、ご参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 給付方法、これ私は別な考えを持っていたのです。といいますのは就学期、小学校1年生に入るときはランドセルが6年間使いますよね。だから、そういうものをプレゼントするのも一つの方法かなんていうことをこの案が出る前いろいろと考えてみました。例えば道内で、これはNHKのニュースでしたけれども、たしかオホーツク振興局の管内だと思ったのですけれども、そこでは小学校1年生に入学するとき、既に一日入学のときに全員にランドセルをプレゼントする。そして、色や形や何かは、多分カタログがあるのでしょう、その中から選んでということでした。そういう方法がいいのでないかなんて、そんなことを考えてみたのです。そして、いろいろと調べてみましたらランドセルは1万円台から3万円、4万円、中には7万円だとか10万円というのもあります。けれども、そういう現物支給もあっていいのでないか。希望を取って、全員が6年間使うものですから、そんなことを考えたり、それは小学校です。中学校となると修学旅行に必ず行きます。多分5万円から6万円ぐらにかかっているのではないか。それで、いろいろ調べてみたのですけれども、道内で1か所だけ小学校、中学校の修学旅行費の4割を負担するなんていうところが出てきました。けれども、4割であれば5万円に達しませんので、中学生であれば結構かかりますよね、本州のほう行きますから。そうすると、5万円に近いような割合、例えば8割補助しますだとか、そういうことを考えてもいいのではないか。それから、高校生の場合、これは家から通うのがほとんどだと思います。そして、町では高校生に対する通学補助、それを出しております。それにプラスして5万円を、例えば1年10か月分通学補助を出しているのであればそれを分割して通学補助費のほうに回してあげるといいのではないか、そんなことも考えていたのです。けれども、今商品券だとか現金支給、こういうお話あったものですから、私の考えていることを、答弁は要りません。考えていることを述べておきたいと思います。

そこで、祝金助成の実施している道内の取組、これどのように把握していますか。それについて伺いたいと思います。そして、特徴的な助成制度、就学期の、これについてどの

ような道内の状況か伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

就学祝金の道内の取組状況と特徴的な事例については、これも調べられる範囲でございますが、道内では12町村が取り組んでいるものと認識しております。特徴的な事例といたしましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、小学校入学時にランドセルを贈呈することや高校の就学支援として10万円を支給する町もあるということも認識しております。また、小学校入学時、中学校入学時に支給するとともに、高校の段階においては月額で支給していくような取組をしているという事例もあるということで認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 道内の状況も分かりました。

そこで、今度は子育て応援のごみ袋配付の取組、これはどのような内容で何歳まで対象にしているのか、これについて今考えている支援方法、そしてこれも道内でどの程度取り組んでいるのかなど。もしも承知していれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

子育て応援ごみ袋配布事業についてですが、まずこの事業につきましては、本町においては町内に在住するゼロ歳から2歳児のお子さんのいる世帯に対して1人当たり月間20リットルの可燃ごみ袋を10枚支給するものというふうに制度を考えております。道内の取組状況では、これも入手できる情報の範囲で調べたものでございますが、道内で少なくとも20を超える自治体で実施しているものと認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 道内の状況だとか配付方法は分かりました。そこで、この子育て応援ごみ袋配布事業については、令和2年3月に公表された第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画第5章第1節の中でごみ袋の配付を実施検討というようにこの事業計画に載っていたのです。この実施計画、実施をすると、この計画に沿って出てきたなということでは私理解したのですけれども、ほかの出産祝金だとか就学期の祝金、これについては事業計画に載っていなかったものですから、きちっとこの計画書の中に位置づけるべきでないかなということを考えていたのですけれども、これについて現在どのような手はずで進んでいるか、もしも進んでいるのであればその状況等についてお話ししたいしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町子ども・子育て支援事業計画における位置づけの話ですが、壮瞥町子ども・子育て

て会議におきまして今年度中の当該計画の見直し作業を現在進めておりまして、高校生までの医療費無償化や子育て応援祝金などの子育て世代への支援事業をこの計画に位置づけることとしております。

なお、この計画につきましては、今後子ども・子育て会議の同意を得た上で道に提出いたしまして3月中に承認を得ることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今お話あったように、現在進行中ということで理解したいと思います。

各町の子ども・子育て支援事業計画というのは法律に基づいてやっている計画です。その中に61条に市町村の、法律名言います。子ども・子育て支援法という法律なのですがけれども、その61条に今答弁のありましたように計画を立てたら届け出ると、改正があったら届け出るといような規定があります。それに沿って今答弁されたと思いますけれども、本当は、こういうことを言うコロナという言葉が返ってくるかもしれませんが、予算だとか事業を提案する前にそういうことが終わっているのが私は正しいのではないかと思いますのです。3月までにつくって道の承認を受けるということは分かりますけれども、先を見通した仕事といえますか、そういう進め方が私は必要ではないかと思いますけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

確かに今年度の事業の中で新型コロナ関係を含む様々な国からの事業を行う要請等ありまして、同じ課の中で所管をしておりましたので、様々そちらのほうに労力が取られてしまっていて本来やるべき事業の計画づくりのほうが遅れてしまったということは、これは申し開きできないといえますか、なかなか手をつけられなかったところということでご容赦をいただきたいと思います。当然こちらのほう今後こういった計画等の策定、それから新しい事業を行っていく際には早めに専門の委員会で協議するとともに、案の段階で議員の皆様にもお知恵をいただきながら作成していくものと認識しておりますので、今後の仕事の進め方についてはそういった部分を留意して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 次に、子育て世代包括支援センターを設置してという言葉もありましたけれども、これは令和3年の何月から発足するのか、スタートするのか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、国のほうから令和2年度中に設置するよう指示が出されておりますので、現在3月中に設置し、その業務を開始するということで

考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そういう包括支援センターを設置するに当たり、基本になる設置要綱といいますか、そういうものを制定する考えはありますね。これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

子育て世代包括支援センターの設置に係る要綱についてですが、当該支援センターが妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応し、切れ目なく支援できるようその体制や業務の内容等について定めた設置要綱、これを制定いたしまして円滑な運営を推進していく考えであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今までいろいろと子育て支援について内容等を説明いただきました。この支援施策については末永く取り組むものです。ですから、予算審査特別委員会の中に議案でなくて予算として計上されてきております。ですから、私たち議員一人一人がよく考えて、十分意見を出し合って、そしてよりよい子育て支援がスタートすることを私は願っております。

そこで、4点目の質問ですけれども、4点質問しておりますけれども、その中で条例として提出されるものは除いて3点について伺いたいと思います。1点目は補助金の削減についてでありますけれども、令和2年第1回定例会でたどしましたけれども、そのときはあまり取り組んでいるような感じの答弁ではなかったのですけれども、今回の答弁を見ますと令和元年度の実績で8.4%の削減がありましたという答弁でしたけれども、そして目標は達成しているのだということです。そこで、具体的に聞きたいのですけれども、言えないものもあると思いますので、8.4%削減の中身、簡単にこんなことで削減したというようなことで説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

補助金の削減内容についてですが、令和元年度におきましては予算措置した各事業について執行段階で事業の推進に影響のない範囲で内容を精査したもので、特定の事業の廃止

や大幅な削減を行わず、一つ一つの事業の精査の積み重ねがこのような数字につながったものでありまして、今後も継続して各補助金の役割や効果の検証、それから適正な執行に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。8.4%というのはいろいろな事業を精査した中でということで理解いたします。

そこで次に、人事評価について私は令和2年第4回定例会で一般質問させていただきました。そこで、人事評価については大変難しい面もあるが、取り組みたいというような前向きのそのとき答弁をいただいております。先ほどの答弁では公平性を高めるための調整機能等を加えた上で評価結果を翌年度の昇給や勤務手当に反映するよう改正という言葉が使われておりました。私が一般質問したときには現在は勤勉手当に反映していないというような答弁でしたので、それがどうなっているかということで今確認でこのようなことを申し上げているのですけれども、取り組んでいるということです。これは評価してもいいのでないか。そこで、このような評価について職員の皆さんも共通理解しているのかどうか、ここだけ伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

職員の共通理解があるかということでございますが、そもそも人事評価自体は、目標を立てて評価をするという作業自体は従前から行っておりました。ですから、そこは当然理解はされていると思いますし、その後今回はその評価結果を給与等に反映するというのが新しく上乗せをされたところで、その改正に当たりましては事前に評価側の課長職でミーティングをやって意見調整ですとか、あるいは共通認識の醸成というものを図っています。それから、評価される側の一般の職員については昨年5月に実は全職員対象の説明会を予定しておりました。ただ、このコロナの状況があって集合形式は難しいだろうということで、それについては説明資料を配付をして、回覧をして、意見があればそれを出してもらって回答をみんなで共有すると、そういう方式を取らせていただいて職員の理解促進を図っているというところでございます。ですから、このように過去の経過、それから一定の手続を踏んでおりますので、ご質問に対しては一定程度の職員の共通理解はできているというふうに担当課としては認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 一歩前進ということで私は評価したいと思います。

そこで次に、有珠山噴火対応の各種マニュアルの作成について、これは私は質問しておりました。そこで、私たちは火山と共生する壮瞥町に住む一人として、これはきちっとした諸計画が必要でないか。そこで、先日ありました協議会の中で説明を受けております。

私も関心があるものですから、いろいろとその内容を見させていただきまして、今までと違った形のものが提示されている、そのように評価しております。そこで、壮瞥町の状況を見回したときに昭和52年でしたか、有珠山噴火、そして2000年の噴火、そのときと比較、比べてみると町民の皆さんの高齢化といいますか、年齢がだんだん、だんだん進んでおります。今年の、つい先日の3月1日現在の人口は、外国人を除いて2,402名と聞いております。そのうち65歳以上の高齢者と言われる方が981名いらっしゃるということです。そうすると、それをパーセントに直しますと40.8%が高齢者で占めているという状況です。年々高齢化が進む中で防災避難関連の諸計画、加えて昨年からのコロナウイルスの件、本当に難しい時代を迎えております。従来計画と違った観点で計画が求められておりますし、さきに私たちが説明を受けたものもそういうことを加味しているということで、携わった職員の皆さんに私は感謝申し上げたいと思います。そこで、各種計画をまとめ、総合的な包括した壮瞥地域防災計画の改定も取り組みたいというようなお話がありました。また、昨日の町政執行方針の中に自主防災組織の組織化についても取り組んでいきたいという言葉がありました。そこで、総合的に包括した地域防災計画、これをいつ頃までをめどにして公表といいますか、できる予定でいるのか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

地域防災計画の改定の時期ということでございますが、現段階では8月ぐらい、夏までには改定をしたいというふうに考えております。先ほどご質問の中にあつた関連する諸計画についてもまだ案の段階でございますから、それらを順次成案化していくという作業と、防災計画につきましては町が一方的に決めるということではなくて防災会議を開いて、その中で審議、決定をしていくものでございます。防災会議には関係する各機関の委員さんが出られて決めていくこととなりますので、事前に調整ですとか説明ですとか、そういった作業が必要になるというふうに想定しておりますので、一定の時間がかかるというふうに考えますが、ただ非常に重要な計画でございますので、遅滞なく作業が進められるように担当課としても努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。

今お話のあつた諸計画、私たちの住んでいるところを考えると、定期的に噴火を繰り返す有珠山を抱える壮瞥町にとって火山との共生、そして噴火災害の減災といいますか、そういうものを考えたときに、きちとした計画の立案が必要で、これに携わる職員の皆さんのご努力に私は期待したいなと思っております。そこで、最後の質問ですけれども、令和3年度はただいまいろいろと質疑を交わした新しく取り組む事業をはじめ継続事業のある中、自主財源の減収をはじめとする財政確保など多くの課題がある中ではありますけれども、取り組む諸施策を町民の皆さんに周知され、協働のまちづくりのために町長を先頭

にして議会議員、町民の皆さん、お互いの持てる力や知恵を出し合い、融合、努力して町の将来像、昨日町長が述べておりましたけれども、笑顔あふれる元気な町壮瞥実現に向けてお互いに努力すべきでないかな、そんな気がしてなりません。そして、住んでよかったなと思われる日が一日も早く来ることを私は期待したいなと思っております。そこで、最後になりますけれども、コロナ禍で1年が終わり、間もなく令和3年度を迎えますけれども、町長が町民の皆さんに何かメッセージ的なものがあれば最後に伺って質問を終わりたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） それでは、最後に私からご答弁を申し上げたいと思います。

まず、今日まで町政運営に当たらせていただいておりますけれども、この間皆様方の温かいご理解とご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。本日いただきました意見を踏まえまして、令和3年度も健全な財政運営と本町の課題の解決に向け総合計画に位置づけた施策を計画的に推進していくとともに、その取組の内容や町政の現状について町民の皆様のご関心を深めていただく、そして理解を深めていただくように努めていきたいと、このように思っております。また、議員の皆様にも、今佐藤議員からもありましたけれども、町政の現状や課題への取組状況などについて今まで以上に町民の皆様にお伝えいただくなど、興味関心を持っていただく、そして理解を深め、積極的に町政に耳を傾けていただけるように、このように、そして時には意見を町政へ反映させていただく、こうしたことにご理解とご協力をいただければありがたいなと、このように思い、お願いをしたいと思っております。任期の折り返しに当たりまして、現在人口減、少子高齢化という長年の課題に加え、新型コロナウイルス感染症という未曾有の国難に遭遇している我が国、我が町であります。課題は山積しておりますが、これからも全ては今いる町民の皆様の一人一人の幸せのためにという、こういう思いを職員の皆さんと共有をし、議員の皆様のお力添えも賜りながら、町民の皆様と心をつなげて期待と負託に応え、先人が築き上げてきた壮瞥町を次の世代に着実にバトンをつないでいく、そうした基盤をつくってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 続いて、7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうからは教育現場におけるコロナ対策についてお伺いしたいと思います。

現在私たちはCOVID19の発症により、1年以上も不安と緊張の中で生活を強いられております。今年はワクチンの接種開始が決定し、明るい未来が見えようとしていますが、まだ時間が必要と思われます。そこで、改めて当町における教育、子育ての中での対応についてお伺いします。

まず、1点目、保育所、校内、小中高です、校内の消毒は誰が行っているか。

2点目、児童生徒に対するマスクの着用の指導について。

3 点目、児童生徒に対するコロナはどのようなウイルスなのか、コロナに対する予防と感染時に対応の教えはをお伺いします。

4 点目、保育所における乳幼児に対する接し方。

5 点目、学校での給食時は間隔は取れると思いますが、保育所ではどのように行っているのか。

以上お伺いします。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7 番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の保育所、校内の消毒についてですが、保育所での消毒作業は毎日 3 回、保育士などが行っています。小中学校につきましてはスクールサポートスタッフが毎日行っており、高校については校務補が校内の消毒作業を行っております。

次に、2 点目の児童生徒に対するマスク着用の指導についてですが、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいて、教育活動全般において指導を行っているほか、学校だよりや保健だよりなどを通して児童生徒をはじめ保護者も含めて指導を行っております。

次に、3 点目の児童生徒に対する新型コロナウイルスの知識や予防等についてですが、文部科学省や北海道教育委員会の啓発資料に基づき、感染症に関する正しい知識、手洗い、うがい、マスク着用の徹底、3 密を避ける行動をはじめ感染の疑いがあるときの行動など、朝の会、帰りの会での指導と学校だよりや保健だよりを活用して児童生徒へ指導を行っております。

次に、4 点目の保育所における乳幼児に対する接し方についてですが、子供への感染防止のため、保育士は基本的にマスクの着用をはじめ適宜手指の消毒を行うなどして保育を行っております。

次に、5 点目の保育所での給食時の対応についてですが、現在大人数での食事を避けるため、それぞれの保育室において給食を取っております。テーブル配置については可能な限り間隔を空け、子供の座る位置を対角線上にするなど子供同士が向かい合わないよう配慮し、対応しているところであります。また、今後は透明のパーティションを導入し、さらに対策を強化したいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 7 番、毛利爾君。

○7 番（毛利 爾君） ありがとうございます。

それで、1 点目の消毒についてですが、小学校、中学校についてはスクールサポートスタッフの方々が行っておられると。これはとても先生方にとっては非常にありがたいことではないかと。全国的に教職員の方の業務が増えて手薄の中、こうやってサポートしていただけるのは本当にありがたいことだとも思います。そこで、ほかの保育所、高校についても今までの通常の業務がある中で保育士、それから校務補の方々が行われているわけで、

ここにも何らかの支援というか、手だてが必要でないかと思いますが、今のところのお考えを伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

保育所で消毒を担っている保育士へのご配慮いただいたご発言と受け止めさせていただきます。ただ、消毒作業について、コロナがある、ないにかかわらず、これはこれまでも保育士が担って、一部委託している清掃員というのもあるのですけれども、これまでも消毒作業を行ってきている通常業務でございます。ただし、コロナ禍においてはそれを徹底して行っているということになりますので、今後この状況が続くことによって通常の保育に影響するということがあれば考える必要もありますが、現在のところは今の体制で何とか運営できているということでございますので、ご答弁申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小中学校につきましては、校内の消毒につきましてスクールサポートスタッフを活用して消毒を行っています。高校につきましては校務補さんが消毒を行っているわけですが、スクールサポートスタッフですが、これは国の制度で以前からあるのですけれども、今回は文部科学省の令和2年度第二次補正によるもので新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るといったことで、増加した小中学校教師の業務をサポートして教師が子供たちの授業に集中できるよう、そのように予算づけされた部分でございまして、スクールサポートスタッフを大規模に配置するという国の方針で予算化されたものです。これにつきましては未配置の学校分の措置ということで本町も活用しているといったところでございますが、この制度は義務といいますか、小中学校に配置される制度でありまして、高校についてはこの制度が活用できないということでございます。ですので、今までどおりといいますか、校務補さんが朝来て校内の清掃をしながら消毒の作業もしているということで、今後も負担のない限り校務補さんに消毒の作業をお願いできればというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） すみません。一挙に先ほど聞いておけばよかったのですが、保育所は毎日3回消毒を行っているということですが、高校は朝消毒した後、日中とか放課後、そこら辺りも消毒は行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

各学校ともそうなのですが、高校については朝一回消毒して、そのまま一日を終えて、また行事などがあるときは終わった後その教室あるいはほかの場所も消毒しているということであります。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、ふだんのときの高校のもう少し回数を増やしていただきたいなと思います。

それでは次に、2点目の児童生徒に対するマスクの指導についてですが、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づいてとありますが、ここの部分をもうちょっと詳しく教えていただきたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

このマニュアルにつきましては、学校における感染症及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していく必要があることから、学校の衛生管理に関する具体的な事項について学校の参考になるよう作成されたマニュアルでございます。具体的には学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析、それから学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方、それから学校や教育委員会の役割、それから児童生徒への指導、それから集団感染のリスクへの対応など、そのほかにも細かく項目に分かれて作られたマニュアルとなっております。このマニュアルに基づきまして、マスクの着用の指導ですとか感染症対策全般について学校では指導を行っております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今の内容を全部聞いていると大変な時間かかりますので、大体が分かると思いますが、そこで最近でもテレビ、新聞などでも、報道でもされていますが、マスクの素材について、不織布、布製、それからウレタンですか、それについていろいろ出ておりますが、そこら辺のどういうときにはこういうものがないですよとか、こういうときには逆にマスクを外してでも可能であるとか、そこら辺のところも生徒、児童あたりにお伝えしているのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、マスコミ等で素材の効果についていろいろと検証がされているところであるかなというふうに思っておりますが、児童生徒への指導につきましては、一応マスクを着用するというので、それが今は日常になっておりますので、素材までは特には指導はしているところはないと思います。つけることが義務だということで各学校で指導をしているところでございます。

それで、マスクを外していいというか、そういったときのことについてですけれども、夏ですとか熱中症予防のために校外活動ですとか体育の時間は外しながら授業を受けると、そういった形で対応をしていると。そのほか登下校時も特には、基本的にはうちの町の児童生徒はほとんどマスクをつけて登下校しておりますけれども、義務化はしていないということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 分かりました。ただ、私なんか見ていると、登校時にはほとんど

マスクをしています。下校時になりますと、小学生は意外としています。ほとんど見ないかな。ただ、中学生になると意外と外している子が多い。ただ、外ですので、それに子供の場合は感染も少ない感じがありますし、今まで起こっている中でもどちらかという家庭感染の中から出てきて広がってということが、感染になっているところがあるので、そこまで強くしないでいいかなと思うので、今のところはあの程度は外していてもいいかなと思っているのです。ただあと、もう一つ、例えば感染した場合に今でもまだ誹謗中傷があって、それをしないようにとか学校の中でやっていると思いますが、感染時に対する対応の仕方とか家庭の中での過ごし方ですとか、そこら辺のところはどうなのでしょう、児童生徒に教えているのでしょうか。

それと、もう一つ、続けていきますが、コロナウイルスというのはどういうものなのか。去年辺りは出た頃は正しく恐れるという言葉が出ていたのですけれども、最近聞けなくなったのです。だから、より正確にコロナウイルスというのはどういうものなのか、今までのやっている対策のここをやっているから大丈夫なのだよという安心感を与える教えるほうはどうなっているかお聞きしたい。ということは何となくいいますと、去年コロナ禍において仕事とか何かの関係で自殺者が増えています。特に女性の方の自殺割合が増えています。先月文科省で発表になりましたけれども、児童生徒のところの間でも増えているのです。結局自分がかかる不安というのですか、恐ろしいところ、それから子供同士が会えないところがある。そういう心理的な状態で、これもまた男子生徒や何かの場合は大体今までの流れの人数ぐらいなのですが、女子生徒がまた自殺者増えているのです。ですから、そこら辺のところの教え、安心を与えるような教えというのは学校現場ではどのように行われているかお聞きしたいのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

何点かあったと思うのですけれども、まず感染時の偏見ですとか、そういったことに対してです。これらにつきましては、先ほども答弁申し上げましたが、文部科学省ですとか北海道教育委員会が出しているいろいろな資料に基づいて指導を行っているわけですが、小中高校の教師用の指導で新型コロナウイルス感染症の予防といったような指導の資料も出されており、その中で新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見といった内容で子供たちにどういった指導をしたらいいかということも指導書に載っておりますので、そういったことを基にして各学校で指導が行われているというふうに認識しております。

あと、家庭内でのコロナに対する知識ですとか予防ですとかにつきましては、これも各学校から出されている保健だよりですとか学校だよりの中で家庭内においても注意すべき点などについて書かれていますので、そのようなことでお伝えしていると。

あと、コロナウイルスはどのようなものかということなどについても先ほど申し上げた感染症予防の指導書などを利用して、正しく恐れるといったこともありますし、予防に関して、今までの繰り返しですけれども、手洗い、せきエチケットですとか3密を控える行

動ですとか、そういった正しい知識を教えているということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それで、もう一つお聞きしたいのですが、我が町で小中高の中では、私は把握していないのですが、全国的に見ますと家庭内に高齢の方がいて体調を崩している家庭、それから兄弟の中にぜんそくだとか病気を持っている家庭、そういうところの中で自主休校ということを行っている児童や生徒もいるのですが、うちの町は今どのような、そういうのはいるのか、いないのか、またいた場合、自主休校した場合の出席の扱いはどのようになるのかお教えいただきたいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

家庭内に疾病を抱えている高齢者ですとか病気のご兄弟ということ、町内どれぐらいいるかということでは正確な把握はしておりませんけれども、基本的に、今までも続けていることなのですが、児童生徒が発熱した場合は学校を休むということで、それと兄弟ですとか親、保護者も熱があるといった場合には学校を休ませるといったことで対応しております。それにつきましては出席停止という扱いで扱っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 確かに発熱した場合、その辺は分かるのですが、先ほど私がお聞きしたかったのは発熱とかそういう場合ではなくて、家庭の中での感染を恐れて休むということです。自主休校。それに対する今いるのか、いないのかと、その場合の出席の対応というのはどういうふうになるのか、それをお聞きしたかったのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

今自主的に休まれる児童生徒さん、今のところそういった方は本町にはおりません。ただし、文科省からの通知でも地域にコロナが蔓延してきているので、心配で出席させないといった、そういった申出があった場合、保護者からです。それは校長が出席しなくてもいい日、いわゆる出席停止です、というふうに認められるということで欠席にはさせないということで、ただそこについてはきちっと連絡を取り合って、心配しなくても大丈夫だよ、学校としてはこれだけ感染防止の状況をやっていますし、その辺のやり取りをしながら、しかしながら保護者として最終的に休ませたいとなった場合については校長が認めることができるという状況になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 分かりました。

それでは次に、保育所でのお聞きしたいのですが、保育士は感染防止のために基本的にマスク着用、これはほとんどどこでも行っています。ただ、特に幼児の場合表情を見て保

育士の何を意図とするのかを感じたりとか、それから小さい子は特になのですけれども、大人に抱き締められることによってとても安心感とか、そういう得られるということがあるのです。先月だったかな、その前だったかな、ある園のところであったのは、女の子が来て、先生、ぎゅっとしてと来たらしいのです。ふだんは接触しないようになるとなるべく避けているものですから。そこで、保育士が手や何かを消毒してぎゅっと抱き締めてやったら満足してにこやかに帰ったと。だから、対策としてマスクを基本的にやっているのは、これは必要なのですが、時にはどうなのでしょう、フェースシールドあたりを使って表情を、一日ではなくても短時間でも見せて保育を行うというようなことは可能なのでしょうか。それをお聞きしたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 毛利議員のご質問にご答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、保育する側の保育士の表情などを見てお子さんに与える成長への影響ですとか、それから強く抱き締めることについて安心感を与えとか、そういう話は非常に世間でもニュースになったり、お話が出てくるところでありますので、現場としても十分認識をしているところであります。ただし、議員のおっしゃられましたフェースシールド着用でのという例ですけれども、国等の出している調査結果においては非常にフェースシールドだけでは飛沫感染を防ぐことは難しいということでもありますので、一部の保育所などではマスクとフェースシールドを併用しているということも見ておりますけれども、当町といたしましてはマスクをしっかりと、表情については現場で聞きましたところ目などの表情をより強くすることによって口が見えない部分をフォローしたりとか、そういう工夫をしているということでございますので、現行のマスク着用の保育ということで今後も工夫しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、5点目の給食時の対応についてお伺いします。

保育士さんの給食時の対応というのは、あの年齢の子供ですから、じっとして食べるわけがないと思うので、大変だなと思います。あちこち触るだろうし。それで、今後は透明のパーティションを導入するということで、今までよりはより一層感染防止にはなると思います。そこで、私聞いたのですが、食事のときの密を避けるために会計年度任用職員の方だとかがお昼にお食事に帰っていると、家に。それをお聞きしたのです。とすると、今までは保育所で一緒に昼食を食べて済んだわけです。だけれども、お昼に帰るとなると、朝来て、昼行き帰りして、夜帰って、これ交通費かかると思うのです。そこら辺の対応をお聞きしたかったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

今保育所での給食時間の中で小さい子、特にゼロから2歳児までは食事の介助をしなけ

ればならないということで特に接近する場面が多いということになっておりますので、このコロナ禍においてはゼロから2歳児の皆さんとの職員との一緒に食事をするというのは避けていると、別々にしているということでございます。その中で恐らく、私も細かいデータはつかんでおりませんが、近くに住居のある職員などは一旦家に帰って食事をするという対応もしているのではないかと思います。恐らくは通勤の費用等に関わるような距離ではないというふうには認識しておりますので、当面そういった対応は現場のほうでやっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 確かに町内ですから、距離的にはそんなにないと思います。ですが、去年あたり学校の一斉休校が行われた場合でも保育所はやっていたわけです。ということは保護者の就業支援という立場もあるわけですから、お手伝いするわけですから。それもあり、保育士というのは医療関係とかの方々と同じくエッセンシャルワーカーでもあると思います。ですから、金額的には多少かもしれませんが、気持ちがあれば上乘せして何か手当てをしてあげてもいいのではないかなと思いますが、そこら辺とかは難しいかもしれませんが、今後の対応をお伺いして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

非常に先ほどから保育士に対する温かいお言葉でいただいているものと認識しております。確かに保育所はコロナ禍において休止等もせず、ずっと働く親御さんたちのために開所しているということでございますので、保育士の精神的な負担も多いというのは認識しております。ただ、今おっしゃられました食事の部分の行き帰りの部分など、そういったものは職員としての、壮瞥町役場としての制度の一つの決まり等もありますので、柔軟な対応というのは難しいかもしれませんが、どういう実態があるのかとか私も調査いたしまして今後検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私のほうからは新型コロナウイルスワクチン接種の進め方についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの国の審査手続が異例の早さで特例承認され、国内

では2月中旬から同意の得られた一部医療従事者への先行接種がようやく始まったところ
です。しかし、ワクチン確保等の関係もあり、その他の医療従事者等への接種は3月中旬
以降に、高齢者や一般対象者への接種は4月1日以降に予定されており、接種を迅速かつ
効果的に進めるためには最前線となる市町村における事前の準備が重要になってくると思
いますので、接種を進める上で想定される課題について伺います。

1 点目、接種に向けた事務体制は。

2 点目、接種形態と接種会場は。

3 点目、ワクチン管理上の課題は。

4 点目、接種に関わる医師や看護師等の確保は。

5 点目、具体的な接種スケジュールは。

6 点目、非接種者の課題と対応はについてお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8 番、森議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1 点目の接種に向けた事務体制についてですが、ワクチンの接種は町民の生命及び健康
を守るとともに、地域経済の持続的な発展を図る上で現時点において重要な対策であると
考えられるため、医療機関をはじめ関係機関と連携し、総力を挙げてその対策に取り組む
必要があると考えております。町としましては、ワクチン接種を円滑に実施するためには
事前準備段階から情報収集の一元化や事務分担等を明確にした体制整備が重要と考え、住
民福祉課保健センターを中心に新たに会計年度任用職員を任用するなどプロジェクト体制
を整備し、接種券等の印刷準備をはじめ住民相談体制の整備や医療機関との調整、接種を
円滑に行うための予防接種実施計画の作成等を鋭意進めているところであります。また、
接種事務担当部署においては通常の業務に加えて接種業務が大幅に見込まれるため、必要
に応じて全庁的な実施体制を確保し、迅速かつ適切なワクチン接種に努めてまいる考えで
あります。

次に、2 点目の接種形態と接種会場についてですが、国の方針では市町村は新型コロナ
ワクチンの接種が円滑に行われるよう医療機関で接種する場合のほか、医療機関以外の会
場等を活用し、集団接種方式で行う場合等について地域の医師会等と検討、協議の上、地
域の実情に応じて決定していくこととしております。そこで、本町における対応ですが、
接種を行う場所については医療機関と協議しながら検討をしておりますが、接種者同士の
間隔を保ちながら受付から予診、接種、接種後の状態観察等の動線が確保できる施設規模
である条件をはじめ高齢者等の利便性等地域の実情を考慮して、保健センターと農村環境
改善センターの2 か所で集団接種方式により実施する方向で検討しているところでありま
す。

次に、3 点目のワクチン管理上の課題についてですが、現在日本で薬事承認されている
ワクチンは、その有効性を保つために冷凍した状態で運搬や保管をすることが必要と考え
られています。このため、保管に当たっては超低温冷凍庫の設置が必要となるほか、その

管理に当たっては適切に管理できる人材が必要となることから、医療機関での設置、対応が推奨されているところであります。本町におきましては、超低温冷凍庫が1台配置される見込みとなっており、医療機関に設置し、医師や薬剤師の管理の下、適切にワクチンを確保できるよう町内の医療機関と調整を進めているところであります。

次に、4点目の接種に関わる医師や看護師等の確保についてですが、実際の接種に当たっては検温や本人確認などの受付に始まり予診票の確認、医師による予診を経た上で、本人同意の上、医師または看護師による接種が行われ、接種済証の交付、さらには接種後の状態観察を行うなどの業務があり、医師や看護師などに加え事務的な対応をする人員も含め12名程度の体制となるものと考えております。本町が実施しようとしている集団接種方式においては、接種業務を担う医師1名、看護師2名が最低限必要であるため、集団接種会場で接種を担っていただく医療機関と具体的な調整を進めているところであります。また、町の保健師、看護師はもとより必要に応じ短時間の会計年度任用職員を採用するなど、ワクチン接種が円滑に執り行えるよう体制を整備してまいる考えであります。

次に、5点目の具体的な接種スケジュールについてですが、国内ではファイザー社製のワクチンが本年2月14日に薬事承認され、2月17日から医療従事者を対象に先行接種が始まったところであります。ワクチンの接種は、16歳以上の方を対象に行うこととされていますが、ワクチンの供給を勘案して、国が一定の接種順位を定めて市町村で接種を実施することとされており、最初に医療従事者等への接種を行い、その後高齢者、基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込みとなっています。本町における接種につきましては、現時点では地域に対するワクチン供給量等が示されておりませんので、明確に日程を申し上げられませんが、医療従事者以外では最上位となる高齢者への接種について、接種券の発送を3月下旬にできるようしっかり準備しており、ワクチンの供給に合わせて4月以降高齢者から順次速やかに接種できるよう対応しているところであります。

次に、6点目の非接種者の課題と対応についてですが、今回のワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として国の指示の下、都道府県の協力により市町村で予防接種を実施するものでありますが、接種は強制するものではなく努力義務とされているものであります。現在薬事承認されているワクチンについては、16歳以上の方が接種の対象となっており、16歳に満たない方は対象になっておりません。また、妊婦または妊娠している可能性のある女性には安全性に関するデータが限られていることから、努力義務を適用しないこととされており、主治医とよく検討するなど慎重に判断していただくこととされております。ワクチンの接種は、接種対象者自らの意思に委ねられるものですが、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできるだけ減らして感染症の蔓延防止を図るという感染予防の重要性や必要性等について、広報やホームページなど様々な方法を駆使して繰り返し丁寧に情報提供や接種の啓発をしてまいりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、順を追って再質問を進めてまいります。

まず、1点目の接種に向けた事務体制についてですが、答弁では接種に向けた事務体制を住民福祉課保健センターの職員が中心となって担うということについては全くそのとおりだと思いますが、先ほどの答弁前段で医療機関をはじめ関係機関と連携していくことの必要性について述べられておりましたが、医療機関や医師会との協議の場合、政治的な働きかけですとか高度な折衝が行われることも予想されるわけで、ワクチン接種業務を迅速に進めるためには現場の事務方を総指揮する形で特別職をトップとした事務体制の構築が必要だと思いますが、この辺の見解について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） ただいまの森議員の質問にご答弁申し上げます。

事務体制についてでございますけれども、本町では先ほど一般質問の答弁の中でも申し上げましたが、住民福祉課保健センターを中心に役割分担を明確にしたプロジェクト体制でワクチン接種業務を対応するということとしております。このプロジェクト体制のトップというものですけれども、私が担うこととしておりまして、その中で統括的な指揮、命令、対外的な調整等を行うような、そのような体制となつてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 今の答弁聞いて事務方の体制については理解いたしました。それについては特に申し上げることはございませんけれども、現場が混乱しないように現場指揮をお願いしたいと思います。

では次に、2点目の接種形態と接種会場について伺いいたします。本町の接種形態の決定に当たっては医療機関と協議した結果、保健センターや農村環境改善センターで集団接種方式により実施する方向であるということでございましたが、これは町内医療機関での個別接種の検討をされなかったのか、もしされなかったとすれば個別接種の問題点について伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

個別接種の検討についてですが、接種形態の検討に当たりましては地域の医療機関での個別接種の検討と集団接種方式での検討双方について医療機関と協議してきたところであります。個別接種につきましては、通常の診療時間内で他の患者さんと同じ空間で接種することとなり、必須となる経過観察スペースの確保など医療機関において通常の医療業務への影響も懸念されること、さらにはワクチン接種の残数の発生が生じる割合が集団接種に比べて高くなることが予想されるため、集団接種方式で実施する方向で検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、お伺いいたしますが、例えば施設入所者、それと病院入院者、これらの方についてはどの場所で行われることになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

病院や福祉施設等の入所者の接種についてですが、基本的には入所している施設内で接種することとなります。医療機関においては、その医療機関で基本的に接種できるようになりますが、医師や看護師等が常駐していない場合もあります。そういった例えば高齢者福祉施設等では嘱託医がその接種を行うこととなっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 嘱託医ですとか施設において行うということであれば先ほど説明のあった経過を見る、例えば動線ですか、動線の確保というのは例えば施設内ではなかなか難しいのかなと。やっぱり直接患者、患者というか、対象者のそばに行って直接対応せざるを得ないのではないかなとは思いますが、その辺については問題ないのかどうかお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

通常医療機関や福祉施設内での接種となりますと、その施設に入所されている方あるいはそこで勤務されている方のみの接種ということになりますが、例えば医療機関において一般市民が接種するということになりますと、非常に多くの接種者がそこに集中して、その取り仕切りといいますか、先ほど申し上げました経過観察の時間の確保、場所の確保などは非常に困難になるということも予想されますので、そういったことから、現在集団接種方式という方向で検討しているということでございます。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 高齢者施設とかでやる場合の動線の確保等についての質問でよろしいですね。それは基本的に施設に入所している方の、例えば寝たままになっている方とかもいらっしゃいますので、嘱託医の方がそこに行って打つという行為なので、順番に並べてやるというわけではないので、そういう集団接種のような動線の確保というのは必要ないと思います。ただ、打った後の状態観察、それは一定程度時間決まっていますの

で、それはやってもらいますけれども、それも嘱託医がいる中でやっていただくというふうに理解していただければと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 施設等において個々に対応する部分については理解するのですが、でもそれというのは個別接種という分類になるのかなと私は理解していたのですが、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私どもが今回ご説明している個別接種と、それから集団接種の仕分とは別の扱いだというふうに私どもは理解してまして、確かに場所での個別になるかもしれませんが、そこは限定的な施設の中での対応ということで、限られた職員、入所者等への対応ということで、個別でもないし集団でもない、そういったところの特別な優先順位での対応というふうに理解していただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、ちょっと視点を変えまして本町住民の場合、町内医療機関は当然ですけれども、周辺市町村の医療機関に通院治療していると、そういう方も大分おられると思います。特に伊達市内の医療機関をかかりつけ医と利用しているケースが多いと思います。これは自治体ごとに接種は行うということは理解できるのですが、越境にはなと思うのですが、患者の既往歴を把握しているのは町外のかかりつけ医であろうと思いますので、これについてかかりつけ医による個別接種というものをできれば関係機関と協議、検討されたかどうか、その部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

かかりつけ医での接種についてですが、かかりつけの医療機関で通院治療されている方においては、かかりつけ医に相談の上、接種をすることが望ましいと考えられますことから、この対応についても検討対象の一つとなっております。しかしながら、現時点でワクチンの供給量や確保条件などから、全ての医療機関で他のワクチンのように柔軟に接種条件が整っていないため、当面は町において接種券を送付する際にかかりつけ医と事前に相談して予約するよう丁寧に啓発するなど、町内での円滑な接種に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これは2月28日付の新聞報道だったのですが、その新聞社の調査記事が載ってございました。それで、道内市町村の約2割、38市町村がそういう広域的な連携を検討していると。さらに、近くでは苫小牧が東胆振の4町と広域での連携といいますか、個別接種だと思うのですが、検討しているということを目にしたのですが、その辺についてのご見解といいますか、そういう形で検討する考え方はないかどうかについて

お伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

このワクチン接種に関する様々な協議というのがここ数か月続いておりますが、その中で近隣の市町、それから胆振西部の医師会ともいろいろ協議を重ねているところではございますが、現在西胆振の各町については様々な接種方式を取るということで、その町、町に応じた個別接種方式のみでやるところ、それから個別接種と集団接種両方で併用するところ、それから集団方式のみでやるところと、その事情に合わせて選択されているということでございまして、今現在の段階は広域的な運用あるいは接種体制を構築するというまでは至っておりません。今後様々な状況、それから国からのいろいろな指示等が展開されてくると思いますが、その中で必要に応じて何らかのそういう体制が必要になってくるということであれば、また検討を加えていくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） そういうことで、これ今集団接種方式で、そういう方向性だということで、これから変わることもあり得るということで理解いたします。

それで、3点目のワクチン管理上の課題についてお伺いいたします。ワクチン保管の冷凍庫、これは町内医療機関に設置するというところでございますが、ワクチン出し入れの在庫管理の責任者と接種会場までの運搬体制、これは業者が行うのか職員が行うのかという部分についてお伺いしたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ワクチン管理の責任者として接種会場までの運搬体制についてですが、ワクチン管理の責任者は医師が担うこととなっております。また、その保管については、本町では薬剤師のいる薬局内に超低温冷凍庫を設置して行うこととなっております。運搬体制については、国から超低温冷凍庫とともに配付される温度計付きの保冷容器で温度を確保した上で接種を担う医師及び看護師の管理の下、会場に搬入することとなっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 先ほど薬剤師も管理するという答弁だったと思うのですが、これは病院のということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

本町内において超低温冷凍庫を保管していただく医療機関の薬剤師ということでございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これこの後にまた質問ダブる部分はあるのかなと思うのですが、例えば運搬を医師もしくは看護師が担うという部分で、そういう在庫管理と運搬に関わる医師や看護師をそういう形に充てて十分な医療資源の確保といいますか、それができるのかなという不安がちょっとあるのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 今の前段の答弁と関わってくる部分もあるかと思いますが、例えば集団接種の場合、接種会場に赴く場合に医師、看護師がワクチンを搬入していただくということになります。当然今度集団接種の場においては、医師1名、看護師2名の体制をしいていただいて接種を行うということになります。その医療機関との協議におきましては、外来、入院業務としっかり調整をしていただいた上で派遣が可能ということを示されております。その医療機関のほうではワクチンの搬入、運搬、それから接種会場での接種対応、これは十分に可能だという回答を得ております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） その分については了解いたしました。

それで、次が現在予定されていると思われるファイザー製ワクチンですけれども、これは超低温冷凍庫から出して解凍すると最大5日しか使えないと。接種希望者とワクチン使用料の把握、それから例えば接種の希望が出ていたのだけれども、キャンセルが発生した場合、その辺の対応をどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ワクチンの管理等についてですが、接種については事前予約制となっております、接種日に合わせてワクチンの必要量を把握し、適宜解凍しながら使用していくということになっております。しかしながら、当日の発熱ですとか予診の結果等により必ずしも予約どおりに接種できない場合も想定されますので、解凍したワクチンの残量の有効活用が課題と考えられます。その取扱いについては現在国でも検討されていると聞いておりますので、本町といたしましてはその指示により対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これは接種予定者がキャンセルされるかどうかと、これは当然その場でないと分からないということは理解できるのですが、私が医療関係者に聞いたことがあるのですが、これは今回のコロナワクチンということではないのですが、一般のインフルエンザワクチンですとかそういうものについては、例えば1日の接種量がある程度予定したとして、余った場合にストックといいますか、医療従事者が当初から接種を受けないで、それを予備といいますか、そういう方を順次順番を繰り上げて、繰り上げてというのか、優先接種者ですから、本来はそういうことではないのでしょうか、

そういう形で無駄が出ないような方法も取っているという例を実は聞いたことがあります。その辺についてどういう対応になるか考え方を伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

正直に言いますと、そのような対応も考えられるのかなと思っています。例えば保健センターの職員も医療従事者等の扱いになって接種できるのですけれども、そういう方々の中での調整だとか、そういう範疇で利く場合もあるでしょうし、それを上回る場合もあるかと思っています。ただ、一般的にそういうことをしますというのは私どもからあまり周知するものではないのかなと思ひまして、ワクチンの残量の扱いについては積極的な答弁にはなっていなかったかもしれませんが、当然そういう医療従事者の中で打たれていない方々に順位を上げるとか、そういうことは我々も想定しているということをご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解しました。

それでは、4点目の接種に関わる医師や看護師等の確保についてお伺いいたします。これは医師、看護師、事務対応人員含め大体12名程度の体制になるということで、本町では医師は1名、看護師は2名最低必要だということでの調整は進めておられると。それで、集団接種対応のための医療機関以外の場所でやるとすれば医師や看護師を接種場所に集合させることに本来業務との調整が難しくないかの、これは先ほどの答弁の中でも医療機関との調整はついたということでございますけれども、何かその辺については本来業務持っているわけですから、難しいのではないのかなと思ってございますが、その辺についての考え方お伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

医療機関との協議の中では、例えば1週間を考えた場合にどれぐらいのボリュームになるかといいますと、今想定しておりますのは週3日間ぐらいの対応で、その中で1日につき半日、午前となるか午後となるかということですが、そのような1週間の接種の時間、ボリュームということになります。こういうことでございますので、医療機関としては当然医師も複数名いらっしゃいますし、看護師も多く抱えておりますので、そういった取り回しの中で本来の病院の運営と接種業務、こちらを並行してできるというようなことでご回答いただいております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それについては理解いたしました。

それで、実は広報の3月号に載っていたのですけれども、ワクチンの副反応で、ワクチン接種後が会場で一定時間、15分から30分、副反応が出ないかの様子を見ると。万が一

アナフィラキシーが起きても医師の対応が行える体制を整えると。さらには接種会場で救急搬送が必要な場合すぐに対応できるよう消防との連絡も取っていく予定ですということでご載ってございましたが、ワクチンの副反応の状態にもよるとは思うのですが、例えばアナフィラキシーが起きた場合にかなり迅速な対応をしなければならないケースもきっと出てくるのかなと。それで、消防との連携を取っていく予定だということは理解できるのですけれども、そうではなくて本来であればすぐその体制で病院等に救急搬送するという体制の構築というのにも必要なのかなと。だから、これはちょっと難しいといいますが、医療機関のみならずほかの消防体制も含めて、救急体制も含めて取らなければならないということは理解できるのですけれども、そのような重大な疾患を抱えている方も中にはおられるということで聞いておりますので、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

接種会場でのアナフィラキシー等の重体な副反応という場合でございますけれども、当然そういったものに対する国からの準備、体制づくり等も指示されているところでございますので、ただ個別具体の、会場にどのような配置にするとか、あるいは消防とのどのような連携体制にするかというのは今現在協議中ということで、明らかになってくればお知らせ申し上げたいと思います。

それから、アナフィラキシー等につながるであろう例えば基礎疾患とか、もともと何らかのアレルギーを持っている方というのは広報やお知らせ等で十分周知してまいりますが、事前にかかりつけ医等に十分ご相談の上、接種を行ってくださいということを、これは町として繰り返しお知らせしていくしかないかなと思っております。そういうことで、ご自身のそういった安全面に対する配慮というのを十分にお願ひ、周知していくことで対応してまいりたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 基礎疾患を含めてそういうアレルギー体質の部分については、当然かかりつけ医といいますが、そういう方にも多分相談はしていると思うのですけれども、その場合に私が聞かれた例が、かかりつけ医も頭を抱えているというような実はお答えいただいていると。ですから、これは多分接種というのは強制接種ではなくて努力義務ということでございますから、その辺については医師と相談しての判断ということで理解せざるを得ないのかなと思うのですが、その辺についての見解は。お伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 議員のおっしゃるとおりでございますけれども、こういったワクチン接種による重篤な副反応というのは可能な限りといいますが、絶対あってはいけないということで、再三にわたりますが、事前にそういった危険性をご本人で認知していただいて適切なかかりつけ医ですとか、そういうところにご相談いただいた上で個々の判断でお受けになっていただく、あるいはいただかないということを判断していただ

くということしかないかと思っておりますので、そういった周知活動は町のほうで徹底をしてまいりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、5点目の具体的接種スケジュールについてお伺いいたします。

接種スケジュールについては町広報の2月号でも当初スケジュールが示されていたわけでございますけれども、国が示している接種スケジュールでは16歳以上の国民1億人程度が対象とされ、最初に医療従事者、次に65歳以上の高齢者、次に65歳未満の住民ということになっておりまして、65歳未満の中では高血圧症や糖尿病などの基礎疾患ですか、そういう方が優先されると。これについては既に2月17日から一部医療従事者への先行接種が始まっておりますけれども、その他の医療従事者の接種というのは国のワクチン接種がうまくいっていないということもあって当初よりも大幅に遅れております。接種時期は、いまだに見通せない状況だと思っております。65歳以上の高齢者の接種は、これは新聞報道でございますけれども、6月末以降、それから65歳未満の一般住民への接種は7月以降になる可能性もあると、そういうことが言われております。ということは当初の予定から大幅に遅れることになりそうでございます。町内65歳以上の高齢接種対象者、それと一般の接種対象者数の内訳と接種に要する日数、日程的なものをどの程度に見込んでおられるかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

高齢者等の接種対象者についてですが、令和3年3月1日現在になりますが、65歳以上の高齢者の対象者は1,022名、その他の一般の対象で1,168名となっております。また、接種に要する期間は、65歳以上の高齢者で順調に進んだ場合でおよそ2か月を要するものと考えております。

なお、一般の方についてはワクチンの供給状況等に左右されるため、現時点では明確な見通しを申し上げられませんが、いずれにしても今年度の予防接種の実施期間は令和4年2月28日までと指示されておりますので、その中で対応することと考えておりまして、接種の見通し等必要な情報は適宜お知らせしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 非常に見えづらい部分といたしますか、実際接種がどの程度のスピードで進むかという部分についても非常に見通せない状況だと思えます。それで、65歳未満の優先とされる基礎疾患対象者の把握というのはどのような形で把握されようとしておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

基礎疾患を有する対象者についてですが、基礎疾患を有する対象者を全て把握することは基本的には困難でありますので、接種時の予診票の問診項目で把握することと国のほうから示されております。このため、基礎疾患を有する方のみを対象とした優先接種は現実的にはできないということになりますので、その他一般対象者と同時期に接種券を配布することになります。

なお、接種券を送付する際に基礎疾患を有する方については事前にかかりつけ医と相談の上、予約をされることなどを周知しまして、十分に留意していただくよう対応をお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 理解しましたというか、多分やむを得ないことなのだろうと、その辺は理解いたしました。

それで、先ほどの質問とも多少重複するのかもしれませんが、接種に当たる医療従事者と接種日程、先ほど 65 歳以上は2か月ぐらいかかるという答弁でございますけれども、これは単純にそんなロングランでいいのかなという、実はうちの人口規模からいってそんなにかけなければならないのかなという部分はちょっとあるのです。ですから、そういうことも含めて例えばかかりつけ医を活用だとかというようなことも実は申し上げたわけでございます。ですから、もし期間を短縮といいますか、少しでも短縮するとすれば例えば、これはできるかどうか、相手があることですから、受けてくれるかどうかは別にしても休日等に目がけてやるだとか、そういう方法というのは考えられないかどうかという部分についてお伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

接種の日程についてですが、現在の医療機関との協議において医療従事者の派遣については医療機関の診療時間内で設定するという方向で調整しているところであります。このため、現在のところは土日祝日の接種の実施は予定していないということでございます。

また、接種予約については、予約を希望する方が電話等で保険センターに予約をすることとしております。

また、今議員のおっしゃったように、かける期間とか、あるいは休日の対応という問題も今後出てくるかと思いますが、そういった部分も今後関係機関と協議しながら必要に応じて、そういった体制を検討していく必要があればそういった協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それで、6点目に移らせていただきます。非接種者の課題と対応ということで、答弁では接種の対象は16歳以上が対象で16歳未満は対象となっていない

と。妊婦または妊娠の可能性のある女性は安全性の観点から、努力義務が適用されないで主治医と相談して慎重に判断するというのですが、その部分についてはそのとおりだと思いますし、16歳未満が今のところ治験のデータもないということで、なかなかそれが接種対象者になり得ないという部分は理解するのですけれども、実際聞きたかった部分については16歳未満云々ではなくてワクチンに関する情報が不足して、先ほどもアナフィラキシーの関係でも申し上げましたが、副反応に対する不安などから接種を希望しないと。要は今回のコロナワクチンの情報がまだ十分に伝わっていないということを実は肌で感じておられて、そういうことでなかなか接種を希望しない方が相当数発生するのかなという実は懸念も持っております。その場合に状況が変わってやっぱり受けるわと、接種を希望するとなった場合にどのような対応になっていくかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

初めに接種を希望しないという方で後から状況が変わって接種したいと希望される方についてですが、このたびの接種については、先ほども申し上げましたが、令和4年2月28日まで実施できますことから、事情の変化や町からの接種勧奨などで後から接種をする意向をお持ちになった方についてはなるべく柔軟に対応できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これ最後にしたいと思います。接種時期の見通しにつきましては、ワクチンの調達と供給が当初の予定より大幅に遅れていると。65歳以上への高齢者の接種は6月末以降、65歳未満の一般住民への接種も7月以降になるのではないかととも言われており、大幅に遅れていると思います。しかし、これは国内の問題ではなく世界的なワクチン不足による争奪戦の結果、国においてワクチン確保で若干の油断はあったとは思いますが、世界的なワクチン争奪戦の結果だと。これは市町村においてはどうしようもないことだと思っております。接種時期が遅れることは、逆に言えば準備期間が増えたということで副反応に対する多くの情報が集まったり、先行市町村の接種体制事例を十分検討できる時間が増えたということもありますので、これを前向きに捉えて町民により多くの情報提供と効率的な接種体制の構築をいま一度検討していただき、接種作業がスムーズに進められることを期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） ワクチン接種の効率的な実施体制の構築ということでございますが、ワクチンの接種は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や重症化リスクの軽減といった面とともに地域経済の再生などの面から、町民の皆様の多くに理解を得られ、円滑に推進する必要があると私どもは考えてございます。ワクチンの接種をめぐるのは、議員おっしゃるとおり、その供給量から接種時期の遅れなど様々な情報がありますけれど

も、医療従事者の先行接種が始まっているところでございます。日本国内での具体的な治験も徐々に蓄積されていくと思ってございますので、こうした先行する取組や他市町の効率的な接種体制等を参考にしながら本町の実情に即した接種の在り方を常に考え、見直すなどしながら適時適切な情報提供も町民の方々に積極的にしまして、町民の皆様に対する接種の啓発を特に推進してまいりたいと考えてございます。そういった中で町全体の接種がきちっと進むようにいろいろ検討してまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分といたします。

休憩 午後 1 時 5 8 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 新年度主要施策の取組について何点かお伺いします。

町長は、町政執行方針で新年度に取り組む主要な政策展開の方向性を示されておりますが、以下それぞれの施策の具体的な取組内容について伺います。

1 点目は、商工業、観光業の振興についてであります。新年度の制定に向けて商工会と継続して協議を行っているという小規模事業所の振興に関する条例の目的、そしてその概要及び協議の進捗状況について。また、現在大変厳しい状況下にある観光業に対し、経営の持続化に向けた支援や地域経済の活性化に資する町独自の対策も行う考えを示されておりますが、その具体的内容について伺います。

2 点目、子育て世代に選択されるまちづくりについて。若い世代が安心して子育てができるよう、妊産婦から子育て期にわたるまでワンストップ窓口で相談や支援を行うため設置された子育て世代包括支援センターの現状について。また、新たに示された高校生までの医療費無料化や紙おむつ専用のごみ袋配付の事業概要について。

3 点目、健康と生きがいのあるまちに関して。医療法人交雄会そうべつ温泉病院の伊達移転が発表され、本町の地域医療に大きな影響があると思われませんが、今後町としてどのように対応していくか考えを伺います。また、高齢者の生きがいづくりとして検討していく考えを示されている人材を活用する体制づくりの具体的内容について伺います。

4 点目、移住定住、関係人口の拡大について。子育て環境や高速通信網整備等、本町の生活環境の優位性を生かし、人材や企業の誘致に向けた取組を強化する考えを示され、移住相談や空き家等の活用を総合的に推進するため体制整備等機能強化を図るとしてありますが、その具体内容について伺います。

5 点目、基金減のない財政運営に関して。令和 2 年度当初予算での財政調整基金繰入れが 9,900 万円、前年対比マイナス 9,400 万円で、令和 3 年度当初予算では 8,900 万円、同じく前年対比 1,000 万円と、予算と事務事業の適切な執行管理に努め、着実に財政収支の

改善が進められていることを評価いたします。その上で全ての事務事業について行われているという事務事業評価（検証、評価、見直し作業）の具体的な手順、進め方、視点等について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の商工業、観光業の振興についてですが、小規模事業所の振興に関する条例については、小規模事業所が地域経済の発展に寄与し、地域社会を支える重要な存在であることから、その振興について基本理念を定め、町の責務と事業者及び商工会の役割等を明らかにするとともに、小規模企業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としております。町では、新型コロナウイルス感染症対策を優先しながらこれまで商工会と具体的な施策も含め調整を行ってきたところであり、これからも協議を継続し、条例制定に向け準備を進めていく考えであります。

観光業に対する支援策につきましては、商工業振興緊急対策事業として本年度町独自で実施した事業継続支援やビジット昭和新山キャンペーン、プレミアム商品券などを新年度についても継続し、国や道の施策、事業との連携も含め、経済の活性化に取り組んでいく考えであります。

次に、2点目の子育て世代に選択されるまちづくりについてですが、これまでも乳幼児健診や保育士の訪問活動など不安を抱える母子のサポートの取組を行ってきたところであります。子育て世代包括支援センターの設置については、平成28年度に母子保健法に位置づけられ、国のニッポン一億総活躍プランにおいて、全国どの市町村に住んでいても妊産婦及び乳幼児が安心して健康的な生活ができるよう令和2年度末までに設置することを求められております。このような流れを捉え、本町においても妊産婦へのケアを行ってきた保健センターの機能を生かし、母子保健型のセンターとして本年度末までに設置する予定であります。この機関の設置に伴い、新規事業として国の財源を利用しながら出産後育児や体調面で不安のある母子を身体的、精神的にサポートする産後ケア事業を近隣の医療機関や助産師のいる事業所と連携し、行っていく考えであります。

また、令和3年度におきましては、医療費無償化の対象を高校生まで拡充し、子育て応援祝金事業として子供の出産、就学時に祝金の助成や、子育て応援ごみ袋配布事業としておむつなど排出するごみ量が増える乳幼児のいる世帯に対してごみ袋を配付する事業などを展開してまいります。

次に、3点目の医療法人交雄会そうべつ温泉病院の移転についてですが、本年1月下旬に医療法人の幹部から伊達市内に病院機能を移転するとの説明をいただいたところであり、町としましては突然の移転表明を極めて残念なことと受け止めているところであります。そうべつ温泉病院は、これまで約40年にわたり地域の医療機関として町民はもとより保育所、小中高校の内科健診や予防接種を担っていただくとともに、雇用の場として、さらには地域活動にも様々な貢献をいただいているところであり、このたびの移転については

地域医療はもとより地域コミュニティにおいても大きな影響があるものと考えております。医療法人からは、これまで築いてきた経緯を踏まえ、町の医療に対する役割は今後とも果たしていきたいという説明をいただいております、町としましては今後移転の具体的な時期をはじめ移転後の地域の医療体制等について医療法人としっかり議論や協議を進め、住民に寄り添った地域にふさわしい医療の在り方や地域の活性化について検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の生きがいづくりについてですが、少子高齢化が進行する中、高齢者が健康で生き生きと生活し、社会活動に参加することは地域全体の活力を維持、増進していく上で大変重要と考えております。町としましては、高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を社会に生かすとともに、社会の大切な一員として生きがいを持って活躍できるよう社会活動への参加を促進する体制づくりを検討しているところであります。

なお、高齢者の役割の発揮の仕方や体制など具体的な内容については今後皆様とご相談を申し上げ、方向付けをしていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の移住定住、関係人口拡大に向けた具体的な取組内容についてですが、近年地方への移住に関心を持つ方が増加する中、コロナ禍の影響もあり、新しい生活様式やテレワークなどの働き方が生まれ、田舎暮らしを志向する方の相談対応も増加しております。町では、これまでも持家取得や空き家改修の支援などの移住定住を促進する施策を展開してきたところでありますが、令和2年度には4名の地域おこし協力隊を採用し、農業や情報発信、スポーツの分野でそれぞれ活発に活動をし、自らの移住生活をブログで発信するなど町の魅力を発信しているところであります。新年度におきましては、町の生活を知ってもらうための移住体験住宅の整備や全国どこからでも移住相談ができるオンライン移住相談の実施、ホームページやSNSによる情報発信も継続して強化し、移住定住を推進していきたいと考えております。また、都市部からの移住を検討する方は地方での子育て環境や居住環境なども大きな判断材料になると認識しており、既存の制度に加え、高校生までの医療費無償化や子育て応援祝金の創設、子育て世代包括支援センターの設置など子育て環境をより一層充実させるとともに、民間賃貸住宅の整備促進に向けた検討や新たに採用する地域おこし協力隊との連携、協力により移住定住者及び関係人口の増加に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、5点目の事務事業評価の具体的な手順、進め方、視点等についてですが、町では第五次行政改革実施計画に基づき財政健全化に向けた取組を進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で先行きが見えない中、厳しい財政状況を十分に認識した上で、財務体質の改善に留意しながら人口減少や地域経済の活性化等の町政上の諸課題に対応する必要がありますと考えております。このため、新年度の予算編成においては平成21年度からの歳出事業別決算額の推移により既存事務事業の推移を把握、分析し、各課において事業継続の必要性や規模、適切な財源確保等、歳出の削減、効率化を基本に、ゼロベースから

十分な精査を加えるなどして施策の立案に努めたところであります。また、理事者の査定においても各課から提案された施策について目的の妥当性、効果や成果の妥当性、住民ニーズや公平性などを視点に、施策の果たす役割や事業規模、財源措置等、施策を構成する様々な要素について施策ごとに細かく検証、評価し、第五次壮瞥町まちづくり総合計画に位置づけた施策の計画的推進とともに、厳しい財政状況下にあっても住民サービスの質の低下を招くことのないよう限りある財政資源の効果的、効率的な配分を図り、新年度当初予算では財政調整基金繰入金が前年度比 1,000 万円減の 8,900 万円となりました。新年度においても継続して全庁を挙げて収支改善に取り組み、将来に向けて必要な社会資本整備ができる財政基盤を整え、笑顔あふれる元気な町壮瞥の実現に向け取り組んでいく所存でございますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） それでは、順次質問を進めてまいります。まず小規模事業所の振興に関わる条例に関してであります。平成 26 年、小規模企業振興基本法というのが制定されております、ご承知のように。その背景として少子高齢化や人口減などの社会の進展、あるいは経済的、社会的な環境が大きく変化する中で、いわゆる小規模事業所の経営者の高齢化や後継者不足等がありまして、極めて厳しい経営環境に置かれているという判断から、小規模企業の振興を図ることが不可欠だろうと、これが地域社会において必要であるという視点で制定されました。その中で地方公共団体は、小規模企業の振興に関して国と適切な役割を踏まえて、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると。長くなりましたけれども、こういった小規模企業振興基本法の制定を契機に、平成 27 年から全国の都道府県単位、市町村単位で同条例が制定されていたというふうになっております。その中で壮瞥町も、一応執行方針、答弁にも書いてございましたが、令和 2 年度、今年度と新年度にわたって壮瞥町の小規模事業所の振興に関する条例を制定するのだということでありまして、継続して商工会と協議を進めていくという答弁でございました。そこで、質問にも書いてございましたけれども、まずもう一回確認しますが、この条例の制定に関して町側が法律含めたほかの市町村、自治体の動きに合わせて動き出したものなのか、あるいは商工会のほうからアプローチがあつてこういったことをしないかという話があつたのか、その辺と、今年度から進めていらっしゃるという話の中身について、進捗状況と言いましたけれども、具体的にどのような話をされているのかということを最初にお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） では、ご答弁申し上げます。

まず、壮瞥町の小規模企業の振興基本条例というものの進捗状況、それから 2 点目がその働きかけと申しますか、どこからあつたのかという 2 点のご質問だと思いますが、まず 1 点目でございますが、議員ご指摘のとおり、平成 26 年 6 月に小規模企業振興基本法が国

で制定されまして、地方自治体の責務と努力義務が明記されたことになってございます。国及び地方自治体が連携し、取り組むことで商工会が行っている小規模事業者支援の一層の強化が図られるため、これを町で検討しているところでございます。国の企業の9割ぐらいは中小企業ということで、そういった企業を振興して地域の経済を活性化していくということが目的の根底にあるところでございますが、商工会とは本件につきまして協議を重ねているところでございまして、一度原案について今打合せを進めているところでございます。また、条例制定に当たっては町の姿勢というものをきっちり示していく必要がありますので、基本計画についても併せて協議しているところでございます。このコロナ禍にあって、この1年商工会とは連携することが多くございました。その中で10年後、20年後の先を見据えた町の産業振興を行っていかなければならないという点で、この件についてはきっちりしたものをつくっていかなければいけないねということで、コロナ禍で経済対策を打ちながらの中ではございますが、引き続き協議を進めているところでございます。

また、この条例制定の検討を始めた経緯でございますけれども、2年ほど前に全道のほうで、なかなか国のほうでも進んでいないということもあって、全道の市町村に向けての小規模企業の振興基本条例というものの制定に向けての説明会がありまして、それに当時の課長と商工会の指導員で出席いたしまして、これは町として町の中小企業、小規模事業者への姿勢というものを示していく必要があるということで認識を一致して検討を始めたところ、そういった経緯でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 答弁もいただきました。小規模企業の振興についての基本理念を定め、町の責務と事業者及び商工会の役割等を明らかにして小規模企業の振興と地域経済の活性化を図るということでございました。言葉がだんだん法律用語とか堅くなってしまうと、理念とかに走って、結局何をやるのだという具体的があまり見えない、自分では言っているんですけども。仕方がない部分はあるのでしょうけれども、北海道でも28年に制定されているのです、北海道自体も。上から言われて下に行く話ではないだろうということを思いながら質問しているのですけれども、ただ、今の段階で商工会と考え方が一致して、この地域に、先ほどありましたけれども、社会、経済、いろんな諸条件、この地域内の特色の中でどのような先を見据えた小規模事業所の進む道があるのかということをも町に足をついた議論をしていただければという思いでこの質問をしているわけであります。

最後、お伺いしますが、一応です、言葉尻を捉えているわけではないのですけれども、町政執行方針の中で具体的な新たな施策も含めて商工会と継続協議をしていく。今課長もお話がありましたけれども、私もちょっとしゃべりましたが、この壮瞥町において地に足のついた次にこのような必要な施策ないし検討課題、小規模事業所に関わる、そういったことを条例に組んでいくお考えがあるのかどうか、そこまで具体的なものは入っていくも

のではないのか、理念で終わるものなのか、この辺様な聞き方かもしれませんけれども、教えていただければと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） この件は私から、細かいところは補足があれば担当からお願いできればと思っておりますけれども、先ほど最初の再質問にもありました点についてですが、この職に就かせていただいた当初から商工会の事務局並びに商工会長からぜひ制定に向けて検討を進めていただきたいというお話をいただいて、本年度から検討を進めているということを先ほど、道の会議もそうですけれども、その前提にあるのは商工会のほうの強い意思、意向を踏まえて検討を進めてきたということでご理解をいただければというふうに思っております。

それと、既存でも商工業の振興のために施策を実施している点があるというふうに思っております、この法律に基づいて条例を制定し、施策を展開していくという、そういう整理の中で壮瞥町に今ない制度、制度というか、施策、事業、それらも含めて検討を進めるべきだというふうに思っていて、そうしたことで今作業を入念に行っていたいただくと、このように理解をしていただければと思っておりますし、そうした法律、条例、そして施策があるという枠組みとともに、条例制定によって商工会が様々な活動、財源の確保がしやすくなるという面もあるようにも聞いておりますので、双方にとっていいような形になるように今検討を進めていただいていると、このようにご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 分かりました。

次に、観光事業の振興に関して質問を進めてまいりたいと思っておりますが、ちょっと話はずれますが、この一般質問の締切りが2月15日でありまして、またこの話もずれますがけれども、昨日オフィシャルな形で町政執行方針が示されました。ただ、3月第1定例会においては何年か前からの慣行で町政の頭の執行方針を事前に議員の我々にお示しいただいて、それを受けてという形ではないのですけれども、それも併せて一般質問の締切日が決まっていると、前倒しで。ただ、時間があまりなかったのですけれども、言い訳ですが、4日ぐらいしかなかったのですけれども、その新たな執行方針をせっかく示していただいたのですから、我々議員は一般質問の形でお返しするのが、これは責務だろうということで質問しているのですけれども、その後予算説明ですとか、あるいは全員協議会の中で新たな補正予算を含めた事業の説明がございました。よって、その時間的なずれですとか、答えが分かっているのもあるのですけれども、その辺は割愛しながら進めますが、次なんかは間違いなくそうなのですから、観光振興に関して町政執行方針の中で経営の持続化に向けた支援や地域経済の活性化に資する町独自の施策を適時適切に推進するという、そういうフレーズがあったものですから、すわどのような新しい事業があるのかというふうに意気込んで質問に書いたのですが、実はその後全員協議会の中で新たなコ

コロナ感染対策の地方創生交付金の事業、令和３年度に今度は補正にされるということで、説明の中に入っていた商工業振興緊急対策事業の事業継続支援だとかビジット昭和新山キャンペーンだとかプレミアム商品券の事業、要するに今年度やった事業をまた継続しますというのがこの中身なのですよね。ですから、何だとかっかりしているわけではないのですけれども、それで確認したいのは今年度町独自として進められた事業継続支援やビジット昭和新山キャンペーン、あるいはプレミアム商品券、同様の事業をほかでやっているところも当然あるわけですが、壮瞥町としてこの事業を取り組みました自らの評価、以前にも聞いたかもしれませんが、それをどうされて、次またどう事業を続けていくのかということと、ビジット昭和新山キャンペーンでいえば中身の予算の内訳が少し違ってくるのかなと、違うというほどではないですけれども、事務宣伝費が多少上がってみたり、あるいは商品券の額がダウンしているのかな、その辺はいわゆる検証の上、変わっていったのか、その辺併せてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

今年度の緊急対策事業等で国の財源を利用しましてプレミアム商品券であるとかビジット昭和新山キャンペーンなどを実施いたしまして、この後また別な機会になりますけれども、次年度の予算内訳等についてはご説明させていただくことになろうかと思いますが、今年の評価といたしましては、ちょうど９月から１０月にかけてＧｏ Ｔｏ キャンペーン、それからどうみん割、そして町独自の施策でありますビジット昭和新山キャンペーンやプレミアム商品券において、観光施策としましては一定の効果があったものと思っております。特に昭和新山の入り込みに関しては、自家用車の入り込み台数は前年比９割まで回復したというところで昭和新山の事業者さんを含めて一時期活気づいた、そのことには大きな貢献があったろうと感じているところでございます。プレミアム商品券につきましても、道の駅での商品券の売上げの７割は町外からの利用であったというふうに言われますし、利用枚数のベストテンには町内の果物農家さんが半分ぐらい入っているということで、町内全域の観光についての影響というのはある程度この財源を利用して経済を活性化させる、観光の活性化をするという目的においてはあったのではないかという評価をしております。一方で、１１月に入りまして国の緊急事態宣言がございまして、現状の昭和新山の状況を見ますと駐車場の除雪もままならない、入り込み台数が前年比の１８％以下でございまして、店を開けている事業者さんも１件しかないという状況でございます。この惨状は、見るにつけそれが経営の持続化、安定のために町としてやるべき最大のことでないかということで、町長からも答弁でご説明のあったとおり、次年度もそういった事業者への支援も引き続き行っていきたいということでございます。

プレミアム商品券の金額の動きがあるのは、全員協議会のほうでご説明した内容から一歩進めた形でまた改めてご説明をさせていただければと思いますが、額自体としては変わらないのですけれども、町民の方からのご要望も取り入れながら町内にお金を回すような

工夫をしていこうというふうに今考えているところでございます。いずれにいたしましても、今回の緊急の補正によりまして行ったこういった経済対策、観光対策については、事業者さんのほうからも声がございましたし、町民の方からも、それから販売店、小売業者さんのほうからも評価をいただいたと認識しておりますので、次年度の事業に反省を生かしながらつなげてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。

次の質問に移ります。次は、子育て世代包括支援センターに関してであります。これも言葉尻を取っているような質問だったと思うのですけれども、というのも執行方針の中で子ども・子育て支援条例に基づいて子育て支援センターの機能強化を図ると明言されておりまして、機能強化を図るという意味を単純に捉えれば既存の施設の機能強化を図るのかと。自分自身もまだ設置されていなかったのではないかという不安を抱きながら確認もせず、ではその現状を聞いたわけですが、答弁にもございましたけれども、これは令和2年度末までの設置ということで言葉の違いだったのかもしれませんが。理解いたしました。その中で子育て世代包括支援センターも母子保健法というのですか、その法律を受けて整備を進めると、これも各市町村単位で進められているようでありますが、壮瞥は早い時期の設置ということなのだろうと思いますけれども、失礼、同じ時期か、令和2年度。それで、母子保健型のセンターという説明があったのですが、これはこういった形のものなのか、いわゆる同じセンターでもいろんな種類があるのかということの確認と、センターを設置するといったら何か建物を建てるみたいですが、そうではなくて、当たり前ですが、保健センターの中で行うのですけれども、新しいスタッフが必要なのか、あるいはスタッフの交代みたいなことも必要なのか、組織の変更などはあるのかということも、ブラス職員の仕事が増えていくものなのか、分担はどうなっているのかということも今の時点での考えをお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

このたび松本議員のおっしゃるとおり、母子保健法に基づきまして国の設置努力義務ということで、それに呼応する形で子育て世代包括支援センターを設置する運びとなっております。その類型につきましては、今当町がやろうとしております母子保健型、いわゆる妊産婦のケア、サポートといったものを中心に行うものが1つでございます。そして、もう一つが基本型ということでございまして、これは主に地域の子育てに関する様々な相談等に対応できる形として、いわゆる保健センター機能や、それからその他の子育てに関する機能を集約して行うというタイプのもの、それから市町村の保健センター型というのがもう一つありまして、これは地域保健法に基づきまして市町村が設置するということで、これは基本町の担う保健機能そのものをセンターとして運営していくというようなタイプのものがございます。この3つの機能の中で、当町といたしましてはこれまでも実績のあ

る妊産婦へのケア、フォローなどを生かした母子保健型というのを設置を目指しているということでございます。

それから、この設置につきましては、母子保健型につきましては保健師の1名の設置が必須となっております、これは新たにということではなく既存の保健師で可ということでございますので、1名保健師をこのセンターの職員として配置するというので設置を考えております。

それから、これを設置することによりまして乳幼児、それから妊産婦の細かいケアについていろいろな管理シートとか、そういうものを設置して切れ目のない支援、サポートを行っていくということで、当然そういう書類を作っていくという具体的な事務も発生いたしますし、それからまたご紹介しております産後ケア事業など新しい事業に取り組んでまいります。それについても業務は発生しますので、少し業務のボリュームとしては増えてまいります、現有人員で頑張ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 分かりました。

それでは、重ねて質問します。今ちょうど課長答弁ございました。産後ケアという言葉なのですけども、答弁にも出ておりました。これも調べますと母子保健法の法律の制定の中で触れてありまして、産後ケアの実施が市町村の努力義務となっております。法制化され、産後ケアについて令和6年度までに全国展開を目指すなど書いてございました。その産後ケアなるものを多少調べますと、育児や体調面で不安のある産婦と乳児に対して心身のケアや育児サポートを行う。何となく分かります。それと、これはどちらに書いてあったのか、答弁だったのでしょうか、近隣医療機関に委託し、母子と育児のケアを実施、短期入所ですとか通所、居宅訪問の利用料の補助など書いてあったのですが、この辺もう少しつまびらかに説明いただければありがたいということでございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 産後ケア事業につきましては、いわゆる赤ちゃんを産んだお母さんとその乳幼児の健康、それから精神的なサポートを行うものとして、主にお子さんを産んだばかりのお母さんというのは体調的にも安定しないし、また精神的にも育児に対するストレスが多くかかってくるということがございますので、こういった方々をサポートするために近隣の医療機関ですとか、それから助産師さんみたいな方がやっていらっしゃるサービスもあるのですが、例えば医療機関であればそこにショートステイのような形で1泊2日だとか、母子ともに入院したような状態でいろいろ健康面の管理をしていただいたりというものもございます。それから、非常に利用率の高いのは母乳相談ということで、特に初産のお母さんは母乳が出にくいということがありまして、近隣でも助産師さんで母乳指導というのをやっていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういうところに行って指導を受ける。そういった部分の利用料について大半の部分を、一部自己負担あり

ますが、大半の部分を町のほうで助成すると、その2分の1について国のほうから助成されるというような事業でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。

次に、子育て支援の新しいといいますか、新たな事業についてと思いましたが、これは質問に書いてございましたけれども、午前中の3番議員のやり取り、それから過日の全員協議会の資料でつまびらかになってございますので、割愛いたしたいと思いますが、私が言うまでもないですけれども、例えば高校生までの医療無料化、名称は子ども医療費助成事業でありますけれども、650万円から750万円に増量。これだって100万円上がっていますけれども、町債も400万円から500万円と借金をして町がやるわけでありますけれども、大変目玉となる事業だろうというふうにも思いますし、あとはやり取りしたことですけれども、その財源含めて。一般財源ですものね、450万円。ごみ袋もそうです。出産祝いや進学祝金等は全部ほぼ一般財源、450万円。これは厳しい財政状況の中において独自財源で独自施策を子育て支援を肉厚にしていこうといういわば目玉事業、目玉施策である。規模はそんなに大きくないのかもしれませんが、この小さい自治体にとってはそのようになるのではないかと思うのでありますけれども、今後期待するのは当然役場の、我々議会も含めた内部の情報交換は当たり前のことですけれども、町内にこういったことを当然アピール行為、アピールと言いませんか、周知すること。そして、なおかつ一番大切なのは町外に発信することだろうと。手前みそですけれども、今度議会の広報を開きますけれども、当然議会広報でも取り上げさせてもらって、大した筆の力はないですけれども、少なくとも町内部には情報提供したいと思いますし、移住定住につながるぐらいの子育て世代に魅力を持ってもらおうと、関心を持ってもらう施策の柱だというふうに理解しますので、大いにアピール行為もぜひ町長含めてお願いしたいと。余談でありますけれども、お願いしたいと思います。

質問を続けます。健康と生きがいのあるまちづくりに関してですが、本当に不安があるのはそうべつ温泉病院さんの伊達移転ということの急な決定であります。それは諸事情があって、医療法人内外の諸事情ですから、我々の口の挟むことではないのですけれども、町長のお話にもございましたように、今まで本町で築いてこられた礎といいますか、医療だけではなくて存在、地域社会における存在感含めて、つながりも、それも消えていくのは大変残念でならないのでありますが、その中でも今後町の医療に対する役割は変わらなく行う、この辺が微妙な表現で、具体的にどういうことかというのは不安を払拭できない。少なくとも保育所から高校までの内科健診、予防接種等は続けてもらえるのだろうか、もらえるのでしょうか、それぐらいの確証はいただきたいなと。あわよくば定期的に壮瞥に出向いて診療所の開設をしましょうか。ないかもしれませんが。そういったことも、これは余計なことかもしれませんが、そのぐらいのお話もリクエストとしてはあつ

てもいいのではないかという気はしてしょうがないです。

ちょっと話ずれますけれども、洞爺湖温泉街にもともと協会病院がございました。今は本町のほうに移っています。実はそれというのは修学旅行の誘致とかに少なからず影響を及ぼすというようなことを聞いたことがございます。ただ、距離はあるけれども、町内にあるというのはあるのですけれども、近間にあるかどうかというのは大きな、大きいかどうかは分かりませんが、そういった地域の魅力発信の一つの材料になった。現在診療所、あるかないか分かりませんが、あるのです。慈恵会さんがやっている。目立たないかもしれませんが。あれは慈恵会さんの社会貢献だと、聞いたわけではないですよ、そう理解しているのです。ほぼ受診者はいらっしやらないかもしれませんが、存在するだけで地域のアピールになっているというところの社会貢献をされているのかなというふうに見て取っているのですが、すみません、余談です。うちの町も観光地として、観光地だけではなくて先ほどから言っている子育てに優しく、子育て支援の厚く、子育て世代に魅力を感じ取ってもらうまちづくりにとっては医療機関の存在というのも欠かせないだろうというふうに思いますので、最低限の学校健診以外にも何らかの形でつながるようなことをひとつ話合いの中で持ち出していただければと希望するのですが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどの子育て支援の関係につきましては、午前中の質疑のやり取りの中でもありましたけれども、これから制度が走り出してお認めいただいて、制度を運用できる段階になりましてからは情報発信に努めていきたいと、理解をいただけるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、医療法人交雄会そうべつ温泉病院さんの移転に関しましては、今危惧いただいているとおり、質問の趣旨にもありましたとおり、影響については非常に大きいものがあると、このように受け止めておりまして、それについては現在住民福祉課を中心にそれぞれ所管課において、それぞれが関係している部署においてどのような影響があるか調査を適宜庁内的には進めているところでありますが、そうしたことを行いながら地域医療ですとか、具体的に今発言の中でありました健診の在り方ですとか、それらも含めて地域医療がどのようなスタイルがいいのかということも含めて今後法人さんのほうと協議を進めていきたいと、このように思っておりますし、具体的な状況に至る前の段階でも大切なことでございますので、議会の皆さんまたは町民の皆さんに情報提供させていただきたいと、このように思っているところであります。そのような慎重な対応を行っていきたいと、このように思っております。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 5 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 続きまして、高齢者の生きがいづくりに関してということで質問をしてまいります。答弁いただきまして高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を社会に生かすとともに、社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう社会活動への参加を促進する体制づくりを検討していると、こういう答弁でございました。具体的な内容について皆さんとこれから相談して方向性を示していくという考えをお示しいただきました。この考え方といいますか、体制づくりというのはいろんな団体からないしは個人から要望などがあったものなのかどうか、あるいは行政内部でこのようなことが必要ではないかという行政判断をされたのかどうか、またもう一つはここで言う体制づくりというのは数年前までありました高齢者事業団、壮警町の、そのような組織体制づくりのことの考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） この件につきましては私から答弁をさせていただきたいと思っておりますが、公約の作成をするときに直接的な表現はしておりませんけれども、事実として壮警町に平成 10 年 1 月に設置された高齢者事業団が解散になっているということもあって、その影響というのでしょうか、それに代わる組織等をずっと検討をしてきた事実もあったというふうに思っておりますけれども、何らかの形で先ほどの答弁書の趣旨に合ったような体制づくりに向けて検討を進めるべきではないかと、このように私自身も思っているところでもあり、また役場内の担当課においても調査を行っていたということでありまして、本来であればもう少し早い時期にという思いもありましたけれども、コロナの優先課題というものがあって、これから本格的ということになりますけれども、こうした背景から、高齢者の皆さんが長年培った知識、経験、技術を生かして地域で連帯して共に働き、共に助け合っていくことを目指すと、こういうような趣旨に基づいた団体の設立というのでしょうか、在り方について検討を進めていきたいと、このような思いでいるということで、まだこれからでございますけれども、基礎的な内部調査は行っているところでありまして、今後適切な時期に皆さんとご相談を申し上げてというふうに思っていると。先ほどの答弁とあまり変わらない内容で申し訳ないのですけれども、現段階で申し上げられることについては以上でありまして、これから検討を新年度に入ってから進めていきたいということでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 一応了解いたしました。考え方や気持ちと申しますか、心情、町内にあった高齢者事業団に思う気持ちと申しますか、高齢者事業団の存在意義というものも当時からやっている議員さんもそうでない方も認めているところであろうというふうに思いますし、高齢者に限って言うとなんですけれども、要は社会経験を積んだ方がリタイアでなくて、フルではなくても適度に体を使い、技術を使い社会貢献するという自己満足

も含めて、その対価もいただいてというやりがいを含めたそういう場があつていいだろうと。それがうまいこと町内で回ってくれて、しかも利用するほうは多少専門業者よりはコストが安く賄えればいいなというようなことで、私個人も、あるいはうちの事業所でも利用させてもらったことがありましたという立場で高齢者事業団の総会にも何回か参加させてもらって、その実績も承知しております。そういった意味では高齢者事業団が廃止になったときは本当に残念でありました。当時の議会のメンバーも皆同様に驚き、なぜだということと、そしてその団体が消える消え方が疑問も残るし、なぜだということで終わってしまいました。

そんなことで、その復活をぜひ望んでいるというのは事実なのですが、冷や水をかけるわけではないのですけれども、ご承知なのでしょうけれども、当時北海道労働局にも情報提供とやり取りをしたはずなのでありますが、結局高齢者事業団が任意団体としてあつて、壮瞥町の場合です。それで、過去からずっとあるものについての既存のものは対象にならないかもしれませんが、基本任意団体が職業あつせんするということ自体がいかかなものかという指導を受けていたらしいと。シルバー人材派遣ということは承知だと思いますけれども、そこは法人格で国の法律と申しますか、指導にのっとって登録して、しかも連合会もつくつてということで制度化されているのですけれども、高齢者事業団、今もありますよ、ほかのまちでも。それは承知していますけれども、継続したものについてはあえて解散を求めないけれども、新たにそういったものをつくるということは多分認めないという考え方があるのではないかと個人的感想ですけれども、持った次第で、その穴埋めにご承知のように社会福祉協議会のほうに窓口を設けて、無料職業紹介事業所という名前であるのです。社協のホームページと広報にも職業のこんなのやっていますよというのだけは出ている。ただ、新規登録ゼロ、紹介もなしという、だから有名無実の状況が続いているのです。だから、元へ戻って先ほどの町長のお話にあつたような形のものが壮瞥町で動き出すことを我々も期待しますが、ではどこがどのような形でどんな団体をつくるのだというところまでは思い至らないというのが現状なのです。批判しているわけではないです。その中で新しいものをつくることは大変だろうなということ、そして先ほど言ったような趣旨の労を取るといいますか、年と経験を積んだ方の活躍の場、生きがいというものが発露されるものは私たちも応援したいと思うのですけれども、ぜひ知恵と汗を出して、ましてや行政一つでできるわけでもないと思いますので、その辺のところを協議を進めていく考えをもう一度確認してこの質問を終わりたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

高齢者事業団が解散となった後に社会福祉協議会において無料職業紹介事業を開始していることは十分承知しておりまして、その一方で請負ですとか派遣ができないということもあつて十分な機能ということにはなっていないのではないかと、新たな受皿づくりが必要ではないかという、担当課としてはそのような認識の下で新たな組織づくりに向けて在

り方も含めて検討してきたというのが現状でありまして、過去の経緯も踏まえて新しい組織のありようを探っていくのは非常に難しい問題も、問題というか、点もあろうかなと、このように認識しているところでありますので、皆様方にご相談させていただいたり、またご協力をいただいたりしながらあるべき姿を少しでもつくっていきたいと、このような思いでございますので、ご協力をお願いいただければと思っておりますし、検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。

次に移ります。移住定住、関係人口の拡大に関してであります。本町の自然や高速通信網、子育て環境ほか本町の魅力的な環境を最大限生かして、それが前提ですけれども、人材と企業の誘致に取り組みたいと、強化を図りたいと。希望者のきめ細かな意向、考え方の把握とともに具体的な課題の対応など、調整機能を発揮する体系的で一貫した受入れ態勢の構築が重要であるというふうに執行方針で述べております。そのとおりだろうというふうに思いますが、その上で新たに町有住宅を利用した移住体験住宅、これを活用した移住体験プログラムに取り組むということと、それから先ほど言ったような調整機能の強化なのでしょうけれども、体制づくりとコーディネート機能強化とおっしゃっていますけれども、それからオンライン移住相談なんかの実施と、こういったことに関わるためなのでしょうか、3人の地域おこし協力隊を募集してこれに関わってもらおうという話なのかなというふうに理解しますが、その辺のことそれぞれ具体的な内容をもう少しお話しいただければと思うのですが、

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

町政執行方針のほうでそういった移住定住に向けた取組を強化していくということで、地域おこし協力隊も今4名いますけれども、新年度3名募集して体制とコーディネート機能の強化を図ってまいりたいというふうにしておりますけれども、移住定住に関しましては様々な問題もありまして、来年度地域おこし協力隊募集かける分野としてはそういった移住相談の対応ですとか移住情報の収集ですとか、そういったトータルな情報を発信する方を募集したいと、まず1人です。もう一人は空き家を活用した地域活性化を図るような施策をお願いしたいと思っております。そういったことを担っていただく地域おこし協力隊も募集したいと思っております。本町におきましては様々な施策これまでもやってきましたが、来年度はそういった移住体験施設の整備をしまして、移住体験プログラムということですが、そちらも今いる地域おこし協力隊、それから来年度募集する地域おこし協力隊、今言った移住関係、空き家関係、さらには観光関係の地域おこし協力隊も募集したいと思っておりますので、それらの地域おこし協力隊、さらには役場の担当課が連携してプログラムを考えて、移住体験施設を使っていただく方に壮瞥町をより知ってもら

うための何かしらのプログラムを企画して実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 概略は分かりました。てっきり地域おこし協力隊3名を重点的に一点集中させて取り組むのかと思ったら、広範囲にはそういうことになるのでしょうか。でも、空き家活用の専門と観光の人もいらっしゃる。移住対応の方と。いずれにしても、移住体験プログラム、そういったことを対外的に発信して興味をまず持ってもらうということにぜひ力を入れていただきたいというふうに応援したいと思いますが、ちょっと余談になるかもしれませんが、最近新聞で読んだ情報がございまして、地域おこし協力隊にさらに専門的な要素を期待する地域おこしリーダーというのを総務省が新たに制度化したということは御存じだと思いますが、これによりますと従来ある地域おこし協力隊の制度を地域プロジェクトマネジャー制度としまして、名前はどうかあれ別ですけれども、要は地域おこしのいろんな特産品開発や販売、イベント等、補助者ではなくて責任者として活躍してもらうようないわば専門職、地域おこしに関心の高いNPO法人だとか経営コンサルタントの起用などを総務省があっせんしますと。何と雇用経費のうち1人当たり年間650万円国が出しますよという制度なのですが、既に研究されていると思うのですけれども、こんなことにまで地域おこしを地域活性化に向けて総務省、国が協力、応援しますということらしいのでございまして、ぜひこういったことも研究されて検討されたいかがかなと勝手ながら進言いたしました。

先ほどから例えば子育て支援のこともそうなのですが、そういったソフトと申しますか、いろんなメニューをそろえる、少し前言えば子育て支援応援住宅もそうですけれども、保育所のこともそう、そして残念ながらですけれども、医療の整備状況も移住には大きな要素になるかなというふうに思いまして、それはちょっと残念な部分でありますけれども、いずれにしてもいろんな知恵を出して壮瞥町の魅力を発信してということでありまして、人材、もう一つは前回の一般質問というか、議会のやり取りの中でテレワークですとかワーケーション、なかなか出てきませんが、横文字が随分並ぶのはいいのだけれども、結局取っかかりとしてどこに誰にどんな相談をしていくのかというのは全く未知の、我々とすれば分からないのでありますけれども、そういった成功例とか事例研究とかやれていらっしゃるのでしょうか。そんなことがお伺いしたかったのですけれども。そういった専門のアドバイスとかやっていただけるような方はいらっしゃるのでしょうか。そんな情報があればお伺いしたかったなと思ったのですけれども、この際。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

最初のほうに地域おこしリーダー、プロジェクトマネジャー、財政措置650万円あるということで、こちらにつきましては今年度12月ぐらいでしょうか、一回検討はしております。

すが、ちょっとハードルが高いということもあって活用を検討したのですけれども、来年度からの活用には至らなかったというところではあります。今後またいろいろな制度がありますので、その辺検討して使える制度については活用していきたいと思っているところでもあります。

また、テレワークですとかワーケーションに関しましては、まず来年度は移住体験施設をやるということで、そちらも近隣のまちの状況を調べて来年度当町ではやり始めるのですけれども、テレワーク、ワーケーションについてはまだ当町では、先進地の事例とかはインターネットとかでは見ているのですけれども、まだそこまで詳しくは把握していない状況でございまして、役場の中にもまだそちらに精通している職員はいないということで、今後研究して取り入れられるところから取り入れていきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解しました。

では、最後の基金減のない財政運営に関して質問をいたします。先に某議会の某議員の一般質問の中身を紹介させてもらいますが、今後さらに厳しさを増すことが予想される財政状況下にあって複雑化、多様化する行政ニーズに対応していくため、自治体には従来にも増して効率的、効果的な行財政運営が求められています。そこで、本町においても予算編成にあっては既定事業の効果や必要性について改めて検証し、中身を洗い直す事務事業の見直し作業や経常的経費の要求、査定と分けて政策的経費に関する徹底した議論の時間を確保するなど、政策的経費を中心に据えた編成作業の工夫や改善が必要だと思えます。また、政策過程においてはその質と実効性を高めるため、多様多様な行政ニーズの中から何を優先して選び、その実現のためにどんな手段、方法を選ぶのかといった選択機能の向上、おのこの事業を全体的に統括し、調整、連携を図る管理統制機能の向上、事業に対し計画段階での事前分析、予測機能と実施後の結果や過程についての事後検証、評価機能の向上等が必要と思えます。行政改革は、ブームに乗った精神論、関連論ではなく、将来に向けて様々な自治体環境を予想すればその必要性は自明であり、政策形成機能向上のために自己改革の意識を持って行政自らから変わる努力をしなければなりません。やめますけれども、平成10年9月の私自身の一般質問でした。

この時代からも行財政の厳しさというのを見据えてこんな議論をしていたのだなと思いき起こして古いのを調べたのですけれども、翻ってこの時代さらに厳しさを増しているわけではあります。質問の答弁において町長のほうから、この基金減のない財政運営に関してはシリーズのように私質問させてもらっていますけれども、要するに努力している。批判的な意味ではないです。例えばこの前の需用費の削減も努力しています。意味は分かるし、理解もする。数字でも理解しましたけれども、ではどこをどういうふうに誰が工夫して汗をかいて整理していったのかと。そんな全てをつまびらかにするという意味ではないのですけれども、そういった大まかな仕組みが分からないものかなと。どうも精神論、関連論、

やりましたということで終わって僕ら能力のない者には伝わってこない、伝えにくいと、こういうことを言いたかったのですけれども、答弁で予算編成において平成 21 年度からの事業別決算額の推移により既存事業、事務事業の必要性や規模、適切な財政確保等、歳出の削減、効率化を基本にゼロベースから十分な精査を加えた。意味も分かりますけれども、なるほど。言いたいのは、どんなタイミングで誰がどのような視点で断行して、その総体の和として基金減のない財政運営につなげたのかということなのでありまして、前は需用費の抑えると申しますか、支出を抑制するということが効果があるということも理解する。ただ、需用費は需用費で天災を含めたものに大きな影響を受けたり、話はずれますけれども、今回のコロナもそうですし、大雪もそうです。2 年度で財調に詰めたものももしかしたら雪と同時に消えていくかもしれない。悲しい話ですけれども、これが現実ですから、そんなことに左右されながらも、すみません、長くなりましたけれども、前段。言いたいのはどのような形で行われているのか、見える化とも言いませんけれども、我々もそれを頭で分かることで行政のチェックも可能だし、何よりもそういったことを見える化することが皆さんにとっても事務事業見直しのツールとして使えるのではないですか。担当課で頑張っている、この事業には精通して事業についての効率化、適正化を図って財政の軽減化を図ったとしても、担当者が変わったらまた一から勉強するのではなくて、その過程が示されてあれば次の担当者もそれを見て学んでいけるのではないかというようなことを素人なりに感じたものですから、そういったことはどこでどうされているのですかと、長くなりましたけれども。もう一つ言うと、理事者査定においても随分厳しいことをやったと二重で書いてあるのですけれども、その辺のことをもうちょっとつまびらかに教えてもらえればと、こういうことなのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

事務事業の評価についてですけれども、答弁の中で 21 年度からの事業別決算額の推移とか、そういったものを分析してというのがありますけれども、まず新年度予算につきましては新年度の予算編成方針を 10 月の頭に出しまして全職員に通知しまして、それをもって予算編成に取り組んでいただくということでございますけれども、その予算編成方針を出すと同時にこういった平成 21 年度からの事業別決算額の推移も出すという形を取って、それらを分析して予算積算をしていただくという形を取っております。今年度につきましては、予算編成方針、まず課長会議で出しまして課長職に説明をします。そして、その後全職員を対象に予算説明会というものを開きまして、予算編成方針を基に本町の厳しい財政状況ですとか事務事業の見直しの仕方ですとかを説明しまして、それをもって新年度予算の積算を行っていただいているところであります。そういった説明会を開くことによって各職員の意識を高めてもらって、本町の財政状況を把握してもらって、認識してもらって経費節減にもつなげていけるものと思っております。

また、今年度の予算編成の際には各課長の査定、理事者査定で使える資料として各事業

ごとに、全ての事業ごとに事業内容ですとか目的、それから実績、そして課題等を全てまとめた説明書を新たに作ってもらうことをしております。かなりの作業でございましたが、それを作っていただいて、理事者査定ではそれを見て一目でこの事業がどういうものなのか、どういう内容のものなのか、どういう課題を持っているのかというのが把握できるような資料も作っておりまして、そういったのを作って予算要求、予算編成に当たっているとあります。本町の財政状況は非常に厳しくて基金も減っていつている状況でございますので、そういった認識を全職員が持ってこれからも歳出削減、歳入確保に取り組んでいく必要があるものと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ちょっと話はずらしますが、町長の執行方針の中で職員の皆様と意識を共有する、その意識の共有の一つに財政を一つの家計として捉えて考えましょうと。誠に分かりやすく、そのとおりだと思うのですけれども、実際自主財源考えたら、家計でいったらもうパンクはしているのですけれども、ただ地方財政の仕組みは全体で集めた地方交付税という、これは利益還元ではないけれども、税の再分配で当たり前の行為として標準財政規模ぐらいはちゃんとした生活をできる、言い方は変ですけれども、家庭としてはあるわけです。それを無理しないで一家庭の入りと出を工夫しながらやっていると、こういうことに尽きると思うし、その考え方を強調するのも分かる。ただ、前から聞きたかったのはどういった手法、どういった物差し、そういったものがないと新しい人は分からないのではないかということだと、もっと言うと我々チェックをするほうも分からないのではないかということで聞いていましたけれども、今財政担当の課長の詳しく事業に対する評価、分析をしているというものは、そのペーパーを、それがキーとなって動いているのだと、基礎となって動いているのだということだったらすごく説明が理解しやすいのです。

町長ならお分かりでしょうけれども、相当古い時代に、先ほど私の質問がきっかけとは言いませんけれども、そんな大げさなことは言いませんけれども、それも一つの契機となって事務事業評価の事業別決算、事業別予算書みたいなものを作った時期があって、今はないのだから、目的達成のための手段としてはあまりいい手段ではなかったのだろうとは思いますが、それでもそういう努力をした時期もあったと。いわばその精度化、精度を上げて今あるのだというふうに言ってくればすごく理解しやすい。我々もぜひ、見せろとは言いませんけれども、その仕組みとポイントはぜひ見せていただきたいというか、決算審査やりますけれども、議会のチェック、監査機能というのはそこにあると思うし、また多少能力がなくてもその表を見て事業に対する評価もできる。当然皆さん方は行政内部で事務事業の評価を自ら精査できるツールとして使えると、こういったことが先ほど言ったような形の私の考え方だったわけでありまして、言葉足らずだったと思いますけれども、駄目だと言われたら困りますけれども、どんなものがどういうふうに動いている

のか今後勉強させていただきたいという期待を込めて質問を終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

先ほどの平成 10 年のご質問は、私課長職ではありませんでしたので、通信か何かで拝見した記憶がよみがえってまいったところでありますけれども、まさにそうした先ほどの二十一、二年前の質問のとおりであると、このように思っているところであります。

それと、昨年の 10 月に予算編成方針を立てたときに新たな資料として作成をしていただいたものでありますけれども、これは一つ一つの事業を振り返るに当たって根拠がどういふものであるのか、そして受益者がどういふふうになっているのか、そうしたことを見える化する資料であって、それがまだ試行段階でありますので、現段階で完成度を問われれば、初めての取組でありましたので、まだまだ改良の余地はあるかなと、このように思っている資料ですけれども、逆にそれが機能すればどんな担当者の引継ぎにもなるというものであろうと。そういうことを目指しながら作成をしているものであるとご理解をいただければなというふうに思っているところであります。

それと、事業別予算と事業別決算の話でありますけれども、当時運用をさせていただいて、実はその結果として今皆さんにお持ちいただいている予算書についても決算書についても、あのときの事業別予算、決算の事業体系にほぼなったものでありまして、ほぼ同じものがお手元に行っているというふうにご認識をいただければなというふうに思っているところであります。決してあのスタイルがなくなってしまったのではなくて形を変えて今に残っていると、このように僕は認識しておりますので、ご理解をいただければなというふうに思っているところであります。財政の見通しについては、先ほどのご質問の中にもありましたとおり様々な条件で変化するものだと、このように思っておりますけれども、そうした中においても本町がこれからも持続していくためには常に収入と支出を勘案しながら必要な社会資本整備ができる、そうした財政運営を行っていかなければいけないのだろうと、このように私自身思っているところでありまして、先の見通しがなかなか立たないところではありますけれども、こうした取組を継続して基金減のない、そして収支改善を図りながら行財政運営に取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解、またご協力をいただければというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により 3 月 6 日から 7 日までの 2 日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から7日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月8日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時43分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和3年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和3年3月8日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 3号 壮瞥町債権管理条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 町営住宅設置及び管理条例及び壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 壮瞥町墓地条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）について |
| 日程第10 | 議案第10号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第11 | 議案第11号 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第12 | 議案第12号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第13 | 議案第13号 令和3年度壮瞥町一般会計予算について |
| 日程第14 | 議案第14号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第15号 令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第16号 令和3年度壮瞥町介護保険特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第17号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について |

- いて
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 19 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第2号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを
議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 除雪機の補正の専決処分でありまして、内容については説明を伺ったとおりというふうに理解しておりますが、ここで改めて今年のこの補正が今回当初予算1,400万円強に対して2,600万円、倍以上の補正追加がございました。この分だけでも1年以上を超えているのですけれども、さらにこの後の審議事項であります2年度の補正予算でも1,200万円強の補正があるということで、合わせれば6,319万5,000円という過去にないボリュームになっているわけでありましてけれども、その根拠は雪が多かったことに尽きるわけでありましてけれども、改めて過去の除雪費の状況というのを資料に基づいて調べましたけれども、当然その年の降雪量で大きく影響するのでしょうか、1年前から、令和元年、平成31年ですか、これはあくまで除雪業務委託料ですから、砂まきだとか運転委託料は入っていませんけれども、2,300万円、そして平成30年度は3,900万円、平成29年2,900万円、28年2,400万円、27年2,200万円、26年2,000万円、25年3,300万円、24年3,500万円、23年3,000万円と。多分降雪量で違うのだろう。ただ、平成22年以降、以前といいますか、それが1,500万円、21年は1,300万円と。これは詳しく知っているわけではないのですけれども、もしかしたら町の業務として除雪、グレーダーというのでしょうか、ああいった機械運転を町職員がやっていた時代があったかと思うのですが、そういった経費の違いがあるのかなというふうなことを感じたのですけれども、全道

的にはそれほど降雪地域ではないと言われる本町でありますし、また全道を見渡せばもっともっと、とてつもない除雪費で大変な、きゅうきゅうと言っている市町村あるようでございまして、たまたま立場で北海道の議長会に出向していた時期がございまして、その議長さんたちとの会話でおもしろいというか、興味のある話を聞いたのですが、実際基金含めてためているところという言い方は変ですけども、その条件として除雪がかなり大きいと。道路面積、要するに国道、道道がある程度きめ細かく町内にあって、町道が少ないということです。その分が大きく影響すると。何点か挙げていましたけれども、1つは鶴居村だったかもしれませんが、間違いなく基金も多いのです。では何だというわけではないのですけれども、そんな人の町の財政状況を羨んでもしょうがございせん。改めて質問に戻りますけれども、先ほど言ったような数字の流れを担当課としてどのように分析、評価しているのかと。改めて大きくなった除雪費を聞いても詮ないことかもしれませんが、これを多少なりとも減額できるような工夫が今後ないのかと。例えばこういう特殊な機械を導入すれば5年後には削減につながるとか、そんなような仕組みがないのかどうか、この数字を見ながら素朴に思ったのですけれども、何かいいお話が伺えればありがたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、松本議員の除雪に関するご質問にご答弁申し上げます。

今回の除雪の関係で専決に当たりましては1月29日付で、金額としては2,653万4,000円専決させていただきました。後ほど補正の中で今後不足するだろうものについても補正として提案させていただきますけれども、その金額については例年になく多いよというご指摘でございますけれども、その中でも先ほど過去の事例も何点かおっしゃられておりましたけれども、昔は議員おっしゃられるとおり町でやっている部分というのもございまして、直接町がオペレーターを確保してやっていた路線というのが14路線ございます。延長的には12キロ程度が直接町のオペレーターがやっていたというところと、あとは町の重機を貸して運転委託でやっていた路線というのもございまして、そちらは3キロ程度でございますけれども、9路線ほどございます。その他公共施設なども運転委託、そんな中でもやっていたところもございます。そういった経緯で過去のほうは委託している金額というのは少なく見えますけれども、そういう事情はございます。その後町の直接やる除雪もなくなりまして、その分全て委託ということになっておりますけれども、そちらにつきましても人件費が毎年毎年少しずつ上がっていくというところと機械損料的なもの、例えば燃料費だとかも年々上がっていくということで、一概には言えませんが、そういうところでも上がっていくというのと、自然現象ですので、その辺も読み取れないところもございます。

それで、今後今回のように金額も高くなっていくと財政的な負担も大きいということで、何か少なく抑えるような策だとか、そういうものを考えているのかというところではござ

いますけれども、現在も基本的には全て、まずは何かこういう機械を導入したら安くなるのではないかというお話ではあるのですけれども、今のところは基本的に全て今受注業者さんのほうで重機は準備していただいているところでございます。町としてはグレーダー1台だけ保有しているというところでございます。機械も単純に増やしていけばいいというものではないのかなと思ってまして、全道的にといいですか、基本的にはオペレーター不足、担い手不足という問題もありまして、機械だけ増やしても運転する方もいないというようなところでありますので、そういう問題も除雪事業の中にはございます。ということで、うちの町につきましてはその辺何とかグレーダーも確保して、重機も用意していただいているというところで何とか、大雪になると少し滞るところはありますけれども、円滑に除雪は進められているのかなというふうに考えております。ということで、町としては機械を増やしてやると安くなるとかというよりは、もうちょっと効率よくすると経費とか下がらないかなということで受託業者さんともお話ししながらやっているところでありますけれども、今年雪が多かったというのが降る雪自体も多いのは多いのですけれども、気温が低かったということで、そうなるとなかなか横によけて堆積した雪が解けないということで、それが次の除雪のために排雪しなければいけないということになっていきますので、まずその辺を効率よくできないかなというところで町道脇にある空き地など民間の方持っているのですけれども、そういう方にご相談させていただいて、そこに押し込まさせていただけないだろうかということで了解いただきながら雪を押し込んで何とか車幅を確保するというような取組などもやっていたり、あとは町有地なども雪を押し込んだり捨てたりできるようなところも見つけて、そういうところに雪を押し込んだり雪を持っていったりとするような形で少しでも経費が削減できないかという取組は行っているところでございます。ただ、今年は低温と降雪が多かったというところで、ここ最近といいますか、ここ10年間見てもいないような除雪金額になってしまったというところではございますけれども、一応効率よく除雪進められるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第3号 壮瞥町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） これは以前の議案審議でしたっけ、全員協議会の説明の中ででしたか、やり取りがありまして、我々も不勉強なところがあるのですけれども、いわゆる町の債権の中に種類がございましてという説明から始まって、要は強制執行権のある債権と非強制執行権、要するに強制執行権のない債権に分類されると。それは法的根拠に基づいて、あるいは根拠に準拠するということが明記されているところは強制執行権を有するというふうに理解したわけですが、それも含めて今回は強制執行権のないものになるのか、限定なのか分かりませんが、ずっと滞納が続いていて滞納繰越しで、要するに消すことができないでずっと何年もいますよというのは財務状態から見たら健全ではないなという意見もあったし、その辺で整理を加えたものというふうに理解するのですが、また細かいかもしれませんが、まず確認の第1、今回の条例改正は強制執行権と非強制執行権が変わるものでも何でもないということの確認でいいのですよね。ただ、強制執行権のいわゆる滞納処分、要するに滞納した人に対する強制執行の中身ですが、旧来預貯金、不動産などの差押えや担保権の実行などと例示してあるのですけれども、翻って非強制執行権の債権といえば滞納処分が行えないのだよと。今回の条例制定の説明の中で、7条から10条に関してなのですが、督促後履行されない債権について、債権の措置で、これは非強制徴収権のことを言っているのですけれども、10条は。担保の実行、債務名義による強制執行や訴訟手続を行うと規定している。訴訟して強制執行できるのは分かっています、非強制執行権のやつは。だから、裁判に訴えてやることはできる。ただ、担保の実行、要するに担保物権をそのまま差し押さえる云々、担保の実行ってそういう意味だと思うのですが、ここだけ読めば非強制執行権にもそういうことが可能だと読み取れるのかなと、すみません、素人なので詳しく分かりませんが、その辺を教えてください、ということですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず最初に、強制徴収債権と非強制徴収債権の関係、これは議員おっしゃるとおり変更されるものではなくて、それは法律に基づくものは強制徴収ができる。例えば税ですとか介護保険料、後期高齢者保険料。それ以外、法律に定めのないものについては強制徴収することはできないので、議員おっしゃったとおり、もし強制的にやろうと思えば裁判所に訴訟を申し立てるという手続になります。それで、今おっしゃった第10条の強制執行についてなのですが、これ実はもともとは地方自治法施行令に準じて規定しておりますが、ここは私債権について規定をしております、第10条。私債権でなくて強制徴収公債権につい

ては、第 10 条というよりも例えば地方税法ですとか地方自治法とか、そちらのほうで滞納処分なりなんなりできる規定がありまして、ここの第 10 条に書いている強制執行等というのはあくまでも私債権について規定しておりまして、第 1 号、担保の関係とかは私債権であっても担保があればまず担保を実行しなさいと、第 2 号については債務名義というふうにあるのですが、これは判決文書ですとか、あとは和解調書ですとか、あとは公証人役場が発行する公正証書とかと公的なそういう強制執行するための書類が、債務名義というのですけれども、それがあつた場合は強制執行をしなさいと。何もなければ要するに私債権ですので、強制力がないので、第 3 号に書いているのはまず訴訟から、この場合は訴訟手続というような規定をしておりまして、第 10 条についてはあくまでも私債権についての規定となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） この条例の提案に至るまでの経緯を振り返ってみますと、2 年の第 3 回定例会で健全財政運営に向けた債権管理についてということで、滞納解消に向けて今後の債権管理の在り方についてどのように考えるかということで質疑を交わしました。そのときの結論からいいますと、年度内に制度設計に取り組みたいという前向きの答弁をいただいて、今回この条例の提案に早速取り組んでいただいたことに私は感謝申し上げたいと思います。質疑の中で年々増える滞納については、24 年度から法律に基づいていろいろと取り進めたという答弁もいただきました。私債権としての住宅料、簡易水道、集落排水の利用料がありますけれども、これは後ほど補正の中でも出てきますけれども、それを見ると私債権としての住宅使用料滞納繰越しが 809 万円ありました。そして、今回の補正を見ますと 21.3%に当たる 173 万円が入ってきております。さらに、特別会計の簡易水道と集落排水使用料は繰越金が 505 万円あったと思います。そして、この繰越金が 36 万円です。これはパーセントにしますと 7.1%の低額に終わっているのです。そのようなことがあります。その質疑の中で、この滞納繰越金の 809 万円は何年度から滞納使用料が入っているのかという質疑に対しては滞納繰越し分は平成 4 年度からだ。現在令和になりましたけれども、平成に直すと 32 年ぐらいになるのですか。ですから、4 引くと 28 年くらい前のものもこの 809 万円の中に入っている。ですから、4 年度からも入っているので、不納欠損の条件に当たるものと認識していますという答弁もいただいております。ですから、今回このような条例ができたのですから、この条例の目的に沿って私はきちっとした執行をお願いしたいなと。ですから、この執行に当たっては事務の適正化だとか効率化だとかと大きな目標もあります。ですから、私は町民の皆さんにただ単にこの条例ができただけの報告でなくて、この条例によってこのように変わったとか、みんなが一回読んで分かるような優しい表現で条例制定の目的を PR してほしいなと、そのような気がしてなりません。このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

その前に、先ほど松本議員の質問で私第 10 条の関係で私債権、私債権というふうに話したのですけれども、大変申し訳ありません。私債権ではなくて非強制徴収債権という言葉になります。申し訳ありません。訂正いたします。

それと、今の佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。内容についての広報ということです。この条例の制定については、今まで強制徴収債権については条例内で法律に基づいて、住宅料などの非強制徴収債権、私債権については担当課のほうで内部ルール、事務処理手順書などで行っていた事務が今回この条例制定することによって行うべき手続が明確になるということで、そういう法的根拠に基づいた処理が行われるということになります。ご質問というか、ご意見としてそういうことを広くということですので、今イメージにはないのですけれども、どういう形になるかまだイメージはないのですけれども、できるだけ広く分かりやすいようにですか、広報なりなんなりでお知らせできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 壮瞥町債権管理条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 4 号 町営住宅設置及び管理条例及び壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 今回の条例改正は、共益費、すなわち賃貸の集合住宅等で家賃とは別に毎月支払うもので、住宅の借受人が共同で使用したり利用する施設や設備の運営、

維持するための費用と私は理解しております。そして、今回の条例の一部改正で町が直接請求し、集金できるという改正です。そこで、幾つか質問したいと思います。最初に、現在共益費に当たるものは、各住宅玄関に設置の安全電灯といたしますか、階段の下と階段の上にあるこの電気料と私は理解しております。この請求はどこから来て、それを誰に請求し、どこに支払っているかについて1点目。

2点目、その支払い方法で課題があるから、今回の条例を改正して公営住宅入居者の共通の利益を図るため、町長が特に認めた場合にこの共益費を入居者から徴収できるというのが今回の提案だと思いますけれども、現在どのような方法でしてこういう課題があるのだという課題です。その次、入居者の共通の利益を図るとありますけれども、この共通の利益とは何を指しているのか。

それから、3点目、町長が特に認めた場合とありますけれども、現段階で考えられる認める事由といたしますか、理由はどのようなものを想定しているか、このことについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、今回の条例改正なのですけれども、現行の条例では共同施設等の維持管理、運営に要する費用、議員おっしゃられている共益費というものは今の制度では町が直接徴収することはできないということで、理由にもございますとおり、町長が代わって共益費を徴収することができるというものを規定するものでございますけれども、それぞれの団地でどのような形で共益費を支払っているかという現在の流れにつきましては、それぞれの団地でやり方は違うかもしれませんが、基本的には誰か、会計なのか班長さんなのかがいらっしゃって、その方が毎月来る請求を住んでいる方々の人数分で割ったものを毎月徴収して、それを電気事業者さんのほうにお支払いしているというパターンか、あとは班会費ですとか自治会費ですとか、その中でおおよそそれぐらいかかるだろうというものも含めて必要経費を毎月なのか、1年にどっと全て払ってしまうのか、それも団地ごとに違うとは思いますが、そういうような形でその班なり棟なり団地なりで使う必要経費の中からそういう共益費を支払っているという団地もあるかと思しますので、一概にこうやっていますというのは言えませんが、住んでいる方々の中でお金を集めて電気事業者さんのほうに支払っているというのが現状だと思います。

それで、今そのようなやり方やっていてどのような課題があるのかというところでございますけれども、これも自治体によってそれぞれではございますが、全国的にも多くの自治体で公営住宅団地内の共用部分の維持管理経費の徴収だとか支払い方法、その管理については基本的には今言っていたような形で自治組織によって行われているということで、基本的には共益費に自治体は関与しないということが当初、当初というか、今現在そういう形ではあるのですけれども、課題があるということで現在条例ですとかそういうものを規定してやってきているところもあります。でも、共益費自体の定義ですとか、どういう

ように徴収するのかとか、どのように料金算定するのかというのもまだまちまちで、グレーナとところがあって統一的ではないという状況ではありますけれども、自治体のほうで共益費を徴収していく流れというものもできているところではございます。

その課題といたしましては、自治組織による活動というか、入居者自らが活動していただくというところの担い手といいますか、やっていただける方が少なくなっているというか、確保するのが難しいというのが課題になっておりまして、その中には入居者の高齢化だったり中堅層というか、が少なくなっているなどの理由で担い手が少ないようだとか、入居者の意識の変化というところもあるらしくて、自治組織の活動に参加したくないというような入居者も増えてきているというところが出ているようなところで自治体がそういう共益費に関与してくれないかという要望が出てきているというのが全国的な課題の一つというふうになっております。それで、壮瞥町におきましてもなかなか集金したりするというのが、特に高齢者になってくると大変だという声も聞かれたり、その方がお金を集めて金融機関まで行くのにも車もなかったり、歩いて行かなければいけないだとか、それが毎月やるのが大変だとかというような事例も出てはきております。

あとは次の質問で共通の利益とは何かということですが、基本的にはみんなが利益というか、もうけるとかそういうあれではないですけども、平等に同じように集団生活を行っていけるようにという解釈でよろしいかなとは思いますが、そのように徴収したりなんたりするという業務が大変になるよとか、そういうのをやりたくないという方が出てくるような状況になりますと、そもそもが共益費の管理というのは入居者同士で行っていただくというところが維持できなくなってしまうということで、最悪場合によっては団地内のコミュニティーが崩壊してしまうというおそれがあるのではないかとということも予測しているところではございます。ということで、共通の利益というものにつきましては入居者の公平性を保つというところにあるのかなというふうに、これは考えております。

特に認められるそういう、今回の条例改正に当たってどういう事例があるのかということですが、今言ったとおり大体そういうやっていただける方がいないですとか自治会組織、入居者でみんなで行動するということがうまくコミュニティーが取れなくて、ある一定の方に負担がかかってしまったりだとか、そういう事例がご相談もあるというのが現状でございます。ということがありますので、そういう事案が出てきたときには一応建物管理、管理といいますか、大家的な立場であります町のほうに相談もございまして、その中でお話を聞きながら、それが今回公共の利益、そういうものが保てないというような事案であればちゃんとそれは聞き取りしながら状況を把握して、本当にそれが団地内のコミュニティーが保てない、破綻しそうだということであれば新たに今回提案する条例を適用しまして、町が入居者に代わって共益費を徴収する仕組みをつくりたいというのが今回の趣旨でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そうすると、大体分かりましたけれども、今共益費として考えているのは電気料のみと考えてよろしいですね。そこで、皆さんもご承知だと思いますけれども、壮瞥町の賃貸住宅、この条例にある住宅は、一部を除いては二階建ての賃貸住宅が主流です。一つの玄関で、玄関に入ると左右に1世帯ずつ、階段を上っていくと、また左右に2世帯が入る、一つの玄関で4戸の世帯が入っているのが現状です。この階段の下と2階の天井に電灯がついております。この2灯の電灯の維持費が共益費になると私は考えるのですが、そしてその2灯の電灯のためといいますか、踊り場のところに、全部が全部踊り場ではありませんけれども、ところに電灯のメーターがついております。それが壮瞥町の現状なのです。そこで、いろいろと共益費について考えてくると、どのような方法で共益費を計算するのかと、そんなことが疑問に思います。どのような方法で共益費を算出して、町がそういう特別の理由のあるような方というか、班だとか各家庭にどのような算出方法で出た金額を示すのか。

そして、もう一つ、そのような形で示しても未納が私はあるのではないかなと思うのです。未納があった場合に未納部分はどのような形で処理するのか。そんなことが今町がやった場合いろいろな問題が出てくるのではないかな。そして、比較的新しい賃貸住宅は、満室とは言いませんけれども、ほとんど入っております。けれども、昭和45年、46年ですか、に建てた集合住宅については空き家が多くなってきている。そして、その中で例えば一つの玄関で4戸の住宅の玄関ですけれども、1階に1世帯が住んでいて、その向かいに入居者なし、2階も2世帯も入居者なしのような状態もあるのです。その場合その共益費、それはその玄関だけで使用料を1世帯で負担するのかどうか。そんなことを考えてくると、共益費の在り方というものを考えることが必要でないかな。そこで、通常共益費というのは入居前に住宅使用料と共益費は幾らですという形が明示されるのが普通の住宅の賃貸契約でないかなと思うのです。そのようなことを考えてくると、私は対象になる住宅が何世帯あるかは承知しておりませんが、その年間の共益費に当たる電気料が幾らだと、全体で。そして、世帯数で割ると1世帯の平均が出ます。それを12か月で割ると1か月の共益費が出ると思うのです。そのような形に私はしていくべきでないかなという考えを持つのです。空き家だとかいろんなことを考えてくると、私は平等性を欠く面も出てくるので、全体で計算して共益費を割り出すことが望ましいのではないかなと、そんなことを考えているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃられるとおり、基本的には今回考えている共益費というのは共用部分ですので、うちの団地でいいますと階段室だったり廊下室だったりにある照明が主になってくるということになりますけれども、団地の中にはそういう照明のほかにテレビの共聴のブースターというのがあって、それを一つのアンテナでみんなで分配しているので、それに若干の電気料かかっています。それも入居者の負担ということで皆さんから団地内で集

める料金の中に含まれている料金になっておりまして、あとは屋外、駐車場の近くとかに外灯とか立っている団地もあるのですけれども、それも入居者が負担していただいているというところがございます。その電気料につきましては、議員おっしゃられるとおり集約して一つのメーターで共用部分ということで積算しておりますので、現在もそのメーターで使った電気料を入居者の方が払っているというのが現状でございます。それが今回手続を踏まえて町が共益費を徴収することになった場合どのように料金を徴収するのか、金額を算出するのかというところですが、先ほど議員おっしゃられたとおり、一月使った分を基本的には毎月ごと管理戸数で割って1戸当たりこれだけですよというのを示すのですけれども、最後のほうの質問と並行しますので、一緒にお話ししますけれども、基本的には共益費幾らもらうかという決定するに当たってはその前年の電気の使用料というのを調査して確認しまして、それを管理戸数で割って12個で割ります。ということで一月1戸当たりの料金というのは出ます。それを毎年収入調査をやって入居者それぞれに来年度の家賃は幾らですよという通知出すのですけれども、その通知の中に家賃幾ら、共益費幾らという形で今言ったような算出方法で求めた戸当たりの月額をそこに載せて入居者の方にはお知らせして徴収しようかなというふうには考えております。

それと、あとは未納の関係です。今回の条例の中でもうたっていますけれども、共益費の徴収の方法については家賃の規定に準ずるものとするということになっておりますので、基本的には家賃の請求と一緒に共益費も含めて請求して支払っていただくということになりますので、そうなってくると議員おっしゃられているとおり、家賃滞納すると一緒に共益費も滞納してしまうと、残ってしまうというのは現実問題としてあります。それにつきましては債権管理条例等々もつくって今後事務処理していきますけれども、家賃と同じように収納事務についてはしっかりと努めていきたいというふうには考えております。

次の空き家については誰が負担するのだという話ですけれども、この制度を活用していきますと町が負担することになりますけれども、先ほどの質問の中でも出てきましたけれども、どういう形で集めているかということによってその辺の考え方が全然変わってきて、団地全体で自治会費として、その中で共益費を一括して払いましょうということであれば基本的には空き家があるような団地であればその分も団地のほうで、自治会といいますか、自治組織の中で負担するということになっていきますけれども、全体で割ると金額的には、その辺について特に今までは問題になったりですとか指摘は受けたことはなかったのですけれども、現状としては空き家部分も入居者全体で払っているということになろうかなと思います。場所によって階段室ごとにお金を集めてやっているかどうかというのは、基本的に入居者であったり団地にお任せしているので、その集金方法については分かりませんが、可能性としてはないわけではなくて、階段室4戸のうち1戸しか入居していなければ一人で全部負担しているというところもあるのかもしれないですし、その辺も、すみません、町としては把握し切れていない部分もございます。

今回の条例改正につきましては、基本的にといいますか、団地全体で考えておりますの

で、何棟かあるような団地の、そのうちの1棟だけをこの条例適用するとかではなくて、基本的には団地全体で処理していく、処理というか、団地単位で適用していきたいというふうに考えておりますので、個別にそういう問題があるからそこだけというような取扱いにはなっていないのかなというふうに思います。空き家が誰が負担しているのかとかというところは今のところ町としても把握し切れていない部分もありますし、それに対して問題提起されてきている団地もございませんので、また今後この条例適用していく中でそういうお話も出てきたら、まだ整理し切れていない部分もございますけれども、それに対応できるようなことは考えてみたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） これから申し上げることには答弁は必要ありませんが、このことについて私はある自治会に行って聞いてみました。共益費が今後こんな形になりそうな議案が出ているのだけれども、どうでしょうという意見を求めたのです。その方のお話では自治会で一定の決めた金額を徴収していますと。そして、あそこには改良住宅でいうと8棟ですか、あります。8つの列があります。それから、B団地と言われているところは12戸入った住宅が3棟あって、その上に4戸の住宅があります。その中の一つのところに行ったのですけれども、そこではこのような形でやっているということをお聞きしましたので、皆さんにお知らせしたいと思います。自治会の棟ごとに班を構成しているのだと。そして、その中に班長と副班長がいて、副班長が会計を担当していますよと。そこに12戸ですから、玄関が3つあるので、3つの玄関に係る安全灯といいますか、電気料が来るので、それを支払う。その財源どこから来るかという、棟ごとに共益費を集めていますと。その班では500円だそうです。月500円で年間6,000円、その中から北電から来た請求金額を支払っていますよと。そういうのが私が聞いたところです。けれども、先ほどの答弁にありましたけれども、年々高齢化しているのだと、そういうところもあって取り組めない自治会もあるのでないでしょうかという言葉もいただきました。また、住宅は8世帯入るのだけれども、6世帯しか入っていないだとか5世帯だとか、そういう中で共益費が来た場合、そこに不平等が生じるのでないかというような意見も聞かされました。そういうことで、壮瞥町の賃貸住宅の中で取り組まれている一例ですけれども、お話しして質問を終わります。

○議長（長内伸一君） 佐藤議員、答弁は要らないということですが、質疑ですので、答弁を求めたいと思います。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

なかなか貴重なご意見だと思いますので、今後の町営住宅の運営に対して参考にしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 町営住宅設置及び管理条例及び壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第5号 洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 使用料なのですから、1,500円から4,000円に改定するというので、その理由というか、簡単にただ4,000円に適当に決めたわけではないと思うのです。いろんなことを考えて、いろんなことを配慮して4,000円と決めたと思うのですけれども、その理由をお聞きします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 5番、山本議員のご質問に答弁申し上げます。

料金改定の理由についてでございますが、本条例は課題となっております洞爺湖園地船揚げ施設の利用マナーの向上と環境整備のために料金の改定を行うものでございまして、経緯からご説明いたしますと洞爺湖での水上レジャーのマナーにつきましては洞爺湖サミットの前後から問題になってございまして、関係団体や洞爺湖町、壮瞥町の連携の下、協議を重ねまして本条例が制定されたものでございまして、その後洞爺湖適正利用推進連絡協議会という関係団体の協議会が立ち上げられまして、マナー向上についてさらにこれを推進することを目指してきたものでございます。しかしながら、昨年洞爺湖中島における不法工作物が設置された報道がございまして、また当町内においても自ら定めた自主ルールによって動力船の航行について規制を行ってきたところでございますが、そのルール違反も数件見受けられたことから、またマナーの悪化が顕在化してきたということが背景にございます。そこで、関係団体連携の下、マナー向上についても協議を行ってきたわけで

ございますが、並行いたしまして壮瞥町水上レジャー対策協議会というのがございまして、こちらは水上レジャー業者や自治会、警察、管理を委託している委託先、それから町が構成する団体でございますが、そこは毎年マナー向上について協議を行ってきたわけなのですが、かねてより料金の改定による財源の確保と巡視等の強化を求められてきた経緯がございます。そして、次年度、令和3年度からは洞爺湖町におきましても料金改定の動きが予定されると聞いておるところであり、当町としましてもこの機会に足並みをそろえながら洞爺湖園地をよりよい形でご利用いただけるように改善してまいりたいということでございます。

1,500円を4,000円に上げる内訳でございますけれども、これにつきましてはまずどの園地から船艇が発着したかを識別できるビブスと言われるチョッキ、これの備品購入に充てるのが1点、これにより水上を航行する、あるいは不法上陸をしている船艇がどこから出たものかが識別できるということで、それを利用者にも徹底するというのを目的にしております。もう一つは、湖上でのマナーの向上のために特に利用者が集中する週末におきまして船艇を使いまして湖上の見回り、これの委託を行うことにしております。年間15日間ほど計画しております。そのほか園地でのマナーの向上といたしまして野営の禁止や園地の適切な利用のための看板の設置、それから先ほど申し上げた利用者の見回りのための船艇のマスト、旗などの購入、それから湖岸から300メートル沖合以遠を航行するという自主ルールがあるのですが、その区域を明確にする浮標、いわゆるブイの設置、そのほか通常の園地の管理委託、それからしゅんせつなどの手数料等、そういった事業に充当するものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） おおよそ分かりましたけれども、答弁の中にもございましたけれども、洞爺湖町における水揚げ場の利用も値上げする予定だというようなことで、その辺の料金の統一ということは図る予定はないのかということが1つでありまして、そもそもこの園地の利用については、かなり以前に遡りますけれども、旧洞爺村のほうが先行して地域を挙げて船揚げ利用の場所を特定して、そのほかを進入禁止にするようなことをして、有料化にしてマナーを守るような利用者に制限して利用してもらうということが先行しておりました。そこから外れて、いわばアウトローに近い人たちが無料の壮瞥温泉地区の船揚げ場を利用していたというのが地域の、あるいは社会の問題になったというところがスタートであったと思います。その中で皆さん知恵を出して一応ルールを決めて、斜路の管理もしてと行ってきたところであります。ただ、基本的に場所がいいので、焼き肉もしたい、キャンプもしたいというニーズも分からぬでもないということで、野放図に放っておけないから植栽をして、なるべくそういうスペースは埋めていきながらということで、そういったお客さんも地域の観光客ではありますし、むげにも出ていってくれとも言えないというようなことがあってルールを守ってやってほしいということだったと思うのですけ

れども、最近湖上マナーの違反等もレジャー対策協議会、自治会の会長という立場で毎年行っているものですから、その実態も聞いておりますし、業者さん含めて頭を悩ませている部分でもあるということで今回できました。湖面全体を今回のように連絡協議会が立ち上がって同じ目線で協議するということが一番必要なことだということは前から指摘されていたことですから、その辺は一步前進だと思いますし、ぜひルールを前面に押し出して、要は壮瞥町だけが悲哀を浴びることがないといえますか、批判を浴びることのないように、洞爺湖全体でこのような管理をするのだと、そして健全で明るく、きれいな、クリーンな観光地を利用者にも守ってもらいますよということをぜひ全町、洞爺湖町も含めてですし、また関係団体も含めてひとつそういうキャンペーンと言わないまでも対外的なアピール行為をぜひしてほしいと、シーズンが入る前までに、そういうことをご期待したいのでありますけれども。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 2番、松本議員の先ほどのご質問に対してご答弁申し上げます。

質問が2点あったかと思いますが、まず1点目の洞爺湖町側の料金との統一といいますが、足並みをそろえるという点で利用料についての料金のご質問でございますが、洞爺湖町におきましては財田地区の園地船揚げ施設がございまして、こちらはNPOの洞爺まちづくり観光協会が運営主体となっておりまして、いわば民間でございまして、したがって、向こうは条例を制定はしておらず、まちづくり観光協会が所定の料金を決定し、それを周知するという方式になってございます。まだ料金については確定しておりませんが、聞くところによりますと年会費を収受し、かつ当日受付した際に1日の使用料として何千円かを収受するというような情報を洞爺湖町役場を通じまして得てございます。これを完全に足並みをそろえるというのは現段階ではなかなか難しいと考えておりますし、また壮瞥町内においても民間の事業者さんもございます。ただ、そうした中で大体洞爺湖町の財田に見合うような料金体系として4,000円、また先ほど申しあげました環境整備であるとか対策に充当するにはこの金額が妥当であるというふうに判断しているところでございます。

それから、2つ目につきまして関係団体が同じ目線で取り組んでいくこと、住民目線で過去に取り組んできたことを引き続き継続して今後も取り組むべきというご意見とご質問につきましてご答弁申し上げますが、現在洞爺湖町や環境省、後志森林管理署、室蘭建設管理部、それから警察や両町の水上レジャー対策協議会などが連携します洞爺湖適正利用

推進連絡協議会におきまして湖面の水面利用に当たってのマナーの共通ルールブックを作成しているところでございます。恐らく新年度にはこういった関係団体が情報を共有いたしまして、同じ方向に向かって利用者に対して幅広く、いろんな手段で利用マナーの向上を呼びかけると、それを毎年更新していきながら各関係機関が同じ土俵で同じ情報の中で取締りないしは指導、それからルールの遵守の呼びかけなどを行っていくということが非常に重要だと思います。町といたしましても、その辺情報が粗にならないように利用者に対してルールの徹底を周知してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 洞爺湖園地船揚施設管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第6号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 壮瞥町乳幼児等医療費助成に関する条例及び壮瞥町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（長内伸一君） 日程第7、議案第7号 壮瞥町墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） この墓地条例についての制定については、私は今までの流れからいって異議はありませんけれども、以下の点について質問したいと思います。

2年度の事業として弁景共同墓地の廃止に伴って、そこで出た無縁仏をどのようにするかという課題解決のために合同墓を新たに設置したと私は理解しております。この合同墓は、お盆に間に合うようにと設置されました。この合同墓設置後、広報等に一切触れていないのです。それが気になります。そして、この合同墓を造ったけれども、どのような形で運用するのかということもまだ公表されていません。この点が欠けているのではないかと。多分お盆に、あそこにずっとお墓がたくさんありますので、あそこに行った方は合同墓というのができたのだなということは承知しても、それがどのような形で運営されるかということは分からないままにそれを見ていたのではないかな、そんな気がしてなりません。そこで、まず私が主張というか、お願いしたいのは合同墓の設置及び利用規定みたいなものを私は早急に制定すべきではないかと。どのようなときに合同墓に入れることができるのかと、そういうようなことをきちっと明確にすべきではないか。

その次、私たちは11月の上旬に町内の合同視察で行きました。そのときにいろいろと説明は受けたのですが、そこには弁景からの無縁仏が入っていますよということも説明を受けました。そして、右のほうに高さ、私の背よりもちょっと高いのですが、墓誌というのですか、そこにどんな形で入っているかということ、それを明示するというようなことも言っていたのですが、今朝現在ではそういうことは一切なされていないこと、これはどのような理由で遅れているのか。まず最初2点について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1つ、これまで合同墓の設置等について広報等でご紹介していなかったという部分についてになりますが、今までいろいろとこの利用の仕方等について検討を加えてきたというところでございますが、そういった中でなかなか最終的な利用について整理が遅れ

たということで、それについてはおわびを申し上げたいと思っております。

それから、今おっしゃられた利用規定のほうでございますが、こちらのほうは今整理を進めておりまして、例えば墓地条例の施行規則の中に具体的な利用についてうたっていくということで整理を進めております。

それから、それと併せてになりますが、いわゆる合祀名、プレートの設置になりますけれども、これについても細かな利用についてはそこに規定していこうと思っておりますが、以前でも議会のご答弁で申し上げたことあるかと思うのですが、今年度行いました弁景の共同墓地の廃止に伴いまして発生した無縁仏、この5体分の、実際に骨は出ませんでしたので、慣習に基づきましてその土を5体分を入れているということになります。その合祀のプレートについては、そういったお名前等明らかになっていないような場合はそういうことで、プレートについては設置せずに、いわゆる町の、永年管理していくことになると思いますが、その台帳のほうにいついつこういう何体分のものを入れたということで整理をしたいというふうに今整理の方向を考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の答弁理解しないわけでもないのですけれども、2年度でこのような形で取り進めたのですから、私は利用だとか規則だとか、そういうものはその年度内にきちっとやるべきでないか、そう考えるのです。

それから、今5体の無縁仏が入っている。骨はなかったけれども、砂を入れました。それは分かります。けれども、後からも質問しますけれども、今後出てくる墓地の廃止なども私は必要なこと、あるということの立場に立つのですけれども、そのようなときも長い年月かかって骨は出てこなかった。そういう場合が今後も起こり得る。せっかく造ったのですから、例えば何年何月、弁景墓地改葬に当たり何名の無縁仏があったので、ここに埋葬していますというようなものを明記すべきでないか。台帳上だけで処理するのではなくてみんなが見て分かるような形のもので私は進めていただきたいなと思うのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

そして、2年度もあと僅かですけれども、先ほど答弁されたようなことはいつまでやる考えでいるかはっきりお答え願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目に議員のおっしゃられました合祀名のプレートを設置する場所の運用の仕方です。これは以前もご意見いただいた記憶がありますので、それについては今整理を進めております利用の規定について検討を加える中でどう位置づけするか、ご参考に意見をお伺いしてその使い方を考えていきたいと思っております。

また、利用規定のほうにつきましても今年度中に整理をしてまとめる予定となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。しっかり進めてください。

そこで、町内には、この議案にも共同墓地の名前がたくさん載っております。その中でも黄溪の共同墓地、これについては黄溪の硫黄鉱山があったときにそちらに住んでいた方が亡くなったときに利用して共同墓地が設置されたのでないか、私はあくまでも想像ですけども、そんな気がいたします。そこで、この墓地は、皆さん行ったことはあるかどうかは別にして、行ってみますと墓標といいますか、本当にお墓らしいお墓はないのです。そして、大きな石が墓標の代わりになっているだとか、そういうのがこの黄溪の共同墓地の実態なのです。そこで、すぐとは言いませんけれども、そういう墓地をいつまでも台帳上で、条例上で共同墓地と位置づけるのではなくて、弁景で取り扱ったような形で、せっかく合同墓ができたのですから、そちらのほうに入っていて祭るだとか、そういうことが私は今後必要になってくるような気がしてなりません。そのようなことについて、今すぐとは申し上げませんが、黄溪共同墓地の今後の取扱方についてどのように考えているか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃられました黄溪の共同墓地については今年度担当のほうでも状況を確認いたしまして、墓標等非常に少なくなっておりまして、墓参されているかどうかということにも定かには確認できなかったところがございます。今後につきましては、状況を見ながらということになりますが、何しろ弁景の共同墓地廃止、移転についても1,000万円近くの財政的な部分もかかっておりますので、そういった財政的な部分も考えながら適切な時期を見計らってこの課題には取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 関連の質問になろうかと思いますが、昨年来の議論も通じて思っていたことを1つ述べさせていただきたいと思いますが、その先に議論があったかもしれないけれども、まずこの合同墓地の今後の果たすべき役割、まずは弁景の墓地が整理をされて、縁のある方や希望のある方はそれぞれ墓地を分けて、無縁だった方々、あるいは希望があった方々がいたかどうか分かりませんが、それを合同墓という形で、合祀という言葉を使うのですか、埋葬する。今回土だったらしいですけども。未来永劫何らかの形で祭っていくというのでしょうか、言葉が適切かどうか分かりませんが。そして、先ほどのやり取りでせっかくお金もかかって、町費で建てた合同墓なので、その利用についても含めて町内周知は徹底すべきだという話もありました。確かにそうなのかもしれないけれども、物の本質というのは、そのものの性格というのは肅々と、穏やかに、おとなしく、落ち着いて存在すべきものではないかというふうに考えるのであります。

が、その利用について例えば弁景に縁のある方でそういったところもお参りしたいという気持ちの方がお参りをする、あるいは特定以外の町内の方が自分のお墓のついでに自分の町の礎をつくった先達に手を合わせる、そんなケースなのかもしれませんが、もう一つ、去年も議論あったかもしれませんが、この時代になってきて墓じまいという風潮というのか、分かりますよね、詳しく説明しなくても。そういった方々のものも受け入れると、積極的に。積極的という言葉は、これもまた適切かどうか。そういった趣旨のもので、周知してそういう利用ができますよということを推しはかっていくのかと。その辺個人の意見は微妙になるのですけれども、弁景の場合のように全く今後もお参りする方がいない無縁の方を先達、いろんな意味でそこで亡くなった方を今生きる我々が責任を持って整理してあげるということも理解するし、それはそれでこの先もと思うのですけれども、またその延長線上でほかの合同墓地で無縁の方々と同じように祭るということも理解するのですけれども、これ反対しているわけでもないのですけれども、先ほど言った墓じまいの方々も含めてそういった周知もしていくのかなというところで、当然その意思決定があつてなされるのでしょうかけれども、何となく個人的にはまだちゅうちょする部分があるのですけれども、すなわち今の段階でそこまでのお考えをどう整理されているのかなと、こういうことであります。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉夫君） ただいまの墓じまいの関係でご答弁申し上げます。

少子化、高齢化といった社会構造の中で、自分の代で墓じまい、永代供養して子供や孫さんへの負担をかけないような、最近そういう事例も増えてきているのだなというふうに認識しています。それで、こういった墓じまいについてはどこまで役所が関わりするのかということとか、それから基本的にはそれぞれのお寺等がございまずと思われまますので、まずはご親族の方とよく相談されて対応されるべきことなのかなと、そういうことも、私も個人的ですけれども、そんな考え持っていました、今回の合同墓の設置においては町営の墓地の廃止に伴って、これからも先ほど言われていたような荒廃した墓地とかあるようですので、そういったところの墓の廃止に伴って、身内の方がいらっしゃらない、そういう方々のことについてお納めするようなことを基本的に考えて合同墓という形で、規模もそんなような感じだと思うのです。しかしながら、調べてみますと他の市町では公設の合同墓にそうした墓じまい的な対応もされているところもございまずので、そういった事例を、前にも何かの機会にお答えしたかもしれませんが、現状と課題をもう少し研究させていただいて、公設のところがどこまで対応しているのか、それから料金なんかにつきましても民間でやっている部分と、お寺さんと親族の方がご相談されているいろいろな決めていると思うのですけれども、そういったことと、民営とは言いませんけれども、民業とは言いませんけれども、そういったものとの整合性もございまずので、今後の墓じまい的な対応につきましては今後議員の皆様とも議論をしながら決めていきたいなと、そういうふうに考えていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮瞥町墓地条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（長内伸一君） 日程第8、議案第8号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） このたびの壮瞥町介護保険条例の一部の改正につきまして、令和3年度から5年度までの第8期壮瞥町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定において基準となる第5段階月額介護保険料を前第7期計画から500円増額の6,600円、年額7万9,200円とし、改正されようと提案されておりますけれども、まず改めてこの改正に当たり策定委員会でどのような意見交換がなされたのか、それが1点と、また胆振管内の市町村介護保険料の推移についての現状、それについて改めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、介護保険料の改定を含む介護保険事業計画の策定におきまして委員会の中で種々いろんなご意見をいただきました。非常に委員の皆さんも介護保険料については注目をされておりまして、総体的には高齢化率のアップに伴い、徐々に上がっていくということは致し方ない部分があるというご理解をいただいております。また、いかんともしがたい部分はありますが、介護保険料を今後少しでも上げないで抑えていくためには我々のできることにいたしますのは元気な高齢者をつくっていく、なるべく病院等にかからない、あるいは施設に入りきりにならないような事前のいろいろな健康のための支援ですとか、あるいは外出を促すなど、こういった部分のサポートを強化していく、言ってしまうとこれに尽

きるというようなご意見をいただいております。

それから、介護保険料につきまして各近隣の市町も含めましていろいろ情報を入手しながら今回の改定についても担当課のほうで調査してきております。一般的に人口の多いといえますか、都市部といえますか、高齢化率があまり進んでいないところについては低く抑えられているというような状況でございますが、本町のような郡部といえますか、高齢化率の高い町につきましては高くなる傾向になっているということでございます。近隣の町でも当町とほぼ同じぐらいの金額の保険料の設定というところになっているところもございますので、こういったところも今後本町の動きにも参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 理解しました。そこで、今の最後のほうの胆振管内市町村介護保険料の推移、それでこのペーパーを見させていただいたのですけれども、第1期から第7期におきましては、ほとんど壮警が一番介護保険料が高いというふうな形で示されております。先ほどお話しいただいたので、高齢者が多いということも現実なのかなという思いはしているのですけれども、今後介護保険料の改めて受け止め方、要するに今後の見通しです。今回これから3年までありますけれども、その後です。その見通しと対策について何か思案があれば承りたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。町長のほうでもし考えがあれば。担当課長でもよろしいです。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

介護保険料については全国的に、特に高齢化率の高い小さな自治体にとっては非常に大きな問題として、課題として抱えているということで、全国一律の制度の中で運用しているということでございまして、なかなか高齢化率が徐々に上がっていくという中では保険料を抑えていく、逆に下げていくというのは難しい状況でございます。今後を見通した場合に来年度から令和5年度までの3年間、第8期ということでございますが、その後の第9期以降についても今の試算では上げていかざるを得ないというところもございます。具体的なこの課題に対応する施策が今あるかといえはなかなか難しいところではありますが、先ほど申し上げました各種の高齢者に対する健康保険事業、こういったものをきめ細かく丁寧に行っていくということで、その中で少しでも介護保険にお世話にならないような高齢者の方をたくさんつくっていくというのが、それしかないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 壮瞥町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（長内伸一君） 日程第9、議案第9号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般5ページから。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 2点ございますが、まず一般管理費の役場庁舎等維持管理経費の光熱水費の150万円の減ということに関してであります。当初予算が867万9,000円です。実績として717万9,000円という数字で落ち着きそうであります。ちなみに、昨年、令和元年度が実績として911万円、年度補正していますけれども、この差が190万円ほどあるということ、これは随分安く済んだなと思いますが、その主な原因についてお伺いします。

もう一点は財産管理費の公共施設管理事業でありますけれども、修繕料、久保内ふれあいセンターの温泉ポンプの故障と修繕とありました。どんな類いの故障で、またポンプ設置してから何年たった経過なのかということ、ないしはこれ修繕で終わっていますけれども、その代替物品といいますか、新たなそういうポンプの購入等の替えは実際あるのか、また必要ないのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の役場庁舎維持管理費の光熱水費の減の理由ということでございますが、今年度から北電さんとの契約の見直し等をして、あるいは北電さん自体の電気料単価が昨年よりは下がってきているということもあって、それらの影響が1つ考えられると。あとは今年度限りの特殊な事情として、去年の春ぐらいにコロナウイルスの関係で山美湖を一時期閉鎖をしていました。その時期の電力使用料、ボリュームがどんと下がっていて、それが一つの要因になっているだろうと。それから、あまりいい話ではないのですが、昨

年の12月に暖房が壊れて、12月に補正をさせていただきましたが、その間厳冬期ではあったのですが、暖房等を止めていたということで、そこもかなりボリュームを下げています。対前年で2割ぐらい下がっているのです、おおむね妥当な減額かなというふうには考えます。

それから、2点目の財産管理費の久保内ふれあいセンターの温泉ポンプの件でございますが、状況は老朽化が主たる理由だと思いますが、動作が重くて安全装置が多発するので、過負荷が原因だろうというふうに考えますが、それが頻度が上がってきているということで、今はだましだまし動かしているのですけれども、じきに止まってしまうだろうということを予測しています。その関係で工事名というか、科目としては修繕になっていますが、実際は新品に取り替える、そういった修繕の内容でございます。

あと、年数については、申し訳ありません、押さえておりませんでしたので、不明です。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般6ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 企画費のふるさと納税事業に関してであります。今回もふるさと納税の盛況に伴う返礼品、特産品の購入費300万円と手数料600万円の追加補正になっておりますけれども、それそのものは非常にありがたい話だというふうに感じるのですが、若干細かいかもしれませんが、これ全体でいいますと当初は2,700万円でしたか、予算。それが最終的に今の段階で5,600万円まで膨れ上がっておりますが、この手数料に関してなのでありますけれども、まず納税特産品は理解できます。ふるさと納税でお返しする特産品であります。その購入代金。手数料については仲介業者さんの費用も入っている、お支払いする分もあると思うのですけれども、この伸び率だけで計算いたしますと手数料の年度当初予算は727万2,000円だった。それが550万円、600万円の追加補正があって、最終的に1,870万円になるのです。この1,870万円は全体の2,700万円からすると、年度当初でいえば720万円というのは26.8%なのですけれども、最終的に1,800万円までなった手数料というのが全体の5,600万円のうちの33.3%まで膨れ上がっている。膨れ上がっているという言い方、大きくなっているのです。その伸び率含めてどのような仕組みになっているのでしょうかというのが疑問です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の補正でふるさと納税額自体は1億1,300万円の収入予算になっておりまして、手数料に関しては今回の分も含めて1,880万円ぐらいかと思います。率でいうと大体16%ぐらいになっています。この手数料というのは、ご質問にあったとおり仲介する業者さんに払うものでございまして、1つは主として受けていただいている会社が特産品の確保の開

拓であったり、あるいはコントロールであったり、その次に今度は4つのサイトにふるさと納税載せていますので、それぞれのサイトとの調整であったり、あるいは決済手数料とこのを取られるのですが、そういったものの総額がこの金額になります。基本的に成功報酬ですので、寄附金額が増えていけば比例して増えていきますし、減っていけば同じように減ると、そのような性格のものでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 成功報酬であるということと率で上がるというのは分からぬでもないですけれども、課長さんは全体のふるさと納税1億1,300万円との対比で十何%とおっしゃっていましたが、結局では契約の中身というのは納税額に合わせてこれだけのパーセントをいただきますよということになっているわけですね。それをふるさと納税のお返しするものの支出、納税事業の特産品等手数料。ここでそのボリュームで計算すると33%になりますが、契約というのは1億1,000万円のふるさと納税額の中からということに、総体の何%というふうになっているのですか。もう一度確認であります。やっただいていて仕事は多分順調なのでしょうし、それも含めてふるさと納税の増額につながっているということについては評価いたしますけれども、ただその数字根拠みたいなのが分かればお伺いしたいと。

それと、すみません、もう一つ質問があったのは、離れますけれども、心身障害者福祉の関係で説明ございました胆振西部児童デイサービスの補助金で、説明の中にコロナ禍において利用者が減ったので、運営自体に対する補助を増額したということだと説明がございました。そもそも1市3町で行っているのですでしょうか、この事業。その全体のボリュームと町の補助金、1市3町の補助金と財源の仕組みと申しますか、どのようになっているのかということも併せて今回の増額含めてお伺いしたかったということです。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

手数料の仕組みについてですが、先ほども答弁したとおりなのですが、基本的に寄附額、寄附された額の何%ということで契約をしております、それが例えばふるさとチョイスであったり、あるいは楽天とか、幾つかのサイトを使っているのですが、それぞれのサイトによって13%だったり16%だったり17%だったり、それが多少入り組んでいるのですけれども、そういった当初の契約に基づいてやっていくので、基本的に寄附がなかった場合に、例えばゼロだった場合には、月僅かな固定費というのはないわけではないのですが、ほぼゼロ、手数料は寄附がゼロになった場合には手数料もゼロになるというような理解でよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

私のほうからは児童のデイサービスの事業でございます。こちらのほうは1市3町で合同で発達に何らかの障害等があるお子さんの発達支援ということで、伊達市にその施設が整備されておりまして、その運営費について各市町で負担金を計上して運営しているということでございます。大まかに言いますと年間大体2,500万円ぐらいの運営費がかかっておりまして、そのうちの1,000万円ぐらいが人件費ということでございます。この約2,500万円に対しまして利用者からの利用料金というのが総計で大体1,500万円ぐらいあるのですけれども、それ以外の1,000万円程度を各市町で負担しているということでございます。今回の補正につきましては、コロナの影響で利用される方が減ってしまったということで収入のほうが大きく見込めなくなってしまった。ただ、職員はその業務なりに携わる職員を確保しておかなければならないということで、その分の応分の負担が増になってしまったということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 一般6ページ、ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般7ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般8ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 商工費で商工業振興費の商工業振興一般で新商品開発販路開拓支援補助金60万円の減。当初120万円ですから、半額ということなのですが、これは年度当初の予算説明の中で商品開発等何年間か継続して行っていましたグルメマルシェを統合して一つの事業として行うということでございました。このコロナ禍でございましたから、事業そのものの実態も知らないで質問しておりますけれども、具体的に60万円の減額の中身について、その実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

60万円の中身ということですが、議員ご指摘のとおり、今年度はコロナウイルスによりまして予定しておりましたイベントがほぼ中止になりました。これは特産品開発を行って、その販路先、販路を拡大するためにイベントの中で特産品を開発して、それでPRを行って周知して、特産品をさらに魅力を向上させようという一連の事業に対しての補助金を想定したものでございますが、実態といたしましては特産品開発はないわけではなかったのですが、1件、18万8,000円の実績がございました。イベント自体が、これは実態として不可能であるということで60万円減額いたしました。まだ年度途中で特産品開発が出てくる可能性もありますが、そういったもろもろを考えて整理したものでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般 9 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般 10 ページ。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 高等学校総務費の中の備品購入費で庁用器具費で 206 万円ということで計上されていますけれども、これは国の令和 2 年度の三次補正を見込んで高校の ICT 化を図るための温度計測装置付プレハブ冷蔵庫を購入したいということで計上されていると思うのですが、具体的にプレハブ冷蔵庫がどのようなものなのか、また高校としての授業のメリット、それと高校として今後 ICT 化に向けての現状と取組をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目、何点かあったと思いますが、プレハブ冷蔵庫、どのようなものかということでございます。物の中身につきましては 2 坪のプレハブの冷蔵庫ということで、そこに温度、湿度ですとか計測システムをつけまして、その中で温度計測を利用可能にするプレハブの冷蔵庫ということでございます。これにつきましては地域の産業を支える産業人材育成を進めるため、専門高校におけるデジタル化対応装置の環境整備、そういったことを目的に職業教育を行うスマート専門高校を実現し、人材育成を目的に文部科学省の令和 2 年度第三次補正、スマート専門高校の実現、デジタル化対応産業教育装置の整備を活用して壮瞥高校に温度管理システム付きのプレハブ冷蔵庫を整備するものです。メリットと申しますか、それにつきましては温度管理システム付きのプレハブ冷蔵庫で冷蔵保存実験装置として活用し、学校農場の青果物の鮮度保持技術の習得を目指したり品質管理の調査研究などに活用していきたいというふうに考えております。あわせて、今年度、令和 2 年度、GIGA スクール構想において 1 人 1 台端末の整備ということで、壮瞥高校におきましても地方創生臨時交付金を活用させていただきタブレット端末を整備しますが、これらとも連動して ICT 教育の推進にも役立てていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般 10 ページを継続いたします。

1 番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 課長の答弁にもありましたように、令和2年度の国の三次補正のスマート専門高校の実現のデジタル化対応産業教育装置の整備の中のメニューの中で冷蔵庫、実験装置がメニューの中にありましたけれども、今後壮瞥高校としてスマート専門高校、またはスマート農業を見据えたこういう予算というか、そういうものを高校から要望があるのかどうか、また同様の予算が出た場合には取り組む考えはあるのかどうか、そういう部分をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

高校といたしましては、このような補助事業の機会を捉えてこのような温度管理システムつきのプレハブ冷蔵庫ということで、スマート専門高校といいますか、スマート農業にもこれから一歩近づけていきたいというような取組の事例にしていきたいということで整備を要望してきたというところです。ほかにICT教育関連の整備ということですが、今年度、先ほどもお話ししましたが、GIGAスクール構想において1人1台端末ということでタブレット端末も高校で整備させていただいております。今後もこのようなタブレット端末等を活用しながらICT教育の推進に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 国際交流費について伺いたいと思います。

今回コロナ関係で外国教育推進事業でできなかったということで、全額に近いような減額ですが、壮瞥町の外国語教育を振り返ってみると最初は3年間、1年に3か月、9月から11月まで日本に留学している、そして日本語を学ぶ学生が3か月間民泊して、そして学校教育で最初取り組んでいたのです。デンマークから、カナダから、アメリカから、そのように来て行われて、その後通年通しての外国語教育に携わってきたのです。そのように変わってきました。もう30年近い歴史があると思うのです。その中でもこのように、一回もという言葉は適当でないかもしれませんが、このように1年間通して計画したことができなかった。それで、学校教育に及ぼす影響、これはどのように評価しているか。そして、このような状態、今の日本のコロナの感染状況からして来年度も何か継続してこのままになってしまうような気もするのです。そこで、現段階でこれに代わる、もしもできない場合、ほかに代わるようなことを現段階で考えているかどうか。方策、もしもあれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

今年度の学校教育の影響ということでございますが、1つは小学校において学習指導員という制度を活用いたしまして、今年度、伊達市在住の外国人なのでございますけれども、この方につきましてはALTの指導の経験がある方で、昨年の9月からでございますけれども、壮瞥小学

校のほうに学習指導員として来てもらっていて、まずはネイティブな英語ということに触れる機会に役立てて、それらを活用して役立てていったという状況でございます。ただ、一方で中学校におきましてはそのようなネイティブに触れる機会が1年間なかったものでございますが、その分英語の教員でその穴埋めといいますか、学習についてはネイティブには触れられませんでした。学習したという状況であります。

それから、今後の見通しということでございますが、今のところJETプログラムのALTが来日する予定というふうに聞いております。時期についてはまだ未定だと思いますが、早い段階で来ていただけるのかなというふうに思っておりますので、一応そういったことで来年度についてはALTが来ていただけるのかなというふうに思っております。担当で本人、来る予定のアメリカ人と連絡を取っております、本人はこちら、壮瞥町に来る気持ちでいるということを確認しているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ちょっと戻りまして高等学校のほうの施設管理事業のことなのですが、このたびプレハブの温度つきの冷蔵庫を設置することなのですが、現在でも加工品とか何か作っている場合に衛生管理上なかなか戸を開けられないというような状況ある中で、夏なんかとても暑い中で行っているわけです、生徒は。だから、この冷蔵庫設置も必要なのですが、どうなのでしょう、エアコン設置の予定は今後考えられているのでしょうか、お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

実習加工室にエアコンをというお話だと思いますが、今現在夏ですとか高温になって大変だという部分もございますが、窓に網戸設置というような改修をしたり、あるいは扇風機を置いて空気を入れ替えたりというようなことで対応しております。エアコン設置につきましては、財政状況も厳しいということもございますので、そういった状況を踏まえながら今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般11ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 3点ございまして、まず公債費の元利償還なのですが、説明いただきました。この説明書のように元金が増えて利子が減額補正になっているわけですが、元利均等償還の元金が上がって利息が下がったと。借入れから10年たったので、見直しを行ったと。これ金利の見直しと書いていますけれども、借入れそのものを、要するに何をどう見直したのかということに尽きるのですけれども、一般的に元利均等返済と元金均等返済って普通の借金といいますか、借入れの場合ありますよね。その場合は元金と金

利を例えば10年なら10年に決めて、出てくる利息も同じ均等で割って返していくと。一方は残高に応じた利息だから、最初は高いけれども、だんだん低くなると。総体で見れば元金均等のほうが利息としては10年の利息は低くなるけれども、元利均等だと平準化した支出で済むと、こういう利点ですよ、一般的に考えたら。それをどう見直して金利の差が出たのかというのが疑問だったと。家のローンでもそうですけれども、途中から金利の低いほうに借り入れるというようなことはやる手段ではありますけれども、そういった尺度で考えていいのかどうか。まずはどういう償還期間のこういった利率のものをどう変えたのかということの説明をお願いしたいということでもあります。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症対策の中の感染防止緊急対策事業、これも仲洞爺野営場の整備でありますけれども、これは受付を2か所でしたか、建物を造って感染予防対策の施策を伴う受付場所2か所を造るというような話、それと車止めでしたか、進入禁止でしたか、バリケードのようなものを4か所造る。違いましたか。いずれにしても、その前に、その前にというか、第1弾の地方創生交付金のお金でコロナ対策として管理棟の改修、建て替えを行うと、1,000万円。それから、野営場のグリストラップとかいう油を止めるような操作、あともう一つあったと思うのですが、1,150万円でしたか、1,000万円単位のもので改修で行って、次に受付管理棟でなかったでしたか、400万円というのは。これも説明いただいたのだけれども、要するに感染を予防するためのものとしてより安全を図るためのということなのですから、いま一つ頭に刷り込んでこなかったのですが、時期的にも繰越明許で来年あたりに事業を行うのかどうかということもあるのですけれども、もう一度分かりやすく感染予防でここが必要だということを、図も示してもらっているのですけれども、理解不足なので、説明をお願いしたいということです。

最後は、ちょっと多いのですけれども、同じく新型コロナウイルス対策、経済対策で商工業振興緊急対策事業補助金の第1弾、第2弾とありますけれども、その両方とも減額補正でした。それで、改めて商工業振興緊急対策事業補助金の第1弾、第2弾の資料いただいていたけれども、その中身とどの辺が予定と違って少ない支出で済んだのだというところをつまびらかに説明いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時26分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 1点目の公債費の関係についてご答弁申し上げます。

元利均等方式で町債のほう借りておりまして、借りる際に10年以上、15年ですとか20年の期間で借りる起債につきましては10年後に利率の見直しをするということで、そういう契約で借りておりまして、そういったものが今回、今回というか、毎年あるのですけ

れども、元利均等方式で返しますので、今回利率の見直しで利息、利率は年々下がってきている状況ですので、借りた10年前よりも今のほうが利率が下がると。元利均等なので、返す額は同じ、元金と利率を足して返す額は同額。利子下がると元金が増えると。例えば元金100万円返す、利子を10万円返す。そして、利子下がったことによって10万円が例えば5万円になったとしたら元金は105万円で、返す金額は110万円で同額になるわけですので、予算のときには利子がどれくらい下がるか分かりませんので、利子は多めに取っておりますので、利子のほうが大きく下がり元金のほうが小さく増えているという形になっておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうからは2点目の仲洞爺野営場の管理棟の関係でご答弁をさせていただきます。

まず、議員のご質問の最初にありましたコロナ対策の受付所を新設するとか、あるいは動線を絞るためのバリエードの設置に関しては今回の予算とは別になります。改めて後日ご提案をさせていただき予定で今準備を進めております。今回の400万円についてなのですが、こちらは昨年コロナの二次でしたか、の交付金のときに仲洞爺の野営場の管理棟を建て替えたいということで1,000万円の予算を計上させていただいて可決いただきました。目的は、コロナ対策というよりもアフターコロナに、一度離れたお客さんをまた仲洞爺野営場に帰ってきていただくと、そのための利用環境の向上を図ろうということで、関連してグリストラップの整備なんかも1,000万円とは別に予算立てして整備を終わっております。

今回400万円の追加計上という形になります。なぜ1,000万円で可決したものがまた400万円追加になるのかということですが、端的に1,000万円の計上の段階では積算が甘かったということですが、これについてはひとえにおわびを申し上げます。言い訳になるのかもしれませんが、去年の段階では時間的な余裕もなく、正直言うと設計書を起こして1,000万円というものを積算したのではなくて、これまでの実績、類似の施設なんかを見ながらこれくらいだろうということで積算をしたのですが、その後設計作業や打合せに入っていくところ思ったよりも附帯の設備、シャッターだとか、いろんな設備があるということを改めて確認をして、それらが維持管理上必要であるということで当然つける。それから、よくよく調べるとアスベストも一部含まれていて、それらの処理費用もかかる。そういった細かなものが多々出てまいりまして、設計をしたところ予算的に足りないのでは、執行できないと、そういう状況でございました。今回コロナの交付金の整理に併せて追加のお金を計上させていただきまして、今回可決をいただきましたらこれを繰り越して来年度の着工を考えているというところでございます。ただ、来年度、令和3年度は現段階では春の段階からオープンする予定でございます。同時並行であそこで工事をするというわけにはいかないので、繰越しだけはして、実際に着工するのは多分秋以

降、シーズンが終わってからのものになるであろうというふうに推測をしております。繰り返しになりますが、事務上適切ではなかったというふうに考えておりますので、今後このようなことのないように十分注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 3点目、商工業振興緊急対策事業についてのご質問でございます。この実績が中身とどうであったかということでございますが、商工業振興緊急対策事業補助金といたしまして第一次分が451万円、第二次分が1,382万4,000円の減額となっております。内訳でございますが、第一次分については法人で約40事業者を見込んでいたところ、こちらが37事業者、新規商工会加入事業者が10事業者を見込んでいたところ3事業者にとどまったこと、また売上減に応じて補助をいたします加算額のうち20%から50%減となった事業者に対して補助するものでありますが、こちらが当初27事業者に対して10事業者程度の申請であったこと、それから委託補助をいたしました商工会の事務費で16万円の減額があったことなどなどによりまして451万円の減となりました。また、第二次分につきましては、観光対策経営持続化支援につきましては上限200万円の想定を14事業者といたしていたところでございますが、こちらが9事業者にとどまったこと、それから100万円未満の補助額が13事業者を予定いたしましたところ8事業者にとどまるなど申請事業者が想定より少なく、1,382万4,000円の減となったものであります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について一般1ページ。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 歳入のほうで固定資産税と入湯税の関係、これは大きく実績によって落ち込んでいるということでございますが、この具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、固定資産税と入湯税の減額内容ということなのですが、まず固定資産税につきましては、今回新型コロナウイルス対策関係で納税猶予、国の制度なのですが、納税猶予ができることになっておりまして、全体で18件ほど、700万円程度なのですが、その納税猶予がある関係で固定資産税は減額になっております。また、入湯税の関係なのですが、入湯税につきましても新型コロナウイルスの関係で観光客というか、入湯客がかなり減っているということで、人数にすると前年比大体4割以上の入湯客が減っていると。令和2年度税率を改正しまして、宿泊を1泊150円から300円に、6月から

ですか、改定はしたのですけれども、観光客、入湯客が減っている関係で大幅に、当初予算から見ますと2,800万円程度ですか、の減収になったというものであります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般2ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般3ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 素朴な疑問で恐縮でございますけれども、諸収入の雑入、宝くじの交付金収入なのですが、133万4,000円の増額補正でありました。これ今年度も前年度も当初予算は160万円ということで動きがなかったのですけれども、この時期にきて130万円もの増額と。なぜなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

宝くじの交付金収入につきましては、例年ハロウィンジャンボの収益金について交付されているものですが、今年度につきましてはサマージャンボの分につきましても交付するという通知が市町村振興協会から来まして、協会のほうに確認しましたところ予定では令和5年度までサマージャンボについても交付するということで考えているということで聞いております。その分で増えておりますが、ハロウィンジャンボのほうで133万円、残りの分がサマージャンボの交付金となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般4ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） これもささいなことの質問になるかもしれませんが、減収補填債、これは説明ございまして令和2年度限定で減収に応じた起債でありますということでありまして、地方揮発油税、ガソリン税の地方税です。地方消費税交付金、市町村のたばこ税の減収見込額の分を起債したと。一方、その下の猶予特例債というのは先ほどの話にもございましたけれども、町民税、固定資産税などの、あと地方消費税ですか、その納税の猶予をした分の起債であると、減収分の、という説明で理解しましたけれども、素朴な疑問といいますか、減収補填債のほうであります、479万4,000円の起債。先ほど言いましたように、地方揮発油税、地方消費税交付金、市町村たばこ税の減収見込額がこの額だという話なのですけれども、予算補正で収入減していませんよね。これはどういうことなのでしょう。この後するのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

減収補填債につきましては、提案理由説明でご説明したとおり、年度途中の減収に対して減収を補填する特別の地方債の発行可能ということで、今回地方揮発油譲与税と地方消費税交付金、それから市町村たばこ税の減収分について起債ができるというものでございまして、こちらの減収分につきましては地方揮発油譲与税と地方消費税交付金につきましては国のほうから通知が来ておりまして、あとたばこ税につきましては実績に応じて最終的な起債するのですけれども、予算とは関係なく国からの壮瞥町の減収分という見込みの通知が来まして、それに依拠して起債するものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第2表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第3表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第4表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第15号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 10 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 10 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 11 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 12 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号ないし議案第 18 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 13 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 14、議案第 14 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 15、議案第 15 号 令和 3 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 16、議案第 16 号 令和 3 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 17、議案第 17 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 18、議案第 18 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議案第 13 号から議案第 18 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号から 18 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に佐藤忖君、副委員長に山本勲君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に佐藤忖君、副委員長に山本勲君を選任することに決しました。

◎発議案第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 19、発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

議員報酬については、第 5 次行政改革が実施されていることを踏まえ、平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月まで、各年度において条例改正により 8 %減額としてきたところであります。議会では、議員報酬等について議論した結果、厳しい財政状況を踏まえ、また全国的な新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況を勘案した上で、おおむね議員 1 名分の年間報酬相当額を削減するよう、今年度に引き続き令和 3 年度においても 1 年間、議員報酬 8 %減額の提案を行うものであります。本改正の提案は、1 年間に限った措置ではありますが、引き続き議会活性化、議会改革の議論が行われることを望むものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより発議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎発議案第 2 号

○議長（長内伸一君） 日程第 20、発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 発議案第 2 号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を規定し、また請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるよう全国町村議会議長会が示す標準町村議会会議規則が改正されたことから、本議会においても同様の取扱いとするよう規則の改正を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 壮瞥町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により3月9日から11日までの3日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日から11日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月12日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時52分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和３年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第４号）

令和３年３月１０日（水曜日） 午前１０時３０分開議

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の延長について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
５番 山本 勲君 ６番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎会期の延長について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の延長についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、３月１２日までと議決されていますが、議事の都合によって３月１５日まで３日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は３月１５日まで３日間延長することに決定いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
３月１５日の議事日程は、当日通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
（午前１０時３１分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和3年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

令和3年3月15日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第13号 令和3年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第14号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第15号 令和3年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第16号 令和3年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第17号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第18号 令和3年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第19号ないし議案第23号について
- 日程第 9 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
７番 毛利 爾君 ８番 森 太郎君
を指名いたします。

◎議案第１３号ないし議案第１８号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第１３号 令和３年度壮瞥町一般会計予算について、日程第３、議案第１４号 令和３年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第４、議案第１５号 令和３年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第５、議案第１６号 令和３年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第６、議案第１７号 令和３年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第７、議案第１８号 令和３年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第１３号から議案第１８号までの６件については、３月８日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

３番、佐藤 恣君。

○予算審査特別委員会委員長（佐藤 恣君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和３年３月８日開催の第１回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第１３号から１８号までの令和３年度各会計予算について３日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第１３号 令和３年度壮瞥町一般会計予算について、以下５件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第１３号から１８号までを審査するため、予算審査特別委員会を令和３年３月１０日から１２日までの３日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席し

た説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和３年３月８日開催の第１回定例会において本特別委員会に付託されました議案第１３号から第１８号までの令和３年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審議の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、佐藤 恣。

以上、報告を終わります。

○議長（長内伸一君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第１３号から議案第１８号までの６件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１３号から議案第１８号までの６件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１３号から議案第１８号までの６件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時０５分

再開 午前１０時３０分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第１９号ないし議案第２３号が提出されました。これを日程に追加し、日程第８、各委員会の所管事務調査についてを日程第９とし、議案第１９号ないし議案第２３号についてを日程第８として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

日程第 8 を日程第 9 とし、議案第 19 号ないし議案第 23 号についてを日程第 8 として議題とすることに決定しました。

◎議案第 19 号ないし議案第 23 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 19 号ないし議案第 23 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和 3 年第 1 回定例会に追加提出いたします議件は、議案第 19 号から議案第 23 号までの合計 5 件であります。

それでは、議案について説明させていただきます。

議案第 19 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関し壮瞥町国民健康保険条例の臨時特例として制定したところでありますが、このたび国から条例の適用を令和 3 年 6 月 30 日まで延長する旨通知がありましたので、附則第 2 項に規定する失効日令和 3 年 3 月 31 日を令和 3 年 6 月 30 日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 20 号 令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）について。

令和 3 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額 37 億 6,500 万円に歳入歳出それぞれ 8,656 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 5,156 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

87 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 300 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費の蟠渓地区温泉管移設その 2 工事になりますが、国道 453 号線壮瞥町蟠渓道路改良工事 2 工区の工程の変更により、支障温泉管の移設工事の修正設計を進めておりましたが、このたび施工予定のなかった温泉管について、温泉管を保護するさや管を国道の拡幅に併せて延長整備する必要が判明し、移設工事と併せて速やかに整備できるよう計上するものであります。

88 ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で 1,934 万 7,000 円の計上となります。感染

症防止緊急対策事業になりますが、初めに消耗品費で 118 万 2,000 円の計上となります。その内訳ですが、役場をはじめ学校、その他公共施設等で使用する衛生資材でマスク 6,000 枚、アルコール消毒液 19 缶、ゴム手袋 1,000 組、防護服一式 10 着等を購入するものであります。

次に、仲洞爺野営場感染症対策業務委託料で 400 万円の計上となります。仲洞爺野営場の営業再開に備えて、来場者の上限数や健康状態を管理するための入場前受付所の新設、入退場動線の一本化に向けた施工などの取組を指定管理者に委託するものであります。

次に、農村環境改善センター網戸設置工事で 35 万円の計上となります。農村環境改善センターの多目的ホールの窓に網戸を新設するもので、避難所内の換気機能の向上を図るものであります。

次に、自立型非接触式体温計購入費で 240 万円の計上となります。公共施設や学校、子どもセンターにおける来場者や児童生徒等の検温を効果的に実施するため、自立型の非接触式体温計を 20 台購入するものであります。

次に、アルコール消毒液ディスペンサー購入費で 39 万円の計上となります。役場や山美湖来庁者等が手を触れずに手指の消毒ができるようアルコール消毒液ディスペンサーを 26 台購入するものであります。

次に、飛沫防止パーティション購入費で 47 万 6,000 円の計上となります。子どもセンターでの給食時の飛沫感染を防止するため、パーティションを 17 セット購入するものであります。

次に、小中高等学校備品購入費で 90 万円の計上となります。学校における感染防止対策の充実を図るため、扇風機 11 台や空気清浄機 4 台、加湿器 4 台等を購入するものであります。

次に、書籍除菌ボックス購入費で 31 万 7,000 円の計上となります。図書に付着したウイルスや雑菌を除菌し、図書の衛生対策を図るため、書籍除菌ボックス 1 台を購入するものであります。

次に、衛生資材等購入費補助金で 120 万円の計上となります。町内の医療機関や老人介護施設等の衛生資材等の購入費を補助するものであります。

さらに、簡易水道事業特別会計繰出金で 813 万 2,000 円の計上となります。新しい生活様式に対応し、納入者等の接触機会の低減を図るキャッシュレス決済による収納方式を導入するため、水道料金システムの改修を行うものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費で 6,422 万円の計上となります。初めに、公共施設管理維持体制持続化事業の指定管理者施設運営管理維持支援金で 550 万円の計上となりますが、指定管理者施設の感染拡大防止対策の充実と円滑な運営管理体制の維持を図るため、指定管理者 3 事業者に対して 1 施設当たり 10 万円の感染拡大防止対策費と売上げ減少等に対する支援金を措置するものであります。

次に、商工業振興緊急対策事業になりますが、商工業振興緊急対策事業補助金で 2,800

万円の計上となります。この事業につきましては、壮瞥町商工会を事業実施主体として町から補助金を交付して実施することとしています。その事業内容についてであります、商工会会員の事業継続と経営安定を図るため、商工会加入商工事業者に対し一律5万円を定額補助することとしております。

また、令和2年12月から令和3年2月までの売上げが前年または前々年同期に比べ30%以上減少した町内の観光、飲食、宿泊等事業者については、売上げ減少額の5%に相当する額を最大200万円を上限に補助することとしております。

さらに、壮瞥町起業化促進補助金で100万円の計上となります。この事業につきましては、既存の事業から新規事業に取り組む事業者や新たに町内で起業する事業者に対して事業費の2分の1以内で補助するものであります。

次に、地域経済活性化事業になりますが、地域経済と消費を活性化するため、プレミアム付商品券事業補助金とビジット昭和新山キャンペーン事業補助金を計上するものであります。初めに、プレミアム付商品券事業補助金で1,440万円の計上となりますが、この事業につきましては壮瞥町商工会を事業実施主体として町から補助金を交付して実施することとしています。その事業内容についてであります、町民向けとして1セット5,000円で1万円分利用できるプレミアム付商品券を1,300セット販売することとしており、この商品券の用途としては町内の飲食、観光、商店用で5,000円分と農産品用で5,000円分の利用をできることとしています。また、町外の住民向けとしては1セット5,000円で7,500円分利用できるプレミアム付商品券を2,000セット販売することとしており、この商品券の用途としましては町内の飲食、観光、商店用で4,000円分と農産物用で3,500円分の利用をできることとしております。なお、非課税世帯や高齢者世帯等につきましては、商工サービス用2,500円、農産品用2,500円の合計5,000円の商品券を配付することとしております。

次に、ビジット昭和新山キャンペーン事業補助金で760万円の計上となりますが、この事業につきましては深刻な影響を受けている昭和新山地区の活性化に向けて、そうべつ観光協会を事業実施主体として町から補助金を交付して実施することとしています。その事業内容についてであります、昭和新山駐車場利用者に対し地域限定で飲食や土産購入等に利用できる商品券を配布することによって誘客と消費の喚起を促進するものであります。

なお、説明が前後しますが、地域経済活性化事業の円滑な実施に資するため、商品券や普及啓発資材の印刷製本費110万円と広告料50万円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計繰出金で558万円の計上となります。経営に大きな影響を受けている町内観光事業者等の令和3年度請求分の水道使用料を免除するものであります。

さらに、集落排水事業特別会計繰出金では、集落排水事業繰り出し分で15万6,000円、管理型浄化槽事業繰り出し分で38万4,000円の計上となります。町内観光事業者等の令和3年度請求分の下水道使用料及び浄化槽使用料を免除するものであります。

87ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金で 7,177 万 5,000 円の計上となります。

繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で 300 万円の追加となります。蟠渓地区温泉管移設その 2 工事に充当するものであります。

財政調整基金繰入金で 1,179 万 2,000 円の追加となります。

84 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

議案第 21 号 令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 3 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 6,280 万円に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,380 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

93 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。保険給付費、傷病手当金、傷病手当金で 100 万円の計上となります。国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどして療養のために仕事を休んだ場合に支給する傷病手当金になりますが、このたび適用期間が令和 3 年 3 月 31 日から 6 月 30 日に延長されたことに伴い、計上するものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 100 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に係るものであります。

90 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

議案第 22 号 令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 3 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 2,400 万円に歳入歳出それぞれ 813 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,213 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

98 ページになります。事項別明細書、歳出から説明します。総務費、総務管理費、一般管理費で 813 万 2,000 円の追加となります。一般管理費になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る対応でありまして、水道料金について納入者等の接触機会の低減を図るキャッシュレス決済導入に必要な収納システム改修等の経費を計上するもので、手数料で 13 万 2,000 円、OCR 機器整備委託料で 380 万円、水道料金システム改修負担金で 420 万円となります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、使用料で 558 万円の減額となります。水道使用

料現年分になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る町内観光事業者等の水道使用料の免除によるものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 1,371 万 2,000 円の追加となります。新型コロナウイルス感染症に係る水道料の免除及び水道料金納入時の接触機会の低減を図る収納システムの改修に係るものであります。

95 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

議案第 23 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

103 ページになります。事項別明細書。今回の提案は、歳入予算の補正でありますので、関連がありますので、歳出から説明します。

集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費では、財源の変更で、新型コロナウイルス感染症に係る町内観光事業者等の下水道使用料の免除に伴う財源の整理になります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費では、財源の変更で、新型コロナウイルス感染症に係る浄化槽使用料の免除による財源の整理であります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 15 万 6,000 円の減額となります。下水道使用料現年分になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る町内観光事業者等の下水道使用料の免除によるものであります。

浄化槽使用料で 38 万 4,000 円の減額となります。浄化槽使用料現年分になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る浄化槽使用料の免除によるものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 54 万円の追加となります。新型コロナウイルス感染症に係る町内観光事業者等の下水道使用料及び浄化槽使用料の免除に伴うものであります。

100 ページの第 1 表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲になりますので、説明は省略します。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第 8 のうち、議案第 19 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮瞥町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 20 号 令和 3 年度壮警町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 1 ページから。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般 2 ページ。

4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 私は、新型コロナウイルス感染症経済対策費の中のプレミアム付商品券補助事業について質問したいと思います。

昨年もやったような形で内容的に 5,000 円で 1 万円の商品券をもらえるという事業、それは理解しました。そこで、今回実施期間というのが説明がなかったので、いつ頃から実施して行われるのかということを確認したいのと、改めてもう一点は今回新たに非課税世帯や高齢者世帯につきまして 5,000 円の無料配付ということで理解しているのですが、今現在の該当数というか戸数、もし分かればお伺いしておきたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 4 番、加藤議員からのご質問について答弁申し上げます。

プレミアム商品券の実施時期、1 点目のご質問でございますが、現在経済団体、金融機関などとも調整しているところで、詳細は 5 月広報でより具体的な内容をお示ししたいと考えておりますが、現在のところ 6 月から 9 月までの実施期間ということで考えているところでございます。

それから、２点目、プレミアム商品券につきまして非課税世帯の戸数ということのお尋ねでございましたけれども、非課税、低所得、高齢者世帯、福祉灯油を支給しているような世帯をこれは想定してございまして、現在のところ 180 世帯掛ける 5,000 円の 90 万円の予算で想定しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ４番、加藤正志君。

○４番（加藤正志君） 理解させていただきました。それで、今の答弁の中で１点目のほう、期間できれば、６月頃から予定という考え方をしているみたいですが、その期間、例えば９月ぐらいで終了するのかというようなこと、何を言いたいのかといいますと農産物というのは９月以降いろいろなものが出てくるから、それに向けて購入しやすいような期間を講じていただければありがたいと思うのですが、例えば 10 月末とかリンゴができてくる時期とか。農産物が消費者にとって買い求めできるような、そういう期間を設定していただきたいと思うのですが、そういったものも含めて検討されているのか確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ご指摘の期間については、今回も商工サービス用と農産品用の２つになりまして、農産品が出回る時期にしなければいけないというふうなことも検討いたしました結果、当初は 7 月ぐらいで終わろうかというところを 9 月まで延ばしたというふうに設計を変えた経緯がございます。それで、もう一つは商品券が金融機関を経由して商工会のほうで換金するという事務も実は大変な負担になっておりまして、期間をあまり長期間にするとその辺りの手当てなども必要になってくること、それから壮瞥は農産品が 9 月いっぱいピーク時期であって、本当は 10 月まで延ばすことが望ましいかもしれませんが、前回同様今回も 4 か月の範囲内で、経済効果をなるべくその 4 か月に集中させたいという思いもございまして、このような形に至ったものでございます。

また、今後運営に当たりましては、その辺りのご意見も十分に検討しながら制度をどのようにしたらより効果的な経済の効果があるかということも検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 何点かございますが、細かいことを含めて、まず蟠溪の温泉管の移設ということで、さや管という単語が出てきましたけれども、施工予定ではなかった温泉管について温泉管を保護するさや管の措置が必要になってということでございました。具体的に何が支障で、さや管というのはどんな役目をするものなのかということが 1 つです。

続きまして、公共施設、各小中高校でしょうか、コロナ対策として消耗品としてマスクやアルコール、ゴム手袋などが配布されてございます。参考までに令和 2 年度当初で、当

初といたしますか、コロナ感染症対策として予算組みして支出しております役場とか学校のマスク、アルコール消毒液の消費量というのでしょうか、使った量というのでしょうか、それは予定という言葉も変ですけれども、当初予定して予算を組んだものとどのぐらいの差があったのかということが分かればお伺いしたいということと、それから経済対策の商工会振興緊急対策補助事業、必要な措置を講ずるということで支援するわけでありましてけれども、令和3年3月の2年度の補正予算の資料で令和2年度で経済対策費として予算計上していた商工会の緊急対策補助事業についても減額補正がありましたけれども、実際このことについても当初予定した対象事業者、支援費額、総額と差があるわけですが、その辺は申請主義で、しなかった人が多かったないしは当初予定のボリュームほどではなかったのかと、この辺のこと、恐らく今回も同じぐらいのボリュームで支援するのでしょうか、その辺の把握はどうなっているのかという点についてお伺いします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本議員に確認します。

最初の蟠溪地区の温泉管の部分は一般の1ページになるわけですが、先ほど1ページのところで質問漏れがあったということで質問を受けてよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（長内伸一君） まず最初に、蟠溪地区の温泉管について。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 温泉管の移設のご質問に関してご答弁申し上げます。

今回の工事に関しましては、昨年12月の議会で補正させていただきました修正設計を1月、2月にかけて実施したのですが、その際に判明した部分でございまして、まずさや管というのは国道の道路の表面から2メートルぐらいの深さのところに道路を横断する温泉管が埋設されているのですが、その埋設されている温泉管は裸で埋まっているわけではなくて、これを保護するために保温等と鉄管がかぶせてあるといたしますか、その管の中を通過して温泉管が道路の下を通過しているというような状況であります。今回は国道の拡幅工事ですので、現道が今11メートルぐらいの車道の幅があるのですが、それが5メートルぐらい車道の幅が広がるという部分がありまして、今の現道の幅の部分はさや管で保護されているのですが、広がる部分に関しましては鉄管で保護されていないということが判明いたしまして、今回追加でさや管だけを設置するという工事をするにしましたものであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

2点目のマスクあるいはアルコール消毒液の今年度どの程度消費、購入をしているかということですが、申し訳ございません。その集計資料を今持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、３点目の商工業の振興緊急対策事業についての実態としてどこまで捉えているかというご質問でございますが、前回予想よりも申請額が少なかったということについては、前年度の実績に応じてということでしたところ、もともと４月に売上げがない事業者さんが翌年度も４月時は売上げがなかったというようなこともありまして、オフ期であったという部分も１つ関連はございますが、今回の補助金の対象月につきましては令和２年の１２月から令和３年の２月、先月までの３か月間の実績につきまして、これを前年度もしくは前々年度まで対象にいたします。と申しますのは昨年の２月には既にインバウンドが、クルーズ船であるとか中国の武漢地区を中心に、その頃から影響が出始めていたということで、そこで売上げが落ちたものについては売上げの減少額がそんなに大きく広がらないこともあるだろうということで、インバウンドが潤沢に来町していた一昨年度も対象にしていくと。そういうことで申請される事業者さんに不便をかけないような形で制度を改めて、商工会などと協議しながらより不便が起らないような形の対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時０５分

再開 午前１１時０７分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 先ほど後刻ということで申し上げましたが、考え方についてご答弁を代わってさせていただきたいと思います。

今年度に入ってから具体的な購入量というのは今手元にはございませんが、今年度、昨年の春から購入してきたのはどちらかというと今まさにこのコロナの状況下で、いろんな町の現状の事業の中で活用するという意図でアルコール消毒液ですとかマスクというものを購入してまいりました。今回の購入については、ほとんど防災用という観点で購入をしようというふうに考えています。要は何らかの災害であったり、そのときに避難所であったり、そういったところで使えるようにというのが主たる目的でして、マスクは従前実は防災用ということで持っていたのですが、それは２０年前から、前回噴火の頃から保管しておいたものなので、今回今の状況下でいうと使っていただけるような状況ではないのかなと思って更新をします。避難環境を向上させるということが主たる今回の予算化の目的でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ２番、松本勉君。

○２番（松本 勉君） 了解しました。だったら先に防災、避難所対策だと言っていたのであればありがたかったかもしれませんが、何が言いたいのかという詳しい数字の把

握ということよりも適時適切に必要な量を提供する、用意しておくということは当たり前のことだと思いますので、どんな流れになっていたのかというのが興味関心があったところで、一般家庭もそうでしょうし、また医療機関、福祉施設等も同じなのですけれども、当初どれがどれだけ不足するかというのは手探りの状態で発注したり、それが重なってしまっていて出荷というか、入荷が遅れるというケースが随分目立ったわけですがけれども、今大分落ち着いていますけれども、マスクなんかはほとんど需要、供給バランスが取れているということでもありますけれども、アルコール消毒液に関しては厳しい。ただ、これもいろんな方の声がありまして、たまたま情報をいただいたのですけれども、いわゆる除菌、漂白剤、家庭の使えるやつ、そういったものを希釈して使うということは普通にできることで、そういう知恵も絞れば、これは公共施設に限定しているわけではないのですけれども、一般家庭とか施設もそうなのですから、そういう用意の仕方でも工夫と対応していると。そんな中でどこが不足、何が不足、何が足りない、何が満度だということはタイムリーに把握すべきなのだろうなと自分自身も感じていたものですから、発言したまでです。

それから、さきの一般質問ではないですか、忘れましたが、パーティションもそうなのですから、ビニールの仕切りについてアクリル製のほうが圧倒的に使いやすく、来訪者の除菌対策になりますよという発言しましたが、そんなこともこの先考慮があればいいのではないかと、あくまでこれは参考意見でお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

様々なご助言をいただきまして、ありがとうございます。前の予算審査の際にも申し上げましたが、ビニールの仕切りもアクリル板等にして、かつ消毒管理のほうもより徹底していくように何らかの指針といえましょうか、そういったものをもう一回整理する必要があるなというふうに認識をしておりましたので、それらも含めて今後も適切に管理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 何点かありますので、順次質問したいと思います。

まず、1点目、今までの取組と変わった点で評価できるのは非課税世帯という言葉が入って、そして商工会利用ですか、2,500円、農産物用2,500円、これがそういう世帯に配付しますよ、お届けしますよということなのですから、先ほどの答弁聞いていますと、これは福祉灯油と絡めてという言葉ありましたけれども、灯油を利用するのはこの券の使用期間外ですよ、ほとんどの方が。そういう面の配慮はまずどうなっているのか。私の理解が間違っているのかどうか知りませんが、それで、現在福祉灯油というのは皆さんご承知のように冬期間の低所得者の方、先ほどお聞きしますと対象者が180世帯程度

あるようですけれども、このような方々が商品券等でそちらに利用できるような方策、これも考えていいのではないか。そして、農産物といっても低所得者の方、言葉注意しなければなりませんけれども、私は農産物よりも果物よりもその日、その日の生活をいかに過ごすかということが最大の悩みでないかと思うのです。そういう面で私はもしもこれが2,500円と2,500円、5,000円が福祉灯油などにも使えるような形に持って行ってほしいなど、そんな気がしてなりません。そういうことで、どのようにお考えになるか最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） 3番、佐藤議員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目、私の説明がまずかったかもしれませんが、福祉灯油の助成を受けているような世帯を、そこを参考にしまして180世帯というところを割り出したわけございまして、時期については福祉灯油の時期ではなくて制度は別でということで、設計上その180世帯をそういった非課税世帯に対象として割り出したということでございます。

それから、福祉灯油に実際充当できたほうがよろしいのではないかというご質問でございますが、こちら先ほどの答弁にありましたとおり、時期としては4か月程度と。6月から9月ないしは果物の取れる時期についてまた検討しているところでございまして、あくまでもこれは経済対策と、地域の経済活性化ということを主眼にしてやっていることでございますので、そこはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） それで、質問を続けたいのですが、分かりました。福祉灯油という言葉があったものですから、対象者の中に。そういう理解したのですけれども。それで、低所得者の方、日々の生活で農産物用の2,500円もらってもなかなかそちらに行かないで、私は日々の日常生活の食費のほうに回るのが多いのではないかと思うのです。そういう面で、もしもこのような方々にそういう配慮をするのであれば、農産物用、これに180世帯で2,500円ですから、商品券500円という5枚ですね、商品券の数にすると。非課税世帯の方へお届けするとき農産物用に特殊な何かシールでも貼って、食料品だとか、そういう普通の店でも使えるような形に私は配慮することも必要でないかなと、そんなことを考えるのです。それは私の考えで、行政の考えとは違うのですけれども、その点どのようにお考えになるか。

それと、もう一点、6月から9月まで販売するのですけれども、多分6月に販売するとき1,300セットということは世帯数で1,300あるから、1,300セットですけれども、そのときは1セットどの家庭も買うことができるのです。けれども、前の何かの会議のときに質問したら結構1回目の販売で残っていたのです。その残ったものを2回目の販売、期日を決めて販売しました。そうすると、9時からの販売に8時頃から並んだとか8時半から並んだとかと聞いているのですけれども、2回目の販売のとき早い者が勝ちでなくて、あ

のときはたしか5セットくらい最大で買うことができたと思うのですけれども、広く町民の方々に行き渡るように2回目、残った分を販売するときは最大で3セットぐらいにして、そして2回目にやってもしも残ったとき、3回目のときは何セットでもいいというような形にして広く私は町民の皆さんの手に行き渡るようなことを考えることが必要でないかな、そんなことを考えるのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1点目の低所得層の方の農産品についてシールをつけるなり、両方でも使えるようにというようなアイデアを頂戴いたしました。前回は農産品と商工サービス用両方使える事業所、これは2店舗ほどございました。町内で飲食ないしは生活必需品で使える店舗というのは商工サービス用のみならずその2店舗でも網羅できる点はあるかというふうに認識してございまして、特別な部分にシールを貼ったりしても見落としたりするようなこともありましてトラブルが生じるといけませんので、その辺りはご利用いただく際にきっちりその辺り両方使えますよという店舗を紹介する。あくまでも町内で消費を促すためのものなのでございますので、そこについては抜かりないようにしてまいりたいと思います。

それから、2点目の町民向けのプレミアム商品券が前回残余があつて、二次販売のセット数のご指摘でございますが、私も前回の反省を踏まえまして同様に考えてございまして、二次販売の期日やセット数をある程度限定するないしは整理券を配るなどということで混乱のないように対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 3回目です。これでやめますけれども、私は町民の皆さんの立場になって、十分配慮しているとは思うのですけれども、前回の反省に立って今回、3年度は考えているという言葉いただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、もう一点、ビジット昭和新山キャンペーン、これは昨年私も2回ほど、直接参加でなくて横に行っているいろいろとそういう状況を目にして、ガイドしている人の様子も見たり、ロープウエーに乗って上まで行って、そして観光客の皆さんが喜んで参加している。例えば新聞でこういう報道があつたので、今日札幌から来たのですよというような方の声も聞きました。ですから、大変いいのですけれども、この実施期間、これはいつからいつまで考えているか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ビジット昭和新山キャンペーンにつきましては、ゴールデンウィークを外しましてそれ以降、ちょうど客足が落ちるのが5月中旬以降なのですが、それから夏休みにかかるまでの、北海道の観光自体は上向きになっていく時期なのですが、団体客がなかなかまだ戻っ

てこない中で夏休み手前の7月までを想定しています。ビジット昭和新山キャンペーンは、ガイドツアーも従前どおり行いますが、商品券の枚数については前回1か月ほどで売り切れてしまったということもありまして、これも売り切れ次第商品券の配布は予算の範囲内において終了させていただくというようなことも踏まえまして、3か月、期間を設定しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私も同じところなのですが、非課税世帯の内容はある程度分かったのですけれども、高齢者世帯、ここでいう高齢者というのはどういう、どういうというか、年なのか、福祉灯油みたいに何かを基準にしてとかというのかというのを質問したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

福祉部局のほうとのこれから調整が必要になってまいりますけれども、福祉灯油でいいますと非課税高齢者の世帯である程度、例えば生計を一緒にしておられる息子さんがいらっしゃるという方は対象から外れると聞いております。そういった形で、先ほどご質問があったように、本当に困っている方々の世帯をある程度絞り込ませていただいて申請主義で、これは福祉灯油と同様に申請していただくというような形で考えてございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○商工観光課長（三松靖志君） 漏れまして、高齢者は65歳以上ということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうから1つ確認をするという形になるのか、プレミアム商品券の非課税世帯と高齢者世帯に5,000円の商品券を配付することとなっているということとは、普通のプレミアム付商品券を購入しているとか購入していないとかにかかわらず配付するということなのでしょう。ちょっとそこを確認したかったのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

町民向けのプレミアム商品券、100%の、5,000円で1万円のほうは1,300世帯、全世帯対象でございますので、福祉の世帯との重複はあり得ますということで考えてございます。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

高齢者世帯と、それからプレミアム商品券、これは別でございまして、ですから高齢者世帯で5,000円をいただいても別に購入することは可能ということでございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和3年度壮瞥町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8のうち、議案第21号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 確認なのですが、これコロナにかかって国保加入者が傷病手当金をいただいた場合ということですが、これは交付実績はないという理解でいいのかということと、100万円を取りあえず予算化した根拠といたしますか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 森議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、令和2年度の交付実績というのはございません。

もう一点の、この予算額の算定についてですが、これは国のほうから算定式については

示されておりまして、令和元年の8月から令和2年7月までの国保加入者のうち31年度に収入申告がある被保険者から専従者給与を受けている方を抽出いたしまして、その人数と、それからその方々がこの期間に受けた給与、これから算定を割り出しまして、国の算定式によりますと、その対象者が町内では1人という算定になりますので、この方が1日当たりの給与の3分の2を支給されるということで、それを年間で計算しますと約93万円ということになりますので、おおよそ予算額としては100万円という算定になります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 令和3年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第8のうち、議案第22号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 令和3年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第 8 のうち、議案第 23 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 令和 3 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第 9、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 3 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。

（午前 11 時 34 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員